

平成 29 年度 版

熱海市の福祉・健康

目 次

第1章 総 括

1. 熱海市の人口の推移	1
2. 年齢別男女別人口の推移	2
3. 健康福祉部組織図	3
4. 健康福祉部の事務分掌	4
5. 福祉事務所関係当初予算	8

第2章 高齢者福祉

1. 在宅福祉サービス	
(1) 生きがい活動支援通所事業	9
(2) 外出支援サービス事業	11
(3) 軽度生活援助事業	12
(4) 家族介護用品支給事業	13
(5) 熱海市在宅生活安心システム推進事業	15
(6) 熱海市食の自立支援事業	16
(7) 熱海市在宅高齢者等給食サービス事業	17
(8) 福祉電話基本料金助成事業	18
(9) 老人性白内障・特殊眼鏡等費用助成事業	18
(10) 家族介護慰労金支給事業	19
(11) 老人日常生活用具給付等事業	20
(12) 徘徊高齢者家族支援サービス事業	21
(13) 成年後見人制度利用支援事業（市長申立）	22
(14) 成年後見制度法人後見人等業務委託	23
(15) 社会福祉法人等による利用者負担軽減事業	23
2. 老人福祉法による措置事務	
(1) 養護老人ホームの入所措置	26
(2) やむを得ない事由による措置	28
3. その他の福祉施設	
(1) 熱海市総合福祉センター	29
(2) 民間有料老人ホーム及び高齢者向けマンション・住宅	30
4. 生きがい・交流・学習・就労	
(1) 簡易老人憩いの家設置事業	31
(2) スポーツ・レクリエーション活動	33

(3) 敬老の日記念行事	34
(4) 老人クラブ	34
(5) 公益社団法人熱海市シルバー人材センター	35
5. 基礎調査	
(1) 高齢者福祉行政の基礎調査（熱海市の状況）	38

第3章 生活保護

1. 生活保護	
(1) 生活保護	39
(2) 行旅病人、行旅死亡人取扱い事業	44
2. 生活困窮者自立支援	
(1) 生活困窮者自立支援事業	45
3. 婦人保護	
(1) 女性相談事業	46

第4章 障害福祉

1. 身体障害者、知的障害者、精神障害者の福祉	
◎ 身体障害者福祉の基礎資料	47
◎ 知的障害者福祉の基礎資料	47
◎ 精神障害者福祉の基礎資料	48
◎ 障害福祉制度の基礎資料	48
◎ 障害者施設の基礎資料	49
(1) 身体、知的障害者福祉	
① 福祉有償運送運営協議会事業	52
② 障害者地区相談員事業	52
③ 在宅給食サービス事業	53
④ 重度身体障害者住宅改造費助成事業	53
⑤ 特別障害者手当等支給事業	54
⑥ 重度心身障害者タクシー利用料金助成事業	55
⑦ 重度身体障害者紙おむつ支給事業	56
⑧ 心身障害者扶養共済制度	56
⑨ 重度心身障害者介護手当支給事業	57
⑩ 重症心身障害児童扶養手当支給事業	57
⑪ 軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成金交付事業	58
⑫ 発達訓練指導事業	59
⑬ 小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業	59

⑭ 特別児童扶養手当支給事業	59
(2) 介護給付（障害者総合支援法によるもの）	
① 居宅介護、行動援護、同行援護、短期入所、施設入所支援等	60
(3) 訓練等給付（障害者総合支援法によるもの）	
① 就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助、自立訓練	62
(4) 地域生活支援事業（障害者総合支援法によるもの）	
① 障害支援区分認定審査会運営事業	64
② 手話通訳者養成等事業	64
③ 手話通訳者派遣事業	64
④ 移動支援事業	65
⑤ 日中一時支援事業	65
⑥ 重度身体障害者訪問入浴サービス事業	66
⑦ 障害者スポーツ大会事業	66
⑧ 地域活動支援センター等事業	67
⑨ 熱海伊東地区地域自立支援協議会	68
⑩ 日常生活用具給付等事業	69
(5) 障害者総合支援のその他の事業	
① 特定障害者特別給付費	70
② 身体障害者（児）補装具費支給事業	71
③ 高額障害福祉サービス等給付費事業	71
④ 地域相談支援事業	72
⑤ 計画相談支援事業	73
(6) 自立支援医療（障害者総合支援法によるもの）	
① 自立支援医療（更生医療）給付事業	73
② 自立支援医療（育成医療）給付事業	74
③ 療養介護医療事業	74
(7) 障害者医療費等の助成	
① 重度障害者（児）医療費助成事業	74
② 精神障害者医療費助成事業	75
③ 難病患者等見舞金支給事業	75
④ 難病患者等介護家族リフレッシュ事業	76
(8) 在宅心身障害児への福祉	
① 療育事業業務委託	77
② 障害児通所給付費	77

第5章 児童福祉

1. 児童の養育への福祉	
(1) 児童手当の支給	79
(2) 子ども医療費助成	80
(3) 保育所への入所	81
2. 心身障害児への福祉	
(1) 相談指導	85
(2) 心身障害児一日保育	85
(3) 福祉団体育成	85
(4) その他（障がい福祉室事業）障害福祉の頁参照	85
3. 児童の相談や養護を必要とする福祉	
(1) 家庭児童相談室	86
(2) 児童養護施設等の措置	86
(3) 里親制度	87
(4) 情緒障害児	87
(5) 要保護児童	88
(6) 親子ふれあい教室	88
4. 児童遊園	89
5. 放課後児童健全育成事業	89
6. ひとり親家庭への福祉	
(1) 母子父子福祉資金の貸付	90
(2) 寡婦福祉資金の貸付	91
(3) 児童扶養手当の支給	94
(4) 母子家庭等医療費の助成	96
(5) 母子生活支援施設入所措置	97
(6) 交通遺児見舞金等の支給	97
(7) 母子家庭等自立支援給付金	98
7. 子育て家庭への福祉	
(1) 地域子育て支援センター	99
(2) 親子ふれあいサロン	100
(3) ファミリーサポートセンター	101

第6章 その他の福祉

1. 災害救助	
(1) 災害救助	103
(2) 災害弔慰金・災害障害見舞金	105

(3) 災害援護資金貸付金	106
(4) 被災者生活再建支援制度	107
(5) 被災者自立生活再建支援事業	108
(6) 熱海市災害見舞金の支給	110
2. 日本赤十字社（熱海市地区）	
(1) 日本赤十字社熱海市地区事業	111
(2) 献血事業	113
3. 戦没者遺族等の援護	114
4. 民生委員児童委員活動	115
5. 地域福祉基金の整備状況	117

第7章 介護保険

1. 介護保険制度	
(1) 介護保険制度の概要	119
2. 介護保険事業の実施状況	
(1) 被保険者数及び要介護認定者数等	121
(2) サービス利用状況	122
(3) 介護サービス費の支払状況	123
(4) 地域支援事業	124
(5) 介護サービス提供事業者の状況	125
(6) 任意事業	130
(7) 介護保険料の賦課の状況	132
(8) 介護保険料の低所得者に対する減免状況	133
(9) 介護保険給付費準備基金の状況	134

第8章 健康

1. 母子保健事業	
(1) 妊娠の届出・母子健康手帳の交付	135
(2) 母子健康診査	136
(3) 母子健康相談	141
(4) 母子健康教育	143
(5) 育児スキルアップ支援事業	143
(6) 母子訪問指導	144
(7) 歯科保健推進事業（一部再掲）	145
2. 特定健診・特定保健指導・健康診査事業	
(1) 特定健診・特定保健指導	148

(2) 健康診査	148
3. 健康増進事業	
(1) 市民健診（がん検診等）	149
(2) 新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業	153
(3) 健康相談	153
(4) 健康教育	154
(5) 訪問指導	155
(6) 健康づくり事業	156
(7) 栄養改善事業	159
(8) 健康づくり地区組織活動	164
4. 介護予防事業（一次予防）	
(1) 介護予防普及啓発事業	169
(2) 地域介護予防活動支援事業	174
5. 結核予防・予防接種事業	
(1) 結核健康診断	176
(2) 静岡県結核予防婦人会熱海支部	177
(3) 予防接種法による事業（予防接種）	178
(4) 予防接種法以外による事業（予防接種）	179
6. 熱海市救急医療事業	
(1) 熱海市救急医療事業	180
(2) 救急の日イベント	181
(3) 初島診療所	181

第9章 社会福祉法人 熱海市社会福祉協議会

1. 熱海市社会福祉協議会の概要	183
(1) 広報紙の発行	186
(2) 高齢者料理教室	186
(3) サマーショートボランティア	187
(4) ボランティアセンター（ボランティアビューロー）	187
(5) 地域福祉活動	188
(6) ふれあい福祉相談事業（総合福祉センター4階相談室）	190
(7) 居宅介護支援事業（ケアプラン作成）	190
(8) 訪問介護事業（ホームヘルプサービス）	190
(9) 通所介護事業（デイサービス）	191
(10) 社会福祉大会	191
(11) 赤い羽根共同募金	192

(12) 歳末たすけあい募金	193
(13) 民生委員・児童委員活動の協力	193
(14) 生活福祉資金貸付	193
(15) 日常生活自立支援事業	195
(16) 成年後見制度への対応	195
(17) 生活困窮者自立相談支援事業	196
(18) 小口資金貸付	196
(19) 老人クラブ連合会	196
(20) 在宅介護者の会	196

第 1 章

総 括

第1章 総括

1. 熱海市の人口の推移

年月日	総人口	男	女	世帯
S59.4.1	49,805	22,865	26,940	19,875
S60.4.1	49,276	22,540	26,736	19,981
S61.4.1	48,922	22,328	26,594	20,250
S62.4.1	48,950	22,231	26,719	20,626
S63.4.1	48,729	22,122	26,607	20,771
H1.4.1	48,332	21,906	26,426	20,658
H2.4.1	47,869	21,631	26,238	20,692
H3.4.1	47,489	21,510	25,979	20,739
H4.4.1	47,095	21,281	25,814	20,861
H5.4.1	46,793	21,072	25,721	20,960
H6.4.1	46,375	20,918	25,457	20,916
H7.4.1	46,059	20,834	25,225	21,013
H8.4.1	45,629	20,693	24,936	21,119
H9.4.1	45,203	20,506	24,697	21,175
H10.4.1	44,747	20,310	24,437	21,139
H11.4.1	44,128	20,047	24,081	21,012
H12.4.1	43,624	19,835	23,789	20,999
H13.4.1	43,263	19,654	23,609	21,079
H14.4.1	42,740	19,441	23,299	20,931
H15.4.1	42,582	19,318	23,264	21,087
H16.4.1	42,289	19,202	23,087	21,121
H17.4.1	41,904	19,036	22,868	21,194
H18.4.1	41,720	18,950	22,770	21,319
H19.4.1	41,508	18,850	22,658	21,429
H20.4.1	41,101	18,647	22,454	21,482
H21.4.1	40,592	18,403	22,189	21,410
H22.4.1	40,281	18,280	22,001	21,420
H23.4.1	39,828	18,073	21,755	21,322
H24.4.1	39,498	17,943	21,555	21,357
H25.4.1	39,287	17,783	21,504	21,469
H26.4.1	38,808	17,532	21,276	21,358
H27.4.1	38,284	17,314	20,970	21,235
H28.4.1	37,927	17,148	20,779	21,300
H29.4.1	37,612	16,987	20,625	21,416

平成25年度から外国人人口・世帯を含む。

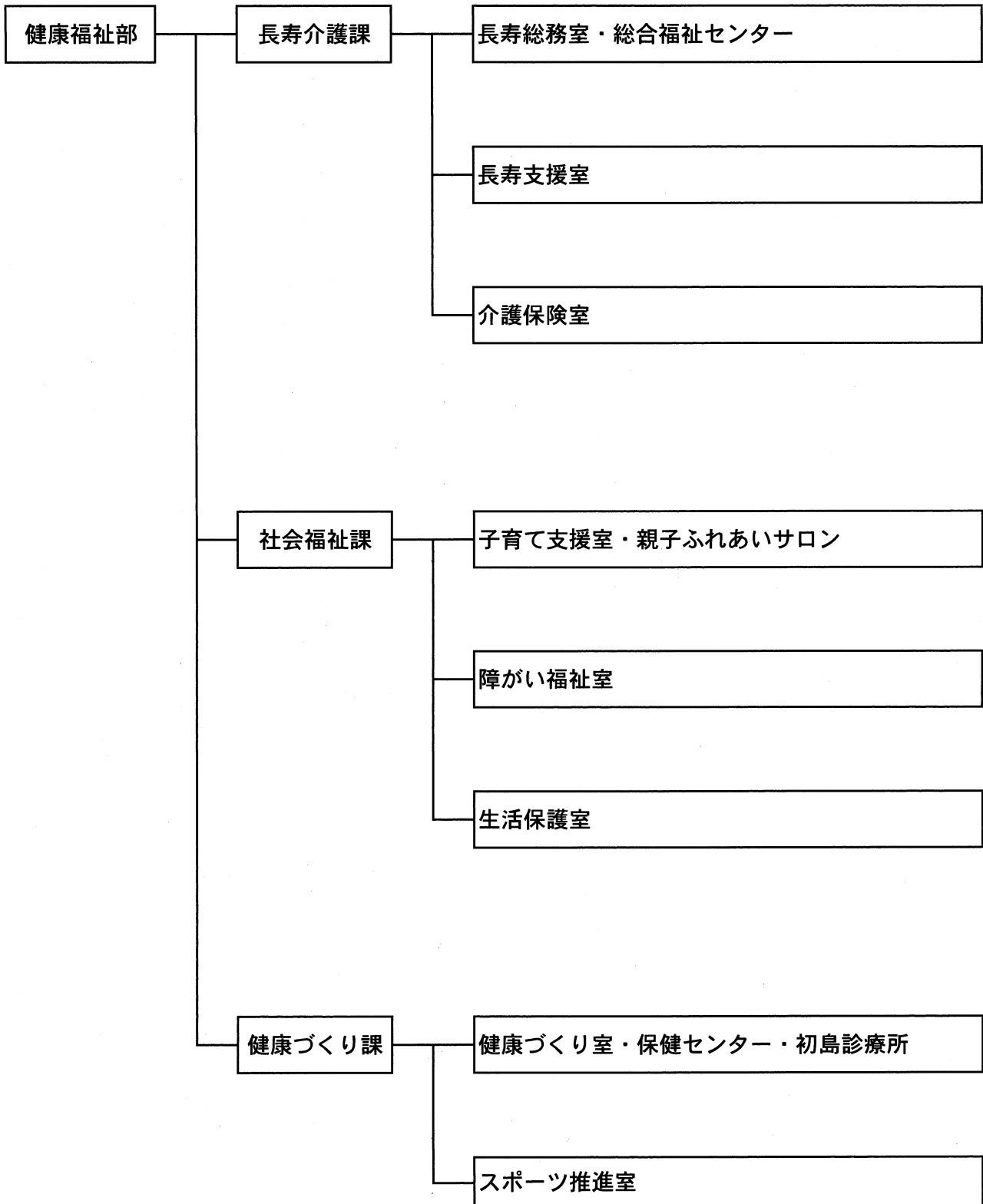
2. 年齢別男女別人口（国勢調査）の推移

(平成29年4月1日現在)

区分	平成12年国勢調査		平成17年国勢調査		平成22年国勢調査		平成27年国勢調査		平成29年住民登録人口				
	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	
0～4	1,351	703	648	1,058	537	521	918	460	458	745	384	361	321
5～9	1,557	825	732	1,310	670	640	1,010	512	498	889	438	451	451
10～14	1,607	804	803	1,480	767	713	1,276	651	625	1,032	530	502	480
15～19	1,758	859	899	1,512	718	794	1,407	684	723	1,283	624	659	604
20～24	2,060	916	1,144	1,518	676	842	1,307	574	733	1,330	623	707	688
25～29	2,534	1,256	1,278	1,715	849	866	1,331	676	655	1,154	558	596	561
30～34	2,213	1,069	1,144	2,228	1,119	1,109	1,542	774	768	1,166	609	557	608
35～39	2,078	1,025	1,053	2,097	999	1,098	2,173	1,088	1,085	1,498	759	739	699
40～44	2,019	989	1,030	2,075	1,022	1,053	2,177	1,073	1,104	2,197	1,104	1,093	1,014
45～49	2,580	1,256	1,324	2,014	977	1,037	2,108	1,045	1,063	2,195	1,100	1,095	1,200
50～54	3,859	1,776	2,083	2,621	1,288	1,333	2,091	1,004	1,087	2,164	1,074	1,090	1,063
55～59	3,981	1,751	2,230	3,963	1,815	2,148	2,786	1,341	1,445	2,209	1,075	1,134	1,117
60～64	3,718	1,603	2,115	4,042	1,784	2,258	4,181	1,901	2,280	2,881	1,377	1,504	1,305
65～69	3,447	1,474	1,973	3,665	1,585	2,080	4,183	1,833	2,350	4,182	1,911	2,271	1,936
70～74	3,035	1,238	1,797	3,319	1,345	1,974	3,571	1,497	2,074	3,921	1,657	2,264	1,670
75～79	2,317	819	1,498	2,773	1,094	1,679	3,066	1,197	1,869	3,292	1,326	1,966	1,455
80～84	1,480	476	1,004	1,850	621	1,229	2,401	860	1,541	2,663	952	1,711	1,007
85～89	898	266	632	936	262	674	1,373	386	987	1,737	571	1,166	523
90以上	444	132	312	562	148	414	704	156	548	947	224	723	260
不明	0	0	0	464	220	244	6	6	0	59	30	29	0
合計	42,936	19,237	23,699	41,202	18,496	22,706	39,611	17,718	21,893	37,544	16,926	20,618	16,987

平成29年住民登録人口には外国人人口を含む。

3. 健康福祉部組織図



4. 健康福祉部の事務分掌

【 長 寿 介 護 課 】

長 寿 総 務 室

- (1) 社会福祉法に関すること。
- (2) 地域福祉計画その他福祉に関する計画の統括に関すること。
- (3) 初島高齢者健康増進施設に関すること。
- (4) 高齢者施策の企画に関すること。
- (5) 民生委員、児童委員及び民生委員推薦会に関すること。
- (6) 日本赤十字社熱海市地区に関すること。
- (7) 被災者の援護に関すること。
- (8) 旧軍人、軍属及び戦没者の叙位及び叙勲に関すること。
- (9) 旧軍人及び軍属の恩給に関すること。
- (10) 戦傷病者、戦没者遺族等の援護及び未帰還者、引揚者等に関すること。
- (11) 保護司会及び更生保護女性会に関すること。
- (12) 社会福祉協議会及び関係福祉団体の指導育成に関すること。
- (13) シルバー人材センターとの連絡調整に関すること。
- (14) 総合福祉センターに関すること。
- (15) その他部内他の課及び課内他の室に属さないこと。

長 寿 支 援 室

- (1) 老人福祉法（入所措置等を除く。）に関すること。
- (2) 高齢者福祉計画に関すること。
- (3) 高齢者の在宅福祉サービスに関すること。
- (4) その他高齢者福祉に関すること。
- (5) 介護予防・日常生活支援総合事業（当該事業所の指定、指導等に係るものを除く。）に関すること。
- (6) 包括的支援事業に関すること。
- (7) 任意事業（介護保険の給付等の費用の適正化に関するものを除く。）に関すること。
- (8) その他地域支援事業に関すること。

介 護 保 険 室

- (1) 介護保険事業の企画、運営及び広報に関すること。
- (2) 介護保険第1号被保険者の資格の得喪及び調査に関すること。
- (3) 介護保険の給付に関すること。
- (4) 高額介護費の貸付けに関すること。
- (5) 介護保険運営協議会に関すること。
- (6) 地域密着型サービス運営協議会に関すること。
- (7) 介護認定審査会に関すること。
- (8) 介護認定の申請及び調査に関すること。
- (9) 第1号被保険者の介護保険料の賦課、徴収及び滞納整理に関すること。
- (10) 第1号被保険者の納付証明に関すること。
- (11) 徴収金の嘱託及び受託に関すること。
- (12) 介護保険事業所（介護予防・日常生活支援総合事業に係る事業所を含む。）の指定、指導等に関すること。
- (13) 地域密着型サービス事業所その他介護保険施設の整備に関すること。
- (14) 介護保険の給付等の費用の適正化に関すること。

【 社 会 福 祉 課 】

子 育 て 支 援 室

- (1) 少子化対策の推進に係る調整及び総括に関すること。
- (2) 児童福祉法に関すること。
- (3) 母子及び父子並びに寡婦福祉法に関すること。
- (4) 児童手当及び児童扶養手当に関すること。
- (5) 子ども医療費及び母子家庭等医療費の助成に関すること。
- (6) 関係福祉団体の指導育成に関すること。
- (7) 家庭児童相談に関すること。
- (8) 親子ふれあいサロンに関すること。
- (9) その他児童福祉並びに母子及び父子並びに寡婦福祉に関すること。
- (10) 子育て支援に関すること。
- (11) 子ども及び子育て家庭に係る総合的支援に関すること。

障 が い 福 祉 室

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に関すること。
- (2) 身体障害者福祉法（援護措置を除く。）に関すること。
- (3) 知的障害者福祉法（援護措置を除く。）に関すること。
- (4) 精神障害者の福祉に関すること。
- (5) 障害者虐待防止法に関すること。
- (6) 心身障害者扶養共済制度に関すること。
- (7) 重度心身障害者医療費及び精神障害者医療費の助成に関すること。
- (8) 障害児福祉手当及び特別障害者手当に関すること。
- (9) 特定疾患療養者の援助に関すること。
- (10) 重症心身障害児児童扶養手当に関すること。
- (11) 関係福祉団体の指導育成に関すること。
- (12) その他心身障害者及び心身障害児に関すること。
- (13) その他課内他の室に属さないこと。

生 活 保 護 室

- (1) 生活保護法（保護措置を除く。）に関すること。
- (2) 行旅病人及び行旅死亡人に関すること。
- (3) 住所不定者（施設管理者のいる場合を除く。）及び旅費欠乏者の援護に関すること。
- (4) 女性相談及び配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律に関すること。
- (5) 納骨堂の維持管理に関すること。
- (6) 総合福祉システムの運用調整に関すること。
- (7) その他生活保護に関すること。

【 健康づくり課 】

健康づくり室

- (1) 母子保健に関する事。
- (2) 予防接種に関する事。
- (3) 健康づくりの推進に関する事。
- (4) 健康増進法に基づく健康診査に関する事。
- (5) 食育の推進に関する事。
- (6) 歯科口腔保健に関する事。
- (7) 救急医療に関する事。
- (8) 結核その他感染症の予防に関する事。
- (9) 特定健康診査及び特定保健指導に関する事。
- (10) 健康づくり関係団体に関する事。
- (11) 総合病院に係る連絡調整に関する事。
- (12) 初島診療所に関する事。
- (13) 保健センターに関する事。
- (14) その他課内他の室に属さない事。

スポーツ推進室

- (1) スポーツの振興に関する事。
- (2) スポーツ活動及びレクリエーションの指導普及に関する事。
- (3) 健康維持スポーツ活動に関する事。
- (4) 社会体育施設の管理及び運営に関する事。
- (5) 社会体育諸団体の育成及び指導に関する事。
- (6) スポーツ推進委員に関する事。
- (7) 教育委員会との連絡調整に関する事。

5. 福祉事務所関係当初予算

(単位:千円)

項目 / 年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
社会福祉費	981,737	1,028,028	1,043,142	1,037,728	1,090,171	1,083,727
福祉総務費	292,687	306,107	299,838	285,301	300,742	297,680
身体障害者・知的障害者福祉費	580,355	612,773	633,717	641,312	652,866	669,397
障害者医療助成費	88,081	89,008	88,242	88,007	88,362	86,747
総合福祉センター費	20,614	20,140	21,345	23,108	48,201	29,903
老人福祉費	176,290	174,577	172,691	214,896	176,674	193,801
老人援護費						193,801
児童福祉費	1,307,286	1,232,193	1,253,614	1,304,305	1,316,994	1,342,020
児童福祉総務費	783,318	693,162	695,190	713,159	667,688	672,966
児童福祉措置費	178,118	181,289	188,252	290,604	339,579	346,405
児童福祉施設費	341,142	348,596	353,747	296,889	309,727	322,649
保育所建設費	4,708	9,146	16,425	3,653	0	0
生活保護費	1,342,681	1,350,738	1,350,842	1,350,772	1,373,611	1,367,400
生活保護総務費	15,441	14,188	14,292	14,222	14,871	8,660
生活保護助成費	1,327,240	1,336,550	1,336,550	1,336,550	1,358,740	1,358,740
災害救助費	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500
災害救助費	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500
福祉関係予算計	3,810,494	3,788,036	3,822,789	3,910,201	3,959,950	3,989,448
民生費	5,573,963	5,491,024	5,670,406	5,828,926	5,842,146	6,017,591
一般会社会計	17,810,000	17,543,000	19,612,000	18,381,000	17,666,000	18,088,000

(注)社会福祉費のうち、国民年金費を除く。
老人福祉費のうち、老人医療費、介護保険事業特別会計繰出金を除く。

第 2 章

高齡者福祉

第2章 高齢者福祉

1. 在宅福祉サービス

(1) 生きがい活動支援通所事業

【目的】 家に閉じこもりがちな高齢者等に対し、通所により各種サービスを提供することにより、社会的孤立感の解消、自立生活の助長及び要介護状態になることの予防を図る。

【対象者】 1. 家に閉じこもりがちな高齢者及び社会適応が困難な高齢者
2. 介護状態には至っていないが、身体の状態などにより生活支援が必要な高齢者

【現状】 本市における生きがい活動支援通所事業は、各介護サービス事業所に委託しており、食事サービス、健康チェック、日常動作訓練等のサービスを提供している。実施施設としては、姫の沢荘デイサービスセンターを始めとする委託事業所が7カ所ある。

【実施主体】 熱海市

【業務委託先】 (福) 熱海いでゆの園、(福) 海光会、(福) 熱海市社会福祉協議会、(福) 湖成会
(特非) グランベルテ、(医) 紀真会まりんデイサービスセンター
(株) 清祐丸

【開始年度】 平成12年度(平成12年4月1日開始)

【利用者負担】 姫の沢荘デイサービスセンター、海光園デイサービスセンター、熱海伊豆海の郷デイサービスセンター、(特非) グランベルテ、(医) 紀真会まりんデイサービスセンターは、1回あたり800円
(福) 熱海市社会福祉協議会は、1回あたり600円
(株) 清祐丸は午前利用者は1回あたり400円、午後利用者は1回あたり250円

【利用回数】 週1回

【事業内容】 ア. 健康チェック イ. 食事サービス ウ. 生活指導
エ. 日常動作訓練 オ. 趣味活動 カ. 養護 キ. 入浴サービス
(熱海市社会福祉協議会は入浴サービス無し。)

【平成29年度当初予算額】 18,407千円(全体)

【平成28年度の実績】

(単位：人)

実施施設等	実利用人数	年間延べ利用人数
熱海市社会福祉協議会	53	1,595
姫の沢荘デイサービスセンター	20	621
海光園デイサービスセンター	17	578
伊豆海の郷デイサービスセンター	24	614
NPO法人グランベルテ	34	1,193
まりんデイサービスセンター	24	878
なぎ日和	6	93
合計	178	5,572

【行政実績】

(単位：千円、人)

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
予算額	16,627	15,600	17,100	16,639	17,926
決算額	15,563	14,969	16,192	15,665	16,356
延べ利用人数	4,926	5,060	5,369	5,302	5,572

【根拠法令等】

熱海市高齢者在宅福祉サービス事業実施要綱（平成12年告示第18号）

(2) 外出支援サービス事業

【目的】 生きがい活動支援通所事業利用者に係る事業実施施設への送迎及び、要援護高齢者に係る医療機関への送迎により、高齢者の在宅福祉の向上を図る。

【対象者】 1. 生きがい活動支援通所事業利用者
2. 要介護度「4」または「5」と判定された在宅高齢者のうち、一般の交通機関を利用することが困難な者（平成14年度より実施）

【現状】 本市における外出支援サービス事業は、生きがい活動支援通所事業利用者に係る送迎について、平成12年4月1日に（福）熱海いでゆの園と（福）海光会へ事業委託したことが始まりで、その後委託先が増えて現在6事業所において実施している。また要援護高齢者に係る医療機関への送迎については、平成14年7月1日に静岡県タクシー協会熱海支部に事業委託したことが始まりで、現在は3事業所において実施している。

【実施主体】 熱海市

【業務委託先】 （福）熱海いでゆの園、（福）海光会、（特非）グランベルテ、（福）湖成会、（医）紀真会、（株）清祐丸、静岡県タクシー協会熱海支部、（株）しらはた「熱海いちばん」、（株）伊豆おはな

【開始年度】 平成12年度（平成12年4月1日開始）

【利用回数】 1. 生きがい活動支援通所事業利用回数
2. 医療機関への送迎は月1回以内で片道のみ

【利用者負担】 1. 生きがい活動支援通所事業利用者のうち（福）熱海いでゆの園、（福）海光会、（福）湖成会、（医）紀真会、（株）清祐丸への委託分は、1日200円、（特非）グランベルテ委託分は、1日100円
2. 医療機関等の送迎は利用金額5,000円までは一割負担。5,000円を超えた場合は業者が一割、市が4,000円を上限に助成、総利用料金よりこれらを差引いた残額を負担。

【事業内容】 1. 対象者の居宅と生きがい活動支援通所事業を提供する場所との間を送迎する。
2. 移送用車輛（リフト付車輛及びストレッチャー装着ワゴン車等）により対象者の居宅と医療機関などとの間を送迎することに対し、運賃を助成する。

【平成29年度当初予算額】 6,390千円 ※生きがい活動及び医療機関への利用分合計

【平成28年度の実績】 (単位：人)

実施施設	実利用人数	年間延利用人数
姫の沢荘デイサービスセンター	20	621
海光園デイサービスセンター	16	485
伊豆海の郷デイサービスセンター	24	614
NPO法人グランベルテ	34	1,193
まりんデイサービスセンター	21	736
なぎ日和	6	93
合 計	121	3,742

(単位：人、円)

医療機関への利用	実利用人数	年間延利用数	金額
	9	38	74,660

【行政実績】 (単位：千円、人)

区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
予 算 額	5,047	5,310	6,028	5,847	6,318
決 算 額	4,616	5,004	5,793	5,266	5,662
延利用人員	3,365	3,594	4,057	3,588	3,742

※医療機関分は除く

【根拠法令等】 熱海市高齢者在宅福祉サービス事業実施要綱（平成12年告示第18号）

(3) 軽度生活援助事業

【目 的】 軽易な日常生活上の援助を行うことにより、在宅のひとり暮らし高齢者等の自立した生活の継続を可能にするとともに、要介護状態への進行を防止する。

【対 象 者】

1. 家に閉じこもりがちな高齢者及び社会適応が困難な高齢者
2. 介護状態には至っていないが、身体の状態などにより生活支援が必要な高齢者
3. 日常生活に援助が必要な高齢者

【現 状】 本市における軽度生活援助事業は、(公社)熱海市シルバー人材センターに運営を委託し、平成12年4月1日から開始している。利用については、平成20年度までは、月に1回で4時間以内であったが、利用者の利便性を図るため平成21年度からは、週に1回以内でひと月の合計利用時間が8時間以内と変更された。

【実施主体】 熱海市

【業務委託先】 (公社)熱海市シルバー人材センター

【開始年度】 平成12年度（平成12年4月1日開始）

【利用回数等】 週に1回以内でひと月の合計利用時間が8時間以内

【利用者負担】 1時間あたり100円

- 【事業内容】
- ア. 外出時の援助
 - イ. 食事・食材の確保
 - ウ. 家周りの手入れ
 - エ. 家屋内の整理・整頓
 - オ. 寝具類等大きな物の洗濯・日干し・クリーニングの洗濯物搬出入
 - カ. 軽微な修繕等
 - キ. 健康管理に関する助言等
 - ク. 栄養管理に関する助言等
 - ケ. 台風時等自然災害への防備
 - コ. その他必要に応じた援助

【平成29年度予算額】 346千円

総額 8人×12月×4.0時間×1,000円=384,000円

利用者負担 8人×12月×4.0時間×100円=△38,400円

【行政実績】

(単位：千円、時間、人)

区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
予 算 額	324	450	346	432	432
決 算 額	292	376	332	254	178
利用時間	324	418	369	282	198
実利用人数	10	10	7	6	4

【根拠法令等】 熱海市高齢者在宅福祉サービス事業実施要綱（平成12年告示第18号）

（4）家族介護用品支給事業

【目 的】 在宅の寝たきり高齢者を介護する家族に家族介護用品を支給することで家族の経済的負担の軽減を図る。

- 【対 象 者】
1. 要介護度4又は5と判定された市県民税非課税世帯の在宅高齢者を介護している家族
 2. 上記のほか、寝たきりの要介護度3、4又は5で失禁等のため紙おむつを使用する方を介護している家族

【現 状】 本市における家族介護用品支給事業は、平成12年4月1日から開始している。介護用品の支給は、寝たきり高齢者を介護している家族に対し、熱海市薬業協同組合に加盟している薬店で利用できる医薬品券を交付することにより行っている。家族は、市内の薬店・薬局で医薬品券と希望する紙おむつ、尿取りパット、使い捨て手袋、清拭剤、ドライシャンプー等の介護用品と引き換えることができる。

【実施主体】 熱海市

【開始年度】 平成12年度（平成12年4月1日開始）

【平成29年度予算額】

97人×12月×@10,000円=11,640,000円

【平成28年度の実績】 (単位：人)

	実利用人数	延べ利用人数
要介護度3	28	197
要介護度4	62	499
要介護度5	45	414
合 計	135	1,110

【行政実績】 (単位：千円、人)

区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
予 算 額	7,800	11,082	11,555	11,195	11,640
決 算 額	7,707	10,304	10,086	10,319	10,199
利用人数	94	121	125	133	135

【医薬品券取扱店】

店 名	場 所	店 名	場 所	店 名	場 所
(株)サイトウ薬品	田原本町	秋本薬局	清水町	みらい薬局	田原本町
(資)杉本薬局	銀座町	熱海薬局	昭和町	ながつき薬局	田原本町
(株)岡田薬局	中央町	メグミ薬局	昭和町	熱海薬品	清水町
高橋薬局	清水町	双葉薬店	上多賀		

(5) 熱海市在宅生活安心システム推進事業

【目 的】 ひとり暮らし高齢者等に対し、緊急通報装置を貸与することにより災害急病等の緊急時に迅速かつ適切な対応をはかり、その福祉の増進に資する。

【対 象 者】 概ね65歳以上のひとり暮らし高齢者等

【現 状】 本事業は、昭和63年度から65歳以上のひとり暮らし高齢者等の事故や災害及び急病等の緊急事態に備えるため、各対象世帯に緊急通報装置及びペンダント型通報端末装置、火災報知機等を設置し、それを業務委託先の事業者のコールセンターと結んでおり、対象者の緊急時の対応や孤独感の解消、安否確認などに役立っている。なお、平成22年度からは、「人感センサー」を取り入れ更に見守りは強化されている。

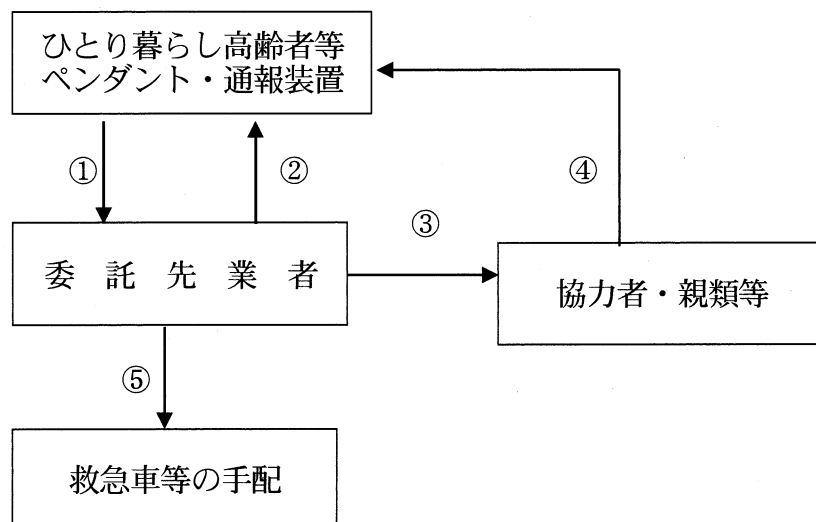
【実施主体】 熱海市

【業務委託先】 (株) エヌ・ティ・ティマーケティングアクト
(平成22年度から5年毎に見積もり合せを行い委託事業者を決定)

【開始年度】 昭和63年度

【事業概要】 委託先業者が設置した機器により安否の確認を行い、異常を検知した場合に消防への通報や、外部協力員への出動要請を行う。

〔連絡網フロー図〕



【平成29年度当初予算額】 9,098千円

2,916円×240台×12月=8,398,080円

2,916円×20台×12月=699,840円

【行政実績】

(単位：千円、台、人)

区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
予算額	4,192	5,000	5,770	7,646	8,399
決算額	4,092	4,892	5,677	7,372	8,121
設置台数	189	226	240	224	240
利用人数	224	265	284	276	278

※ 設置台数は各年度末の設置台数、利用者数は年度内の実利用者人数

【根拠法令等】 熱海市在宅生活安心システム推進事業実施要綱（平成元年告示第3号）

（6）熱海市食の自立支援事業

【目 的】 在宅の一人暮らし高齢者等が安心して健康で自立した生活を送ることができるようにするため、食に関わる各種サービスの調整を行い、食を通じて人のつながりを深め、一人暮らし高齢者等の健康及び福祉の増進を図る。

※食に関わる各種サービスとは、次に掲げるものをいう。

生きがい活動支援通所事業及び通所介護、通所リハビリテーション等における食事の提供等のサービス。地域住民、町内会、ボランティア等が主体となった活動等のインフォーマルサービスにおける食事の提供等のサービス。

【対 象 者】 現に市内に居住し本市の住民基本台帳に記録されている者で、日常の食生活において支援が必要であると認められる者。

【現 状】 年齢等を満たしていれば申出者のすべての方に食事を宅配することを改めて、申出者の生活環境、身体状況を確認、食に関する各種サービスを相互に調整し、申出者に一番合ったサービスを検討、提供していこうとするもの。閉じこもりがちな方に定期的に食事を宅配していくと益々外出の機会を奪ってしまうことになるのではないかなどという観点に立ち、地域包括支援センターの家庭訪問実態調査により、きめ細かい各種サービスの相互調整を実施している。

【実施主体】 熱海市

【開始年度】 平成16年度

【平成29年度当初予算】 912千円

2,000円×456人＝912,000円

長寿介護課一般会計（高齢者福祉サービスプラン作成）

【行政実績】 高齢者福祉サービス計画書作成件数

(単位：件)

区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
姫の沢荘	73	—	—	—	—
海光園	—	—	—	—	—
伊豆海の郷	—	—	—	—	—
泉・伊豆山地域 包括支援センター	28	37	48	46	54
熱海地区地域 包括支援センター	—	268	171	296	262
南熱海地域 包括支援センター	114	121	143	114	105
計	215	426	362	456	421

【根拠法令等】 熱海市食の自立支援事業実施要綱（平成16年告示第20号）

(7) 熱海市在宅高齢者等給食サービス事業

【目 的】 在宅の要援護高齢者等に対し給食サービスを提供することにより、自立と生活の質の確保をはかるとともに家族の身体的、精神的な負担の軽減を図る。

【対 象 者】 概ね65歳以上の在宅のひとり世帯、高齢者のみの世帯又は、これに準ずる世帯

【現 状】 給食サービスは昭和52年より開始され、梅園荘にて調理し、職員等により配送を行っていたが、平成8年度より、民間委託に変更し、月曜日～土曜日の内、週4回までの希望曜日に、配送によるサービスを行っている。

この利用については、申請により利用決定を行っているが、利用者については、給食の原材料費分として1食当たり250円の負担を願うこととなっている。

【実施主体】 熱海市

【運営主体】 小松（～平成17年10月）、海山（平成17年11月～平成20年3月）
丸食（平成20年4月～）

【開始年度】 昭和52年度（平成8年度から委託）

【平成29年度当初予算額】 7,525千円

【行政実績】

(単位：千円、人、件)

区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
予 算 額	9,099	7,308	10,092	6,380	6,550
決 算 額	7,103	6,588	6,905	6,057	6,086
実利用人員	332	341	294	264	241
支 給 件 数	31,852	34,136	33,685	29,546	28,311

【根拠法令等】 熱海市在宅高齢者等給食サービス事業実施要綱（平成6年告示第8号）

(8) 福祉電話基本料金助成事業

【目的】 ひとり暮らし高齢者等の安否と緊急の連絡用として、電話機を貸与し、その基本料金を助成して負担の軽減を図ることを目的とする。

【対象者】 ひとり暮らし高齢者等

【現状】 市が所有している電話加入権を低所得世帯のひとり暮らし高齢者等に無料で貸与し、電話基本料金を当該高齢者に代わって市が負担している。

利用者は、通話料金のみを負担し、設置料金等については全額市負担で行っている。

平成21年度からは、福祉電話を希望している待機者や、在宅生活安心システムを希望しながら、自宅に電話がないため利用できない方を無くするため、電話加入権を必要としない契約により利用できる制度を活用し、サービスをより充実させることとする。

【実施主体】 熱海市

【開始年度】 昭和55年度

【平成29年度当初予算額】 623千円

福祉電話基本料金 @1,742円×27台×12月=564,408円

設置工事費(通常工事、派遣工事) 34,590円

ライトプラン増設分 @1,998円×1台×12月=23,976円

【行政実績】

(単位：千円、台)

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
予算額	687	557	557	550	594
決算額	469	553	556	501	547
利用台数	24	34	31	31	31

【根拠法令等】 熱海市福祉電話貸与及び基本料金助成事業実施要綱(昭和63年告示第32号)

(9) 老人性白内障・特殊眼鏡等費用助成事業

【目的】 老人性白内障のため手術を受けたが、身体状況により眼内レンズ挿入術が受けられなかった高齢者に対し、特殊眼鏡及びコンタクトレンズの購入費用の助成を行うことにより、福祉の増進を図ることを目的とする。

- 【対象者】
1. 本市に居住している65歳以上の者で、1年以上継続して住民基本台帳に記載され、又は外国人登録原票に登録されている者
 2. 医療保険各法の規定により医療に関する給付が行われる者
 3. 市民税の所得割が課されていない者
 4. 白内障手術を受ける際、身体上の理由により眼内レンズの挿入術を受けられないと医師に診断された者

【現状】 本事業は、白内障手術が医療保険の適用外であったことから、平成3年10月から老人性白内障のため手術を受けた高齢者に対し、特殊眼鏡及びコンタクトレンズの購入費用の助成を行っていたが、平成4年3月より白内障手術が保険の対象になったことから、対象者を眼内レンズ挿入ができない高齢者に限定する等の要綱の一部改正を平成20年5月に行った。

助成内容は、1人1回の申請とし30,000円を限度としている。

【実施主体】 熱海市

【平成29年度予算額】 30千円

特殊眼鏡等1人×30,000円=30,000円

【開始年度】 平成3年度

【行政実績】

(単位：千円、件)

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
予算額	30	30	30	30	30
決算額	0	0	0	0	0
支給件数	0	0	0	0	0

【根拠法令等】 熱海市老人性白内障特殊眼鏡等費用助成要綱（平成3年告示第49号）

平成20年11月要綱一部改正

（10）家族介護慰労金支給事業

【目的】 在宅の寝たきり高齢者を介護する家族に家族介護慰労金を支給することで家族の経済的負担の軽減を図る。

【受給資格者】 要介護認定で要介護度4又は5と判定された市県民税非課税世帯の在宅高齢者であって過去1年間介護保険のサービス（年間7日以内のショートステイの利用を除く）を受けなかった者を現に介護している家族

【実施主体】 熱海市

【開始年度】 平成13年度

【支給金額及び支給方法】 年額100,000円を一括払いする。

【平成29年度当初予算額】 0円 (申請があった場合は補正予算で対応する。)

【平成28年度実績】 申請0件

(11) 老人日常生活用具給付等事業

【目的】 寝たきり高齢者、ひとり暮らし高齢者等の日常生活を容易にするため、日常生活用具の給付を行う。

【対象者】 概ね65歳以上の寝たきり高齢者及びひとり暮らし高齢者

【現状】 本事業は、在宅介護を生活用具の面から支援するためのもので、電磁調理器の給付を行っている。火災報知器、自動消火器の給付並びに老人福祉電話の貸与は、在宅生活安心システム推進事業及び福祉電話基本料金助成事業で対応するものとして実施していない。

【実施主体】 熱海市

【開始年度】 昭和51年

【費用負担基準】

利用者世帯の階層区分		利用者負担額
A	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)	0円
B	生計中心者が前年所得税非課税世帯	0円
C	生計中心者の前年所得税課税年額が10,000円以下の世帯	16,300円
D	生計中心者の前年所得税課税年額が10,001円以上30,000円以下の世帯	28,400円
E	生計中心者の前年所得税課税年額が30,001円以上80,000円以下の世帯	42,800円
F	生計中心者の前年所得税課税年額が80,001円以上140,000円以下の世帯	52,400円
G	生計中心者の前年所得税課税年額が140,001円以上の世帯	全額

【事業概要】

区分	種 目	対 象 者	性 能
給付	電磁調理器	概ね65歳以上であって、心身機能の低下に伴い防火等の配慮が必要なひとり暮らし高齢者等	電磁による調理器であって、高齢者が容易に使用し得るものであること。
	火災警報機	概ね65歳以上の低所得のねたきり高齢者、ひとり暮らし高齢者	屋内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し、屋外にも警報ブザーで知らせ得るものであること。
	自動消火器	同 上	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴出し初期火災を消火し得るものであること。
貸与	老人福祉電話	概ね65歳以上の低所得のひとり暮らし高齢者	加入電話

【平成29年度当初予算額】 63千円

5台×12,500円=62,500円 (電磁調理器)

【行政実績】

(単位：千円、件)

区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
予算額	63	63	63	63	63
決算額	38	13	50	0	0
件 数	3	1	4	0	0

【根拠法令等】 老人日常生活用具給付等事業の実施について

老人日常生活用具給付等事業実施要綱

(平成12年9月27日老発第656号老人保健福祉局長通知)

(12) 徘徊高齢者家族支援サービス事業

【目 的】 認知性高齢者が徘徊した場合、早期に居場所を発見できる装置を使用して事故の防止を図り、家族が安心して介護できる環境を整備し、福祉の向上を図る。

【対 象 者】 概ね65歳以上の徘徊のみられる認知性の在宅高齢者を同居して介護している家族、また、これに準じて介護している者

【現 状】 本事業は、徘徊のみられる認知性の在宅高齢者に、警備会社の発信機器を所持してもらうことにより、家族が早期発見に役立てるものである。

【実施主体】 熱海市

【業務委託先】 セコム（株）

【開始年度】 平成15年度

【平成29年度当初予算】 20千円

（2名分 加入代金5,000円×2、付属品2,000円×2、バッテリー2,100円×2）

【平成28年度実績】 新規申請 0件、バッテリー交換0件

【行政実績】

（単位：千円、件）

区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
予算額	20	20	20	20	20
決算額	8	0	0	0	0
件 数	1	0	0	0	0

（13）成年後見人制度利用支援事業（市長申立）

【目 的】 認知症高齢者、知的障害者及び精神障害者の成年後見制度の利用を支援することにより、要支援者がその有する能力を活用し、自らが希望する自立した日常生活が営むことができる環境整備の実現に資することを目的とする。

【対 象 者】 認知症高齢者、知的障害者及び精神障害者であり、かつ、配偶者もしくは二親等内の親族がない者、または四親等内の親族があっても音信不通の状況等にある者で、市長が本人の保護のために申立ての支援を行うことが必要と認めた者

【実施主体】 熱海市

【開始年度】 平成17年度

【平成29年度当初予算】 1,932千円

申し立て手数料（9件分） 516,240円

後見人への報酬補助（在宅1人分） 336,000円

後見人への報酬補助（施設5人分） 1,080,000円

【行政実績】

(単位：千円、件)

区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
予算額	2, 1 8 3	2, 1 7 1	2, 1 7 1	1, 9 3 1	1, 9 3 2
決算額	2 3 0	2 7 6	3 0 9	3 9 2	4 6 7
申立件数 (高齢者)	2	1 0	7	9	1 1

【根拠法令等】 熱海市成年後見制度利用支援事業実施要領（平成17年告示第36号）

(14) 成年後見制度法人後見人等業務委託

【目 的】 認知症高齢者など判断能力の低下により意思決定や契約締結等の法律行為が困難な人の判断能力や契約締結能力等を補うために、民法に基づく成年後見制度の成年後見人、保佐人又は補助人となって成年後見業務を実施することを法人に委託し、被後見人、被保佐人又は被補助人の財産管理や身上監護を行うことで、認知症等により判断力が衰えても、その権利が擁護され、可能な限り住み慣れた地域で安心して生活を継続できるような環境の整備を図ることを目的とする。

【対 象 者】 原則として市長申立の低所得者で後見人等への報酬が見込めない者とする。この他市長が特に必要と認める者。

【実施主体】 熱海市

【業務委託先】 (福) 熱海市社会福祉協議会

【開始年度】 平成27年度

【平成29年度当初予算】 報酬相当5人分+消費税=1, 814, 400円
介護保険特別会計地域支援事業（任意事業）にて実施

(15) 社会福祉法人等による利用者負担軽減事業

【目 的】 低所得者で極めて厳しい経済状況にある者について、社会的な役割のある社会福祉法人等による負担を基本として、利用者負担の一部を減免することで、福祉サービスを利用しやすくし、介護保険法の円滑な実施を図る。本事業は平成17年10月より、対象要件・軽減割合などが改正されより幅広く利用できるようになった。

【対 象 者】

- ・年間収入が単身世帯で150万円、世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額以下であること
- ・預貯金等の額が単身世帯で350万円、世帯員が1人増えるごとに100万円を加算した額以下であること
- ・日常生活に供する資産以外に活用できる資産がないこと

- ・負担能力のある親族等に扶養されていないこと
- ・介護保険料を滞納していないこと

【現 状】 本市における社会福祉法人等による利用者負担軽減事業は、平成12年4月1日から実施している。今年度は平成29年3月31日現在、28人の方に社会福祉法人等による利用者負担軽減確認証を発行している。

【実施主体】 熱海市（補助率 国2/4 県1/4 熱海市1/4）

【開始年度】 平成12年度（平成12年4月1日開始）

【軽減割合】 利用者負担の1/4（老齢福祉年金受給者については1/2）の軽減を行う

【対象となるサービス】 社会福祉法人が行う介護保険サービス
特別養護老人ホーム、訪問介護サービス（ホームヘルプサービス）、
通所介護サービス（デイサービス）、短期入所生活介護サービス（ショートステイ）
など計16サービス

【平成29年度当初予算額】 1,800千円

特別養護老人ホーム 1,300,000円
訪問介護・通所介護・短期入所生活介護 500,000円

【平成28年度の実績】（平成28年4月～平成29年3月） (単位：人、円)

社会福祉法人名等（ ）内は特別養護老人ホーム名等	人数	補助金交付額
(福)湖成会(熱海伊豆海の郷)	18	1,005,466
(福)海光会(海光園)	7	127,452
合 計	25	1,132,918

【行政実績】 (単位：千円、件)

区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
予算額	1,500	1,500	1,500	1,500	1,800
決算額	798	790	1,186	1,070	1,132
利用件数	27	24	25	25	25

【根拠法令等】 熱海市社会福祉法人等による利用者負担軽減確認証交付要綱
(平成12年告示第48号)

熱海市社会福祉法人等による利用者負担軽減制度事業費補助金交付要綱
(平成13年告示第21号)

静岡県介護保険低所得者利用者負担額軽減措置事業費補助金交付要綱

2. 老人福祉法による措置事務

(1) 養護老人ホームの入所措置

【目的】 環境上の理由及び経済的理由(政令で定めるものに限る)により、居宅において養護を受けることが困難な方を養護老人ホームに入所させ、又は入所の委託をして、その高齢者の福祉の向上を図る。(平成18年4月1日法改正)

【対象者】 原則として65歳以上の人を対象とし、環境上の理由及び経済的理由により居宅において養護を受けることが困難な方。

【現状】 平成18年3月28日より、委託先の養護老人ホーム「熱海伊豆海の郷」等に入所し、ホーム内で充実した生活を送っている。

【実施主体】 熱海市

【開始年度】 昭和38年度

【事業概要】 「熱海伊豆海の郷」に委託する以前は、市立養護老人ホーム「梅園荘」に入所措置を行っていた。

【業務委託先】 社会福祉法人湖成会 養護老人ホーム「熱海伊豆海の郷」

社会福祉法人宏寿会 古宇養護老人ホーム「遊法苑」

入所措置に際しては、熱海市老人ホーム入所判定委員会の判定を受け、入所の可否を決定してから、内規の取り決めによりその順位を決める。

措置(委託)費 1人1ヵ月当たり 約 180,000円

費用徴収 本人の収入金額、扶養義務者からは所得税額に応じ費用徴収がある。

・入所者本人 0円～ 措置費額の全額

・扶養義務者 0円～ 措置費額の全額

○熱海市より措置している養護老人ホームの状況

施設名	経営主体	定員	備考
養護老人ホーム「熱海伊豆海の郷」	(福)湖成会	50人	平成18年3月28日開設
養護老人ホーム「遊法苑」	(福)宏寿会	100人	平成15年12月11日開設

【平成29年度予算額】 130,129千円

(熱海伊豆海の郷) 事務費 50人×12月×(145,468×1.02)円 = 89,026,416円
 生活費 50人×12月× 52,780円 = 31,668,000円
 被服費 50人× 1月× 1,000円 = 50,000円
 冬季加算 50人× 5月× 2,070円 = 517,500円
 期末加算 50人× 1月× 5,140円 = 257,000円
 介護保険料加算(無年金者)
 8人× 25,900円 = 207,200円
 介護保険サービス利用者負担加算
 30人×12月× 13,000円 = 4,680,000円
 葬祭費 2人× 190,000円 = 380,000円

(養護老人ホーム・熱海市外)

事務費 1人×12月×126,011円 = 1,512,132円
 生活費 1人×12月× 52,780円 = 633,360円
 被服費 1人× 1月× 1,000円 = 1,000円
 冬季加算 1人× 5月× 2,070円 = 10,350円
 期末加算 1人× 1月× 5,140円 = 5,140円
 介護保険サービス利用者負担加算
 1人×12月× 15,000円 = 180,000円

【行政実績】

(単位:千円、人)

区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
予 算 額	118,129	118,200	117,967	128,757	127,561
決 算 額	116,444	115,196	116,827	128,756	126,729
養護措置人数	58	68	65	62	63

※ 予算額及び決算額は「やむを得ない事由による措置」との合算

(2) やむを得ない事由による措置

【目的】 本人の身体状況等のやむを得ない事由により、介護福祉施設への入所が困難な者等に対し、老人福祉法第10条の4及び第11条第1項によりサービスの提供に結びつけるもの。

【現状】 当市では単身高齢者の割合が高く、また親族が関わりを拒否しているケースも見られ、対象者が病院に入院し、その後在宅での生活が困難になるケースが増えてきている。

介護老人福祉施設への入所措置では、施設のベッドの確保が困難であるため、対象者を直ぐに入所させることは難しい状況である。そのため、短期入所生活介護や認知症対応型共同生活介護への措置を先に行い、施設の状況を考慮し成年後見制度を活用しながら、入所措置への措置変えを行っている。また、在宅者への措置として通所介護や訪問介護も行っている。

【平成29年度当初予算】 1,000千円 ※「養護老人ホームの入所措置」予算から支出

【行政実績】

(単位：千円、人)

区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
やむを得ない措置人数	2	3	2	4	2

【根拠法令等】 熱海市老人福祉法施行細則（平成20年規則第6号）

熱海市老人ホーム入所判定委員会設置要綱（昭和60年告示第20号）

熱海市老人ホーム入所措置事務等取扱要綱（平成21年告示第15号）

3. その他の福祉施設

(1) 熱海市総合福祉センター

【目 的】 本施設は、市民の福祉の増進をはかるとともに、市内に居住する高齢者及び心身に障害のある方々の健康増進、レクリエーション・集会をはじめ福祉関係諸団体の奉仕活動や会合などの便宜をはかるために昭和55年2月23日に設置され、高齢者をはじめ多くの福祉関係者等が利用している。

【利用者及び利用方法】

一般利用者・・・熱海市内に居住する60歳以上の人及び心身に障害のある人
(受付で受付簿に住所・氏名を記入)

会議室利用者・・・福祉関係団体及びその他の団体
(事前に団体名にて使用許可を受ける。)

体育室利用者・・・福祉関係団体及びその他の団体
(事前に団体名にて使用許可を受ける。)

【利用時間】

一般利用者・・・午前 9時 から 午後 4時

入浴利用者・・・午前10時 から 午後 3時

会議室利用者・・・午前 9時 から 午後 9時

体育室利用者・・・午前 9時 から 午後 9時

※ 但し、大広間、和室、視聴覚室は午前9時から午後5時まで

[来館者利用状況]

(単位：人)

区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
一般利用	29,083	28,879	29,212	22,101	25,462
会議利用	38,250	37,338	34,376	37,423	33,717
合 計	67,333	66,217	63,588	59,524	59,179

[一般利用の内訳]

(単位：人)

区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
ホ ー ル	16,387	14,900	17,135	10,692	14,875
浴 場	21,428	21,023	20,981	14,344	18,790
健康相談	4,028	3,068	3,057	2,231	2,574
囲碁・将棋	2,981	2,905	4,014	2,323	3,047
合 計	44,824	41,896	45,187	29,590	39,286

(注) 来館者は各施設を重複して利用しているため、一般利用の計とは同数にはならない。

(2) 民間有料老人ホーム及び高齢者向けマンション・住宅

本市には、民間の有料老人ホームや高齢者向けマンション・住宅が多く存在している。

○有料老人ホームの状況

(平成29年4月1日現在)

施設名	経営主体	総戸数(定員)	入居者数	食事	年齢制限等
中銀ケアホテル	中銀インテグレーション(株)	70床(76人)	54人	委託	概ね65歳以上、入居時 要支援・要介護状態の方
熱海ゆとりあの郷	(福)黎明会	245戸(294人)	244人	委託	60歳以上、入居時自 立している方
ネオ・サミット湯河原	大和ハウスリアルティ(株)	215戸(245人)	218人	直営	原則65歳以上 (一般居室)健康な方 (介護居室)要支援・要介 護状態の方
ベストライフ熱海	(株)ベストライフ	56戸(97人)	37人	委託	60歳以上、自立～要 介護状態の方
ハートピア熱海	(株)アヤハレクサイドホテル	42戸(52人)	39人	直営	60歳以上、ADL自立 している方
ぽっかぽか熱海館1号館	(株)ぽっかぽか・ジャパン	60戸(62人)	57人	直営	60歳以上、要支援・ 要介護状態の方
フレンズ南熱海	(株)フレンズ南熱海	28戸(33人)	27人	直営	原則60歳以上、要介 護状態の方
熱海コミュニティ長寿苑	(株)東海サンガ	21戸(21人)	19人	直営	60歳以上、要支援・ 要介護状態の方
合計	—	737戸(880人)	695人	—	—

○高齢者向け マンション・住宅の状況

(平成29年4月1日現在)

施設名	経営主体	総戸数	入居者数	食事	年齢制限等
中銀ライフケア梅園	中銀インテグレーション(株)	86戸	61人	直営	55歳以上の健康な方
中銀ライフケア白石	中銀インテグレーション(株)	145戸	111人	直営	55歳以上の健康な方
中銀ライフケア来の宮	中銀インテグレーション(株)	258戸	172人	直営	45歳以上の健康な方
中銀ライフケア梅園台	中銀インテグレーション(株)	294戸	252人	委託	50歳以上の健康な方
中銀ライフケア咲見	中銀インテグレーション(株)	114戸	123人	直営	55歳以上の健康な方
中銀ライフケア水口	中銀インテグレーション(株)	253戸	276人	直営	55歳以上の健康な方
中銀ライフケア伊豆山	中銀インテグレーション(株)	327戸	262人	直営	55歳以上の健康な方
中銀ライフケア第2伊豆山	中銀インテグレーション(株)	223戸	230人	直営	55歳以上の健康な方
中銀ライフケア第3伊豆山	中銀インテグレーション(株)	165戸	182人	直営	55歳以上の健康な方
中銀ライフケア南熱海	中銀インテグレーション(株)	136戸	75人	直営	45歳以上の健康な方
合計	—	2,001戸	1,744人	—	—

○サービス付き高齢者向け住宅の状況

(平成29年4月1日現在)

施設名	経営主体	総戸数	入居者数	食事	年齢制限等
ぽっかぽか熱海館2号館	株ぽっかぽか・ジャパン	30戸	27人	直営	60歳以上、要支援・要介護状態の方
ミモザ熱海湯庵	ミモザ株	60戸	12人	直営	単身高齢者世帯の方
熱海温泉すみれ	(医)南愛会	99戸	47人	委託	単身高齢者世帯の方
合計	—	189戸	86人	—	—

① 生きがいと交流活動

高齢者向けマンション居住者は、地域の高齢者との交流はほとんど行われておらず、マンション間において次のような交流事業等が実施されている。

美術展・演芸大会・ダンスサークル・囲碁・ウォーキング・茶道・華道・陶芸・フラダンス・レクリエーション・ダンス・書道・絵画・コーラス・ゴルフ等

② 生活相談事業

高齢者向けマンションは建設後30余年を経過したものもあり、介護を要する人が見受けられる等居住者の福祉ニーズが高まってきている。このような問題に企業としても対応を検討する必要があるとして、平成3年9月に生活相談室が設置され、保健福祉等の総合相談窓口として、入居者の相談にのる等高齢者対策が進められている。又、行政との連絡調整機能も果たしている。

4. 生きがい・交流・学習・就労

(1) 簡易老人憩いの家設置事業

【目的】 地域高齢者の心身の健康を増進する目的で、町内会等の単位で設置される簡易老人憩いの家設置者に対し、補助金の交付を行う。

【現状】 誰もが仲良く協力し合い生き生きと、豊かに暮らすことができるコミュニティを形成するための施設として、町内会との連携のもとに活用されている。

【実施主体】 熱海市

【開始年度】 昭和52年度

【事業概要】 新設もしくは既存の公民館の一部を簡易老人憩いの家に改造する経費について助成(補助率1/2 限度額1,000千円)、憩いの家運営に必要な備品の購入に要する経費について助成(補助率1/2 限度額500千円)

【平成29年度当初予算額】 1,000千円 (備品購入に要する経費)

【行政実績】 ○簡易老人憩いの家設置状況

施設の名称	設置 年度	所在地	建物構造	面積 (㎡)	運営主体	県・市補助金 (千円)
網代栄町会館	S51年度	網代 255	鉄筋2階建	57.88	網代町 栄町内会	県250 市250
初島簡易老人憩いの家	S52年度	初島字宮の前217-2	木造平家建	18.74	初島区	県250 市250
桃山町簡易老人憩いの家	S52年度	桃山町 17-12	木造平家建	40.00	桃山町町内会	県250 市250
泉中沢簡易老人憩いの家	S52年度	泉 415	木造平家建	29.70	泉中沢町内会	県250 市250
小山町簡易老人憩いの家	S52年度	下多賀 473	木造平家建	14.85	小山町内会	県250 市250
網代旭町簡易老人憩いの家	S52年度	網代旭町 471-5	木造平家建	18.12	網代旭町町内会	県250 市250
網代宮町簡易老人憩いの家	S54年度	網代宮町 156-2	鉄筋コンクリ	18.00	網代宮町町内会	県500 市500
東伊豆山簡易老人憩いの家	S54年度	伊豆山大黒崎 268-7	鉄骨造平家建	33.00	東伊豆山町内会	県500 市500
上多賀簡易老人憩いの家	S54年度	上多賀 221	RC2階建	24.00	上多賀町内会	県500 市500
桜丘町簡易老人憩いの家	S55年度	桜木町 1967	RC2階建	11.55	桜丘町内会	県500 市500
水口町簡易老人憩いの家	S56年度	水口町 840-6	木造2階建	37.02	水口町町内会	県500 市500
紅葉丘町簡易老人憩いの家	S56年度	紅葉丘町 1937-17	鉄骨造2階建	9.83	紅葉丘町内会	県500 市500
桜町簡易老人憩いの家	S57年度	桜町 1597-1	木造平家建	33.00	桜町町内会	県110 市110
日向町簡易老人憩いの家	S57年度	字前の沢 1885-204	木造平家建	14.00	日向町町内会	県500 市500
七尾団地簡易老人憩いの家	S57年度	伊豆山七尾 1173-13	木造平家建	20.70	七尾団地町内会	県140 市140
上天神町簡易老人憩いの家	S59年度	昭和町 22-18	RC2階建	60.33	上天神町町内会	県250 市250
土沢町簡易老人憩いの家	S59年度	伊豆山土沢 962-8	RC2階建	34.73	土沢町町内会	備品 県48 市48
咲見町簡易老人憩いの家	S59年度	咲見町 245-18	RC4階建	15.53	咲見町町内会	県500 市500
梅花町簡易老人憩いの家	S60年度	梅花町 1954-13	木造2階建	18.20	梅花町町内会	県500 市500
栄町簡易老人憩いの家	S60年度	桜木町 7-19	RC2階建	19.90	栄町町内会	県500 市500
東銀座町簡易老人憩いの家	S61年度	咲見町 256-10	RC2階建	20.40	東銀座町内会	県250 市250
上紅葉が丘町簡易老人憩いの家	S61年度	紅葉が丘町 1901-97	木造モルタル	13.20	上紅葉が丘町内会	県 0 市500
梅園簡易老人憩いの家	H元年度	梅園町 1829-1	RC2階建	15.84	梅園町町内会	県500 市500
桜木町簡易老人憩いの家	H3年度	桜木町 1971-1	木造平家建	19.16	桜木町町内会	市 1,000
清水町簡易老人憩いの家	H4年度	清水町 386-1	RC2階建	60.28	清水町町内会	市 1,000
桜木町簡易老人憩いの家	H5年度	桜木町 1971-1	木造平家建	19.16	桜木町町内会	備品 市 412
梅園簡易老人憩いの家	H6年度	梅園町 1829-1	RC2階建	15.84	梅園町町内会	備品 市 421
和田山簡易老人憩いの家	H8年度	熱海寺山 1888-56	軽量鉄骨造	17.77	和田山町内会	市 1,000
網代連合町内会簡易老人憩いの家	H9年度	網代宮町 172	RC2階建	38.75	網代連合町内会	市 1,000
紅葉が丘町簡易老人憩いの家	H11年度	紅葉が丘町 1937-17	鉄骨造2階建	9.83	紅葉が丘町内会	備品 市 324
日向町簡易老人憩いの家	H11年度	字前の沢 1885-204	木造平家建	14.00	日向町町内会	備品 市 176
西部地区連合町内会簡易老人憩いの家	H16年度	桜町 3-29	木造2階建	67.32	西部地区連合町内会	市 1,000
日向町簡易老人憩いの家	H17年度	字前の沢 1885-204	木造平家建	14.00	日向町町内会	備品 市 164
日向町簡易老人憩いの家	H19年度	字前の沢 1885-204	木造平家建	14.00	日向町町内会	備品 市 142
西山町簡易老人憩いの家	H21年度	西山町 32-19	木造2階建	11.68	西山町町内会	市 建設976、備品 283
東銀座町簡易老人憩いの家	H23年度	咲見町 3-12	RC1階地下有	63.44	東銀座町内会	備品 市 420
西熱海本町簡易老人憩いの家	H25年度	西熱海町二丁目 16-3	鉄骨造2階建	77.40	西熱海本町町内会	市 525
和田山町簡易老人憩いの家	H26年度	熱海寺山 1888-56	軽量鉄骨造	17.77	和田山町内会	備品 市 82
上紅葉が丘町簡易老人憩いの家	H26年度	紅葉が丘町 1901-97	木造モルタル	13.20	上紅葉が丘町内会	備品 市 106
紅葉が丘町簡易老人憩いの家	H26年度	紅葉が丘町 1937-17	鉄骨造2階建	9.83	紅葉が丘町内会	備品 市 123
つづじヶ丘町簡易老人憩いの家	H27年度	相の原町 44-23	軽量鉄骨造2階建	42.35	つづじヶ丘町内会	備品 市 109

○簡易老人憩いの家設置補助の状況

(単位：千円)

区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
予 算	500	525	500	500	500
決 算	0	525	311	109	0

【根拠法令等】 熱海市簡易老人憩いの家設置補助金交付要綱（昭和52年告示第41号）

(2) スポーツ・レクリエーション活動

【目 的】 地域体育祭高齢者競技奨励事業は、スポーツを通じ高齢者の心身をリフレッシュさせ、相互の親睦を図り健康で明るく活力ある生活をめざすことを目的としている。

【現 状】 本市では、昭和48年度から、スポーツを通じて高齢者の心身をリフレッシュさせ、相互の親睦を図るとともに、健康で明るく活力ある生活を維持するために老人スポーツ大会を開催していたが、参加者が減少したため平成26年度をもって廃止し、平成27年度からは、町内会単位で開催する各地区の体育祭に高齢者が参加しやすいプログラムを入れてもらうことで、高齢者が参加しやすい体制づくりを推進し、各地区の体育祭実行委員会に対して、既存の補助金に上乘せを行うこととしている。

【実施主体】 熱海市（平成26年度までは熱海市・熱海市老人クラブ連合会）

【開始年度】 昭和48年度

【平成29年度当初予算額】 240千円

【行政実績】

○奨励金配分の状況 (単位：地区、千円)

区 分	平成28年度
地区数	12
決算額	240

○平成26年度をもって廃止した老人スポーツ大会の状況

(単位：千円、人)

区 分	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
予算額	371	333	340	387	388
決算額	338	321	301	354	116
参加人員	350	300	300	250	荒天により中止

【根拠法令等】 老人福祉法 第4条・第13条

(3) 敬老の日記念行事

【目的】 高齢の市民に対し、敬愛の意を表するとともにその長寿を祝って敬老記念行事を実施及び開催の補助を行い、高齢者福祉の増進に努めることを目的とする

【現状】 本市では、高齢者に対し敬愛の意を表し、最高齢の男女各1名及び年度中に100歳を迎える方に記念品を贈りその長寿を祝う。また、平成27年度までは実行委員会形式により開催される敬老大会へ、その運営に対し補助を行っていた。(この敬老大会は70歳以上の方を対象として参加申込みの形式により開催され、参加者には1人500円を負担頂くこととし、協力団体等による芸能ボランティアの演芸、囲碁・将棋コーナーの設置、また、安全面、健康面の提案相談コーナーの設置により、高齢者の方々に1日を楽しく、充実して過ごしていただいていた。)

【事業概要】 毎年9月上旬に最高齢者並びに100歳長寿者の住居に市長が直接訪問し記念品等を贈り長寿を祝う。敬老大会については平成28年度は会場の確保が困難なことから、市内1か所に高齢者を集まることが困難となっていること等から、平成29年度以降に敬老会開催奨励金についての聞き取り調査などを行い、準備期間とした。

【実施主体】 熱海市、熱海市敬老大会実行委員会

【開始年度】 不詳(熱海市敬老大会実行委員会への補助金支出は平成24年度) 市単独事業

【平成29年度当初予算額】 敬老記念品代 200千円

【行政実績】

敬老記念品贈呈

(単位：千円、人)

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
予算	140	200	150	250	240
決算	63	83	69	131	166
対象者数	8	13	11	18	13

敬老大会実行委員会補助金

(単位：千円、人)

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
予算	5,000	5,000	5,000	5,000	0
決算	4,182	3,897	4,524	4,392	0
参加人数	1,010	992	1,164	894	0

(4) 老人クラブ

【目的】 老人クラブ連合会に、活動に要する経費を助成し、健全で豊かな老後の生活を送ってもらう。

【現 状】 高齢者相互の親睦を深め、健康の増進、レクリエーション活動及び地域との連携をはかることを目的として活動をしている。

本市では、これらクラブの育成のため助成金を交付している。

【事業概要】 組織、会員の年齢は、おおむね60歳以上で1クラブの会員数は、おおむね30人以上とする。小規模老人クラブはおおむね15人以上である。

【活動内容】 社会奉仕活動、教養の向上、健康の増進、地域社会との交流、レクリエーション、町ぐるみ友愛訪問活動、その他

【実施主体】 熱海市

【開始年度】 昭和38年度

【平成29年度当初予算額】 3,052千円

単位老人クラブ助成 38クラブ×12月×5,000円=2,280,000円

単位老人クラブ会員助成 1,648人× 80円= 131,840円

老人クラブ連合会活動促進に対する助成 400,000円

老人クラブ連合会健康づくり・介護予防支援事業 200,000円

若手高齢者組織化・活動支援事業 40,000円

【補助率】 県2/3 市1/3

【行政実績】 (単位:千円、クラブ、人)

区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
予 算 額	3,390	3,390	3,385	3,384	3,118
決 算 額	3,266	3,305	3,304	3,117	3,051
老人クラブ数	42	42	42	39	38
会 員 数	1,868	1,878	1,798	1,715	1,648

【根拠法令等】 老人福祉法 第4条・第13条

在宅福祉事業費補助金交付要綱(昭和51年厚生省第491号)

(5) 公益社団法人熱海市シルバー人材センター

【目 的】 シルバー人材センター事業は、高齢者の社会参加、健康の増進、生きがいの確保を目指し設置運営され、もって在宅高齢者の福祉の向上をはかることを目的とする。

【現 状】 平成28年度の会員数は296人、平均年齢は74.0歳、入会率は60歳以上人口の約1.49パーセントとなっている。

(単位：人)

会員年齢別 内 訳	60歳 未満	60～ 64歳	65～ 69歳	70～ 74歳	75歳 以上	計	平均 年齢
男	0	13	37	48	82	180	73.6
女	0	5	18	34	59	116	74.7
計	0	18	55	82	141	296	74.0

【事業概要】 (公社)熱海市シルバー人材センターは、概ね60歳以上の者が年間会費2,500円をもって会員となり、人材センターで引き受けた仕事(請負委託、派遣)に会員のそれぞれが従事し、その対価を受けるもの。

〔センターの会員の仕事〕

- 清掃、除草、植木の手入れ
- 簡単な大工仕事、修理、修繕
- 一般家庭内の清掃、調理
- 店番、配達
- 書類整理、伝票整理、集計事務
- 施設管理、交通量調査
- 一般事務、筆記、筆耕

【実施主体】 (公社)熱海市シルバー人材センター

【所在地】 熱海市中央町1-26 熱海市総合福祉センター内 TEL0557-81-9301

【開始年度】 昭和60年 3月29日 設立
平成 2年 7月 5日 社団法人認可
平成24年 4月 1日 公益社団法人へ移行

【平成29年度当初予算額】 8,600千円

シルバー人材センター運営費補助金 7,100千円
介護支援推進事業費補助金 1,500千円

【行政実績】(熱海市と連合会の補助金合計)

(単位：千円)

区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
運営費補助金	19,100	18,600	18,280	17,070	16,981

【センター実績】

区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
会 員 数	321人	328人	300人	323人	296人
就 業 者 数	274人	271人	250人	254人	247人
就 業 率	85.4%	82.6%	83.3%	78.6%	83.4%
就 業 件 数	1,843件	2,029件	2,013件	2,033件	1,688件
就業延べ人員	30,986人	31,709人	28,001人	29,397人	28,241人
配 分 金	116,709千円	108,781千円	99,475千円	110,957千円	110,942千円

5. 基礎調査

(1) 高齢者福祉行政の基礎調査（熱海市の状況）

【調査の目的】 静岡県独自の調査で、毎年県下一斉に実施されるもので、高齢者数と高齢者の世帯状況を把握することにより、今後の高齢者福祉行政の推進のための基礎資料とすることを目的とする。

【調査基準日】 平成29年4月1日

【調査の方法】 住民基本台帳、外国人登録原票登録者を基本に、地区民生委員による戸別訪問聞き取りによる。

【調査区分項目】 ① 子等との同居世帯の高齢者
 ② ひとり暮らし高齢者提供
 ③ 夫婦のみ世帯の高齢者（夫婦とも65歳以上）
 ④ その他の高齢者のみの世帯の高齢者（65歳以上の親子・兄弟等）

【平成29年度調査結果】

（単位：人、世帯）

区 分	65～ 69歳	70～ 74歳	75～ 79歳	80～ 84歳	85～ 89歳	90～ 94歳	95～ 99歳	100 歳以上	合 計	世帯数
子等との 同居	1,370	983	847	667	415	158	33	4	4,477	3,360
ひとり 暮らし	1,229	1,148	1,156	994	671	321	92	14	5,625	5,625
夫 婦 の み	1,332	1,455	1,279	847	401	132	11	1	5,458	2,729
その他高 齢者世帯	201	113	71	50	52	65	31	3	586	263
合 計	4,132	3,699	3,353	2,558	1,539	676	167	22	16,146	11,977

（※平成25年度から外国人人口を含む）

第 3 章

生活保護

第3章 生活保護

1. 生活保護

(1) 生活保護

【目的】 日本国憲法第25条に規定する理念に基づき、生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。

【事業内容】 保護を受ける時には、その前提要件として、資産、能力、その他あらゆるものを生活の維持のために活用し、それでもなおかつ生活に困窮する場合にはじめて保護が行われる。

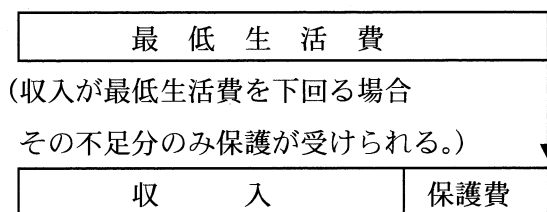
【根拠法令等】 生活保護法（昭和25年法律第144号）

① 保護の要否の判定

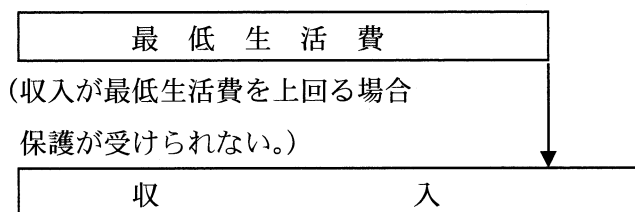
生活保護法では、保護は厚生労働大臣の定める保護基準によって最低生活費を計算し、これとその者の収入とを対比して、その者の収入だけでは最低生活費を満たすことができないときに、行われるものとしている。

《最低生活費と収入との対比》

ア. 保護が受けられる場合



イ. 保護が受けられない場合



② 保護の種類と範囲

保護は、生活費の性格によって次の8種類の扶助に分けられている。

ア. 生活扶助

日常生活を営む上で必要な衣類・飲食物・光熱費・身の回りの品等にあてる費用を内容とするもので、月額で決められている。

さらに、心身障害者等には「加算」があり、また、入院した場合の生活扶助費は、「入院患者日用品費」という基準に変わる。

イ. 住宅扶助

借家、借間住まいの人の家賃、間代が扶助される。また、住宅の維持、補修のための一時扶助がある。

ウ. 教育扶助

義務教育就学中の児童、生徒の学用品、通学用品、学校給食、その他義務教育に伴って必要なものが扶助される。

エ. 介護扶助

介護保険制度により、同法に規定する要介護者及び要支援者に対して、介護保険の給付対象となるサービス利用料の自己負担分が扶助される。

オ. 医療扶助

怪我や病気のとときに医療機関で治療するための費用が扶助される。基準は、健康保険の基準とほぼ同じである。福祉事務所で医療券を発行し、これにより指定された医療機関で必要な診察、薬剤または治療材料、医学的処置、手術及びその他治療施術等の給付が行われる。

カ. 出産扶助

分娩の介助、分娩前後の処理、衛生材料費等が扶助される。なお、異常分娩の場合は医療扶助の扱いとなる。

キ. 生業扶助

技能の習得により仕事につける見込みのある場合に限り、生業に必要な資金、器具又は資料等が扶助される。また、高等学校等就学費（入学料、通学定期等）が扶助される。

ク. 葬祭扶助

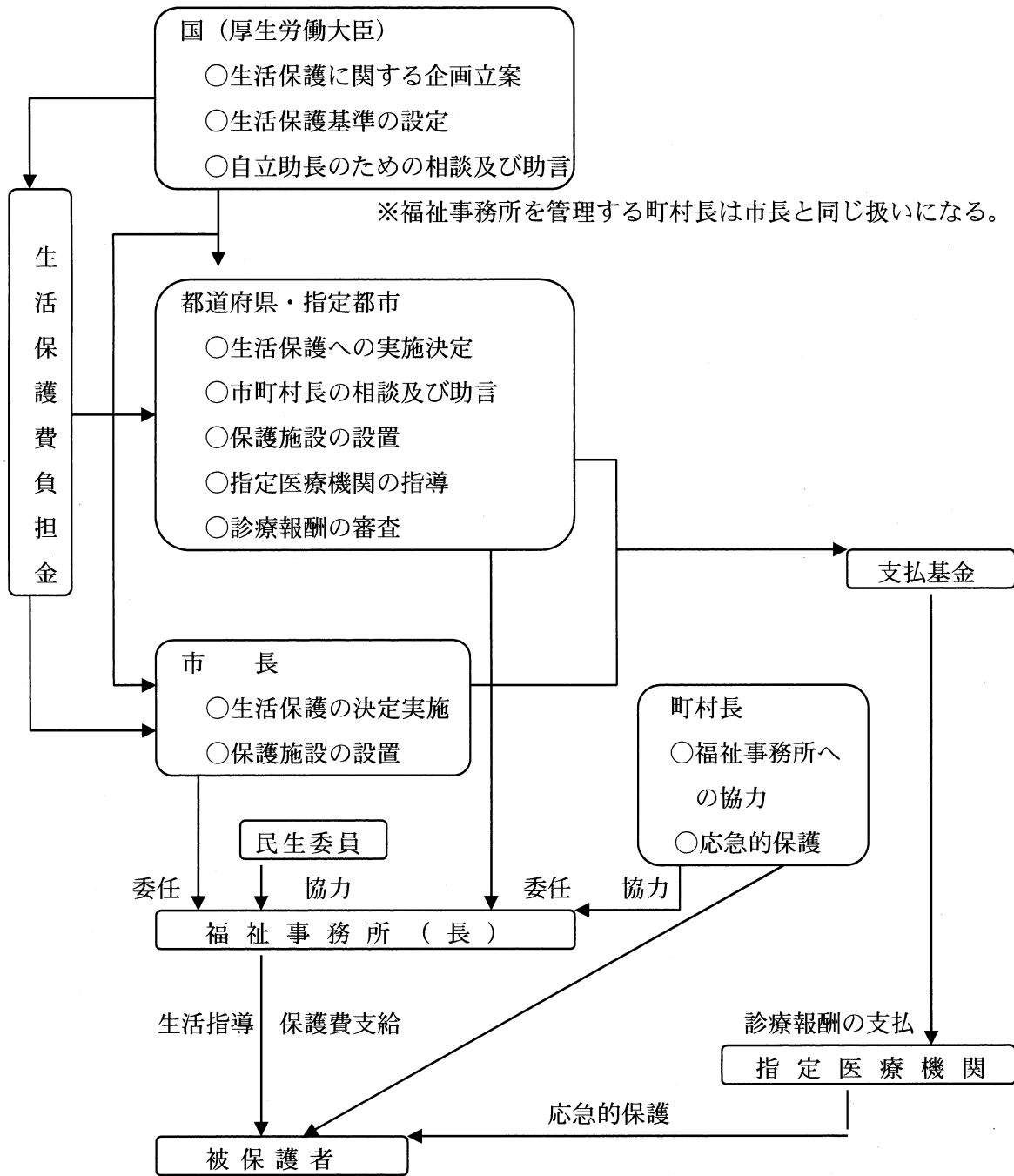
検案、死体の運搬、火葬又は埋葬、納骨その他埋葬に必要な経費が扶助される。

◎ 施設委託事務費

心身に著しい障害があり、日常生活を営むことができない者を収容し、生活扶助を行う。

【実施機関】 市福祉事務所

生活保護制度の仕組み



【平成29年度予算額】 1,383,140千円 国庫負担率 3/4

扶助別内訳

(単位：千円、%)

区分	生活扶助	住宅扶助	教育扶助	医療扶助	介護扶助	出産扶助
金額	379,469	180,265	1,659	788,659	28,063	240
構成比	27.43	13.03	0.12	57.02	2.03	0.02

区分	生業扶助	葬祭扶助	就労自立給付金	施設事務費	合計
金額	968	2,488	500	829	1,383,140
構成比	0.07	0.18	0.04	0.06	100.00

【保護の実施状況】

(単位：人、世帯、千円)

区 分		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
生活扶助	延人員	7,562	7,274	7,060	6,903	6,951
	延世帯	6,530	6,366	6,178	6,200	6,282
	金 額	406,218	384,446	379,217	363,244	354,547
住宅扶助	延人員	6,983	6,748	6,606	6,432	6,351
	延世帯	6,072	5,937	5,778	5,775	5,736
	金 額	178,348	175,504	172,907	172,574	169,258
教育扶助	延人員	206	142	185	121	108
	延世帯	121	95	130	98	85
	金 額	2,130	1,575	2,285	1,634	1,391
介護扶助	延人員	1,691	1,793	1,796	1,971	2,160
	延世帯	1,690	1,790	1,795	1,971	2,157
	金 額	26,375	23,516	22,838	26,824	27,472
医療扶助	延人員	7,331	7,124	6,945	6,940	7,005
	延世帯	6,512	6,337	6,238	6,313	6,353
	金 額	744,007	712,964	731,375	754,567	707,367
出産扶助	延人員	0	0	0	0	1
	延世帯	0	0	0	0	1
	金 額	0	0	0	0	258
生業扶助	延人員	95	81	95	42	56
	延世帯	80	78	84	40	41
	金 額	1,723	1,559	1,853	916	1,118
葬祭扶助	延人員	26	38	49	58	54
	延世帯	26	38	49	58	54
	金 額	1,406	1,910	1,660	2,362	2,162
就労自立 給付金	延人員			2	7	5
	延世帯			2	7	5
	金 額			100	342	213
施設事務費	延人員	13	4	0	5	0
	延世帯	13	4	0	5	0
	金 額	2,376	717	0	844	0
合 計	延人員	23,907	23,204	22,738	22,479	22,691
	延世帯	21,044	20,645	20,254	20,467	20,714
	金 額	1,362,583	1,302,191	1,312,235	1,323,307	1,263,786

延人員、延世帯は福祉行政報告例第1表による。

【本市の保護状況】

本市の保護状況は、被保護延世帯数、被保護延人員、保護率（人口千人当りの被保護人員）ともに横ばい状態である。一方、高齢者世帯の割合は、全体の80%を超えており、依然として増加傾向である。これは、本市の特徴でもある高齢化が要因と考えられる。今後も、高齢化が進むとともにこの傾向が続くものと予想される。

ア 被保護世帯、人員の推移 (単位：世帯、人、%)

区 分		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
被保護延世帯数		7,285	7,022	6,780	6,737	6,770
指数		100	96	93	92	93
被保護延人員		8,376	8,012	7,739	7,499	7,505
指数		100	96	92	90	90
保護率 人口千人比	市平均	17.90	17.32	16.96	16.60	16.70
	県平均	7.73	8.04	8.24	8.30	8.41
	国平均	16.75	16.98	17.05	17.06	16.90

※世帯数、人員は、停止中を含む。(指数は平成24年度を100とする。)

イ 医療扶助の実施状況（延人員） (単位：人員)

区 分		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
入 院	精 神	241	186	183	168	148
	その他	469	430	483	470	495
	小 計	710	616	666	638	643
入院外(※)	その他	6,621	6,508	6,279	6,302	6,362
合 計		7,331	7,124	6,945	6,940	7,005

※入院外の精神については、平成18年度から自立支援医療に変更。

ウ 世帯類型別の状況（延世帯数） (単位：世帯)

区 分		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
単身世帯	高齢者	4,808	4,937	4,889	4,961	5,118
	傷病障害	1,217	958	864	886	792
	その他	298	283	276	235	206
	小 計	6,323	6,178	6,029	6,082	6,116
2人以上の世帯	高齢者	348	359	324	338	360
	傷病障害	197	146	83	70	63
	母子	106	86	123	94	86
	その他	192	202	183	144	136
	小 計	843	793	713	646	645
合 計		7,166	6,971	6,742	6,728	6,761
世帯割合	高齢者	72%	76%	77%	79%	81%
	傷病障害	20%	16%	14%	14%	13%
	母子	1%	1%	2%	1%	1%
	その他	7%	7%	7%	6%	5%

※ 保護停止中を含まない。

エ 保護の開始、廃止の状況

(単位：件)

区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
申 請 件 数	74	76	115	112	99
却 下 件 数	8	2	3	3	7
取 下 件 数	3	2	5	8	2
開 始 件 数	67	77	108	114	93
廃 止 件 数	78	102	117	113	92

(2) 行旅病人、行旅死亡人取扱い事業

【目 的】 旅行中の病人等で治療の方法及び救護者のない者（行旅病人）に対する救護を要する費用、及び、旅行の途中死亡した扶養義務者のない者（行旅死亡人）に対する葬祭等に必要とする経費について負担する。

1 行旅病人取扱い状況

(単位：人、円)

区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
人 員	7	6	1	1	0
金 額	198,850	168,410	25,760	23,320	0

2 行旅死亡人取扱い状況

(単位：人、円)

区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
人 員	2	6	3	1	7
金 額	256,000	483,468	236,178	127,000	363,820

2. 生活困窮者自立支援

(1) 生活困窮者自立支援事業

【目的】 生活困窮者自立支援事業は、生活困窮者に対する自立の支援に関する措置を講ずることにより、生活困窮者の自立の促進を図ることを目的とする。

【事業】 熱海市では以下の事業を業務委託により実施している。

【根拠法令等】 生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）

- ① 自立相談支援事業 生活に困りごとや不安を抱えている場合は、まずは地域の相談窓口にご相談いただき、支援員が相談を受けて、どのような支援が必要かを相談者と一緒に考え、具体的な支援プランを作成し、寄り添いながら自立に向けた支援を行います。

【業務委託先】 (福) 熱海市社会福祉協議会

- ② 住居確保給付金事業 離職などにより住居を失った方、または失うおそれの高い方には、就職に向けた活動をするなどを条件に、一定期間、家賃相当額を支給します。生活の土台となる住居を整えた上で、就職に向けた支援を行います。

- ③ 就労準備支援事業 「社会との関わりに不安がある」、「他の人とコミュニケーションがうまくとれない」など、直ちに就労が困難な方に6か月から1年の間、プログラムにそって、一般就労に向けた基礎能力を養いながら就労に向けた支援や就労機会の提供を行います。

【業務委託先】 (特非) 青少年就労支援ネットワーク静岡

- ④ 家計相談支援事業 家計状況の「見える化」と根本的な課題を把握し、相談者が自ら家計を管理できるように、状況に応じた支援計画の作成、相談支援、関係機関へのつなぎ、必要に応じて貸付のあっせん等を行い、早期の生活再生を支援します。

【業務委託先】 (福) 熱海市社会福祉協議会

- ⑤ 一時生活支援事業 住居をもたない方、またはネットカフェ等の不安定な住居形態にある方に、一定期間、宿泊場所や衣食を提供します。退所後の自立した生活に向けて、入所者に対し「①自立相談支援事業」も行います。

【業務委託先】 (特非) POPOLO

3. 婦 人 保 護

(1) 女性相談事業

【目 的】 女性相談事業は、売春防止法に基づき要保護女子についてその転落の未然防止と保護更生を図ること、及び、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律に基づき配偶者からの暴力の被害者である女性（以下「暴力被害女性」という。）の保護を図ることを目的としている。また、社会環境の浄化、配偶者からの暴力の防止等に関する啓発活動を行うとともに、要保護女子及び暴力被害女性の早期発見に努め、必要な相談、調査、判定、指導・援助、一時保護及び収容保護を行うものである。

【女性相談員設置】

設 置 市は任意設置（福祉事務所社会福祉課に所属）
身 分 非常勤の特別地方公務員
経 費 国庫補助 1 / 2
業 務 要保護女子及び暴力被害女性の発見に努め相談に応じ、必要な指導・援助を行い、これらに付随する事務を行う。

◎ 活動実績 (単位:人)

区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
保護施設収容	0	0	1	1	0
家庭への送還	0	0	0	0	0
関係機関へ移送	0	0	0	0	0
助言・指導	56	40	32	52	61
そ の 他	2	3	1	5	3
合 計	58	43	34	58	64

【婦人保護施設】

設置主体 静岡県
経営主体 (福) 葵寮

【根拠法令等】

売春防止法（昭和31年法律第118号）
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号）

第 4 章

障害福祉

第4章 障害福祉

1. 身体障害者、知的障害者、精神障害者の福祉

◎ 身体障害者福祉の基礎資料

○ 身体障害者手帳について

身体障害者福祉法による援助を受けるには、身体障害者手帳を所有することが必要であり、この手帳は、一定以上の永続する障害のある者に限り、法の定める身体障害者の証票として交付されます。

○ 身体障害者手帳所持者数 () は、18歳未満の者 (単位：人)

障害種別	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
視覚障害	(2) 130	(2) 128	(2) 127	(2) 128	(0) 125
聴覚・平衡感覚 機能障害	(2) 152	(2) 152	(2) 163	(2) 169	(1) 160
音声・言語 機能障害	(0) 22	(0) 21	(0) 18	(0) 14	(0) 16
肢体不自由	(11) 939	(10) 920	(10) 928	(8) 904	(6) 882
内部障害	(4) 504	(4) 506	(3) 521	(3) 517	(4) 529
合計	(19) 1,747	(17) 1,727	(17) 1,757	(15) 1,732	(11) 1,712

○ 施設入所している身体障害者の数 (平成29年4月1日現在)

障害者支援施設 13施設 28人

○ 身体障害者の団体 熱海市身体障害者福祉会 (電話 81-7811)

会員数 147名

◎ 知的障害者福祉の基礎資料

○ 療育手帳について

知的障害者の方々に、一貫した相談及び支援を行うとともに、いろいろな援助を受けやすくするため、療育手帳の交付制度があります。

○ 療育手帳所持者数

(単位：人)

障害種別	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
A(重度)	82	81	79	79	79
B(中軽度)	141	143	149	150	165
合計	223	224	228	229	244

○ 施設入所している知的障害者の数(平成29年4月1日現在)

障害支援施設 18施設 35人

○ 知的障害者(児)者の団体

熱海手をつなぐ育成会 会員数30人

◎ 精神障害者福祉の基礎資料

○ 精神障害者保健福祉手帳について

精神障害のある方々が、社会復帰や社会参加のために各種サービスを受けやすくするため、精神障害者保健福祉手帳の交付制度があります。

○ 精神障害者保健福祉手帳所持者数

(単位：人)

障害種別	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
1級	11	17	18	20	23
2級	88	89	104	104	121
3級	48	44	53	56	59
合計	147	150	175	180	203

◎ 障害福祉制度の基礎資料

期 間	制 度	制 度 の 概 要
平成14年度まで	措置制度	行政が職権でサービスの必要性を判断し、サービスの種類・提供場所などを決定
平成15～17年度	支援費制度	利用者がサービスを選択、提供者と契約、その利用料金に行政が支援する制度
平成18～24年度	障害者自立支援法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3障害の一元化 ・ 33種類の施設体系を6事業に再編 ・ 地域生活支援事業等を創設 ・ 支給決定の明確・透明化(障害程度区分導入)

平成25年度～	障害者総合支援法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者の範囲に新たに難病等を追加 ・ 「障害程度区分」から「障害支援区分」へ名称変更（平成26年4月1日施行） ・ 共同生活介護（ケアホーム）を共同生活援助（グループホーム）に統合（平成26年4月1日施行）
---------	----------	---

◎ 障害者施設の基礎資料

○ 市内の障害者施設

① 生活介護施設（通所）「陽光の園」

旧知的障害者授産施設

【施設概要】	所在地	熱海市緑ガ丘町13-12
	設置・経営主体	(福) 緑葉会
	開所年月日	平成2年4月1日
	定員	30名(平成29年4月1日 熱海市通所者24名)

② 生活介護施設（通所）「支援センター梢」

【施設概要】	所在地	熱海市下多賀605-20
	設置・経営主体	(特非) 真珠
	開所年月日	平成28年3月1日
	定員	20名(平成29年4月1日 熱海市通所者1名)

③ 就労継続支援（B型）施設（通所）「心象めぐみ会共同作業所」

旧精神障害者共同作業所

【施設概要】	所在地	熱海市伊豆山340-1
	開所年月日	平成6年10月1日
	設置・経営主体	(特非) めぐみ会 平成20年4月1日設立登記
	定員	20名(平成29年4月1日 熱海市通所者16名)

④ 就労継続支援（B型）施設（通所）「熱海ふれあい作業所」

旧心身障害者小規模授産所

【施設概要】	所在地	熱海市網代529-84
	設置年月日	昭和62年10月1日
	設置・経営主体	(特非) 熱海ふれあい作業所

平成20年2月1日設立登記

定 員 20名（平成29年4月1日 熱海市通所者16名）

⑤共同生活援助施設「ハーバー泉」

【施設概要】 所在地 熱海市泉35-4 凡土山荘2階

事業開始日 平成24年8月1日

設置・経営主体 （一社）神奈川県生活サポート

定 員 7名（平成29年4月1日 熱海市利用者3名）

【バックアップ施設】 （特非）湯河原町地域作業所たんぼぼ

⑥共同生活援助施設「にじいろ あお」

【施設概要】 所在地 熱海市下多賀838 リバーサイド838

事業開始日 平成28年4月1日

設置・経営主体 （特非）熱海ふれあい作業所

定 員 4名（平成29年4月1日 熱海市利用者4名）

○ 市外の障害者施設

施設入所等一覧（旧身体障害者施設支援系）

平成29年4月1日現在

	施設名	所在地	入所者数
1	中伊豆リハビリテーションセンター 伊東の丘いずみ	伊東市岡 1349-3	4
2	伊豆ライフケアホーム	田方郡函南町平井 717-2	4
3	中伊豆リハビリテーションセンター	伊豆市冷川 1523-108	3
4	中伊豆リハビリテーションセンター さわらび	伊豆市冷川 1523-108	2
5	かぬき学園	沼津市宮本 5-2	1
6	ワークスとおがさ	沼津市宮本 5-2	1
7	三和荘	富士宮市北山字坂下上 7418-10	1
8	百花園	静岡市清水区中河内 2780	6
9	静岡市桜の園	静岡市葵区内枚 1560-6	1
10	清松園	菊川市棚草 1284	1
11	伊豆リハビリテーションセンター	田方郡函南町平井 717-2	1
12	厚生寮	天竜市渡が島 217-3	2
13	三幸協同製作所	浜松市北区三幸町 320-1	1
	合 計		28

施設入所等一覧（旧知的障害者施設支援系）

平成29年4月1日現在

	施設名	所在地	入所者数
1	水明苑	山形県北村山郡大石田町大字横山 4042-3	1
2	沼南育成園	柏市大津ヶ丘 2-19-5	1
3	虹の家	相模原市下溝 4410	1
4	すぎなの郷	厚木市小野 2136	1
5	津久井やまゆり園	津久井郡相模湖町千木良 476	1
6	碧の園	伊東市荻 578-3	5
7	伊豆つくし学園	下田市加増野 375-1	1
8	きぼうの里	富士市大淵字鳥追窪 14283-1	3
9	駿東学園	駿東郡小山町吉久保 1050	7
10	エイブル富岳	御殿場市大坂字柏原 168-2	1
11	さつき学園	御殿場市神山 1925-322	2
12	みはらしの里	三島市字笹原新田 4745	3
13	沼津のぞみの里	沼津市西椎路 659-2	1
14	悠雲寮	駿東郡長泉町下長窪字鉄平 1122-2	1
15	あまぎ学園	沼津市宮本 5-2	2
16	富岳の郷	御殿場市二子 5 2 5 - 4	1
17	富士見学園	富士市大淵 2 1 5 8	2
18	ワークスうしぶせ	沼津市宮本 5 - 2	1
	合 計		35

※津久井やまゆり園は、平成29年4月より横浜市港南区芹が谷 2-1-1 の芹が谷園舎に仮移転。

共同生活援助（グループホーム）一覧

平成29年4月1日現在

	施設名	所在地	入所者数
1	フリーブ甘沼	神奈川県茅ヶ崎市甘沼 743-4	1
2	ハーバー泉	熱海市泉 3 5 - 4 凡土山荘 2 階	3
3	コルティールホ	伊東市岡 1244-14	3
4	さくらグループ	伊東市玖須美元和田 727-214	8
5	コムニート浮島	沼津市原 1418-48	3
6	サンライズ宮本	沼津市宮本 5-2	1
7	きさらぎ	沼津市石川 828-3	2
8	はまゆう寮	沼津市中瀬町 17-11	1
9	グループホームコーポ 狩野	沼津市中瀬町 17-11	1

10	悠雲の家	駿東郡長泉町南一色417-1	2
11	グループホーム駿河寮	富士市宮島362-16	1
12	にじいろ あお	熱海市下多賀838 リバーサイド838	4
13	ハーバー湯河原	神奈川県足柄下郡湯河原町 土肥4丁目6-4	1
	合 計		31

(1) 身体、知的障害者福祉

① 福祉有償運送運営協議会事業

【目 的】 介護を必要とする高齢者や障害者を対象に、福祉サービス事業者等が実費の範囲内で、事業所の車両を運転して行う個別輸送サービス事業を運営協議会で必要性や運送対価等を協議するもの

【行政実績】 平成28年度 開催回数 1回

【平成29年度予算額】 52千円

【根拠法令等】 熱海市福祉有償運送運営協議会設置要綱

(平成18年6月29日告示第88号)

② 障害者地区相談員事業

【目 的】 障害のある方の相談に応じ必要な指導を行うと共に、障害者に係る地域活動の推進、関係機関の業務に対する協力及び障害者への援護の普及を図る。

【業務内容】 (1) 障害者地域活動の中核体となり、その活動の推進を図る。
(2) 障害のある者の更生援護に関する相談に応じ必要な指導を行う。
(3) 障害のある者の更生援護につき、関係機関の業務に協力する。
(4) 障害のある者に対する住民の認識と理解を図るため、関係団体等との連携を図って、援護の普及に努める。
(5) その他前各号に付帯する業務を行う。

【相談員資格】 熱海市身体障害者福祉会長及び熱海手をつなぐ育成会長の意見を参考にして、人格識見が高く、社会的信望があり、障害のある者の福祉増進に熱意を有し、奉仕的に活動ができ、かつ、その地域の実情に精通している者であって、原則として身体障害者又は、知的障害者の家族等のうちから適当と認められる者を推薦するものとする。

【相談員任期】 2年(身障6名、知的1名)

【実施主体】 熱海市

【開始年度】 昭和52年度

【補助率】 市単独事業

【平成29年度予算額】 173千円

【行政実績】

(単位：千円、件)

区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
予算額	173	173	173	173	173
決算額	173	148	173	173	173
相談件数	79	54	75	73	77

【根拠法令等】 熱海市身体障害者地区相談員及び知的障害者地区相談員設置要綱

(平成17年告示第38号)

③ 在宅給食サービス事業

【目的】 在宅で調理が困難な身体障害者に対し、給食サービスを提供することにより、食生活の改善と生活の質の確保を図るとともに、その家族の身体的、精神的な負担の軽減を図ることを目的とする。

【対象者】 身体障害者

【現状】 委託業者により、月曜日から土曜日のうち、週4回までで希望する日に配送による給食サービスを行っている。

この利用については、申請により利用決定を行っているが、利用者については、給食の原材料費分として実費相当額250円の負担をすることとなっている。

【実施主体】 熱海市

【開始年度】 平成7年度

【補助率】 市単独事業

【平成29年度予算額】 269千円

【行政実績】

(単位：千円、件)

区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
予算額	342	342	209	288	256
決算額	142	148	221	182	97
件 数	635	763	1,076	883	447

【根拠法令等】 熱海市在宅高齢者等給食サービス事業実施要綱 (平成6年告示第8号)

④ 重度身体障害者住宅改造費助成事業

【目的】 在宅の重度身体障害者又はその保護者が住宅設備を当該障害者に適するように改造するための経費を助成することにより、その日常生活の便宜を図り、身体障害者の福祉の増進を図る。

【対象者】 身体障害者手帳の交付を受けた下肢障害者、体幹障害者又は視覚障害者で、

障害の程度が1級又は2級の者であって、住宅設備を改造する必要がある者。ただし、前年分の所得税額が120,000円までの世帯に属するもの。

【事業内容】 ㊦ 対象経費は既存住宅の浴室、便所、洗面所、台所、玄関、廊下、その他住宅設備を身体障害者向けに改造するために必要な経費。

㊧ 助成額は73万円を限度とする。(ただし、予算の範囲内)

【実施主体】 熱海市

【開始年度】 昭和60年度

【補助率】 市単独事業

【平成29年度予算額】 730千円

【行政実績】 (単位：千円、件)

区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
予算額	0	0	550	730	730
決算額	0	0	550	0	449
件 数	0	0	1	0	1

【根拠法令等】 熱海市重度身体障害者住宅改造費補助金交付要綱

(昭和60年告示第10号)

⑤ 特別障害者手当等支給事業

【目 的】 在宅の重度障害者(児)に対し、その重度の障害ゆえに生じる特別の負担の軽減を図る一助として手当を支給し、重度障害者の福祉向上を図る。

【対 象 者】 ㊦ 20歳以上の重度障害者・・・特別障害者手当

㊧ 20歳未満の重度障害児・・・障害児福祉手当

㊨ 旧福祉手当の受給者・・・経過措置福祉手当(当分の間)

【事業内容】 支給金額 ・特別障害者手当・・・月額 26,830円

障害児、経過措置福祉手当・・・月額 14,600円

(月額は平成28年度の支給額)

支給制限 ・本人及び扶養義務者の所得が限度額を超えたとき。

・福祉施設へ入所又は3カ月以上病院に入院したとき。

【実施主体】 国・市

【開始年度】 昭和61年度

【補助率】 国 3/4 市 1/4

【平成29年度予算額】 12,885千円

【行政実績】

(単位：千円)

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
特別障害者 手当	451件	417件	362件	321件	290件
	38人	36人	34人	28人	27人
	11,850	10,927	9,418	8,511	7,769
障害児 福祉手当	215件	218件	198件	173件	171件
	20人	19人	18人	16人	16人
	3,072	3,106	2,802	2,495	2,494
経過的 福祉手当	24件	12件	12件	12件	12件
	2人	1人	1人	1人	1人
	214	170	170	174	175
合計	690件	647件	572件	506件	473件
	60人	56人	53人	45人	44人
	15,136	14,203	12,390	11,180	10,438

【根拠法令等】 熱海市障害児福祉手当及び特別障害者手当等事務取扱要綱

(昭和61年告示第30号)

⑥ 重度心身障害者タクシー利用料金助成事業

【目的】 重度心身障害者（児）に対し、タクシー利用料金の一部を助成することにより日常生活の利便及び社会参加の促進を図ることを目的とする。

【事業内容】 身体障害者手帳1、2級の者及び精神保健福祉手帳1、2級の者、療育手帳Aの者に対し小型・中型タクシー基本料金相当額を助成する（1冊基本料金相当分24枚綴・1回4枚まで使用できる）。ただし、自動車税及び軽自動車税の減免を受けている者又は施設入所者は、助成対象者から除く。

【実施主体】 熱海市

【開始年度】 平成3年度

【補助率】 市単独事業

【平成29年度予算額】 8,094千円

【行政実績】

(単位：千円、枚、人)

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
予算額	6,036	6,360	6,360	6,987	8,094
決算額	5,788	6,013	6,217	6,253	7,653
利用件数	8,468	8,052	8,848	8,894	10,882
対象者	566	594	605	610	680

【根拠法令等】 熱海市重度心身障害者タクシー利用料金助成要綱
(平成3年告示第11号)

⑦ 重度身体障害者紙おむつ支給事業

【目的】 重度身体障害者に対し、紙おむつを支給することによって当該重度身体障害者の快適な日常生活の維持、衛生管理及び介護に当たる家族の負担の軽減を図ることを目的とする。

【対象者】 身体障害者手帳1、2級の者で、かつ失禁状態にある者。

【現状】 1カ月につき4,000円分の紙おむつ券を配布している。

【実施主体】 熱海市

【開始年度】 平成2年度

【補助率】 市単独事業

【平成29年度予算額】 1,440千円

【行政実績】 (単位：人、枚)

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
利用者数	49	32	31	31	28
利用枚数	4,446	2,897	2,593	2,143	2,258

【根拠法令等】 熱海市重度身体障害者紙おむつ支給事業実施要綱
(平成12年告示第22号)

⑧ 心身障害者扶養共済制度

【目的】 心身障害者の保護者の相互扶助に基づき、保護者が死亡又は重度障害となった後の心身障害者に年金を支給し、その将来に対し保護者のいなく不安の軽減を図る。

【事業内容】

- ・掛金の徴収(月毎)
- ・掛金の助成(一口目の掛金の1/3を助成)
- ・年金の給付(一口月額2万円)
- ・弔慰金支給(障害者が先に死亡した場合)
- ・掛金の減免制度もあります

【実施主体】 県・市

【開始年度】 昭和44年度

【補助率】 県10/10(事務費を補助)

【平成29年度予算額】 負担金 2,667千円 交付金 7,440千円
(掛金収入 2,397千円 年金 7,440千円)

【行政実績】

(単位：千円、件)

区分		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
負担金	予算額	2,247	2,735	3,680	2,806	2,806
	決算額	2,083	2,615	2,580	2,580	2,453
交付金	予算額	5,040	5,780	5,520	6,820	7,440
	決算額	4,900	5,900	6,540	6,760	6,720
	件数	19	22	22	25	25

【根拠法令等】 静岡県心身障害者扶養共済制度条例

(昭和44年12月10日条例第48号)

熱海市心身障害者扶養共済制度掛金助成要綱(平成6年告示第14号)

⑨ 重度心身障害者介護手当支給事業

【目的】 在宅の重度心身障害者の介護者に介護手当を支給し、その労をねぎらい併せて重度心身障害者の福祉の増進を図ることを目的とする。

【事業内容】 身体障害者手帳1級のうち肢体不自由者及び知的障害者の療育手帳Aの(65歳未満交付者)者が、市内に3カ月以上在住し、その者と生計を共にする常時介護者に対して月額10,000円の介護手当を支給する。

この手当の支給は、申請により支給の決定を行っているが、当該障害者が施設に入所又は病院等へ入院している場合は支給しない。

【実施主体】 熱海市

【開始年度】 昭和57年度

【補助率】 市単独事業

【平成29年度予算額】 6,840千円

【行政実績】

(単位：千円、人)

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
予算額	5,040	6,000	6,600	6,840	6,840
決算額	5,810	5,940	5,920	5,520	5,600
支給人数	44	51	41	50	50

【根拠法令等】 熱海市重度心身障害者介護手当支給要綱(平成13年告示第7号)

⑩ 重症心身障害児童扶養手当支給事業

【目的】 精神又は身体に重度の障害を有する児童の福祉の増進を図る。

【開始】 昭和42年4月1日から実施(市単独事業)

【支給対象者】 特別児童扶養手当等の支給に関する法律第2条第1項に該当する者(20歳未満)の養育者。

【手当額及び支給方法】 手当は月額5,000円、毎年6月及び12月にそれぞれ前月までの分を支給する。〔口座振込〕

【平成29年度予算】 2,700千円

【支給の状況】 (単位：人、千円)

区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
実児童数	40	41	41	41	43
金 額	2,250	2,475	2,265	2,625	2,610

【根拠法令等】 熱海市重症心身障害児童扶養手当に関する条例
(昭和42年4月1日条例第4号)

⑪ 軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成金交付事業

【目 的】 身体障害者手帳の交付対象とならない難聴児の補聴器購入費等の一部を助成することにより、言語の習得や教育などにおける健全な発達を支援し、福祉の増進に寄与する。

【対 象 者】 熱海市に住所を有する18歳未満の難聴児で、以下のいずれにも該当する者

ア 両耳の聴力レベルが30デシベル以上の者であって、身体障害者手帳の交付対象とならない者

イ 指定の医療機関の専門医により、補聴器の装用により言語の習得等に一定の効果が期待できると判断された者

* 世帯の課税状況等により、給付制限あり

【助 成 額】 補聴器の購入費等の3分の2（1円未満切り上げ）

【実施主体】 熱海市

【開始年度】 平成25年

【補 助 率】 県1/2 市1/2

【平成29年度予算額】 37千円

【行政実績】 (単位：千円、人)

区 分	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
利用人数	0	0	0	1
金 額	0	0	0	74

【根拠法令等】 熱海市軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成金交付要綱
(平成25年6月27日告示第80号)

⑫ 発達訓練指導事業

【目的】 運動発達・精神発達に遅れのある障害児を養育する保護者に対し、子どもとのかかわり方など必要な知識や情報を提供し、精神面での支援を行う。

【実施主体】 熱海市（伊東市と共同事業）

【補助率】 市単独事業

【行政実績】 平成28年度 開催回数 12回（月1回）

【平成29年度予算額】 197千円

【根拠法令等】 熱海市発達訓練指導事業（ポニー教室）実施要領

⑬ 小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業

【目的】 小児慢性特定疾病医療費の支給認定を受けている児童に対し、便器、特殊寝台、歩行支援用具、特殊マット、入浴補助用具、車いす等の日常生活用具を給付することにより、日常生活への便宜を図る。

【実施主体】 熱海市

【補助率】 県 1/2

【平成29年度予算額】 61千円

【行政実績】 (単位：千円、人)

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
利用人数	0	0	1	0	0
金額	0	0	53	0	0

【根拠法令等】 熱海市小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業実施要綱

(平成18年3月31日告示第30号)

⑭ 特別児童扶養手当支給事業

【目的】 精神又は身体に障害をもった児童を監護又は養育する方に、特別児童扶養手当を支給し、その児童の生活の向上に役立てることを目的とする。

【実施機関】 手当の認定・支給等の事務は、県知事が行うが、申請、届出の書類等は市長を経由して提出する。

【対象児童】 この手当の支給対象になる障害児とは、満20歳未満で法の別表に定める程度の障害の状態にある者をいう。

【支給要件】 手当は、支給の対象となる障害児を監護する父若しくは母、又は父母に代って児童を養育（児童と同居し、これを監護し、その生計を維持することをいう。）している者に支給する。

【支給制限】 次のいずれかに該当する場合は支給が制限される。

ア. 児童がいずれかに該当するときは支給しない。

・日本国内に住所を有しないとき。

- ・障害を支給事由とする年金給付を受けることができるとき。
- イ. 受給者（父母又は養育者）が日本国内に住所を有しないときは支給しない。
- ウ. 受給資格者若しくはその配偶者又はその扶養義務者（民法第 877 条第 1 項の者）の前年度の所得が基準額より上であるときは、その年の 8 月から翌年 7 月まで支給しない。

【費用】 国 10 / 10

【支給額】 [平成 28 年度]

1 級 51,500 円 2 級 34,300 円

【手当支給】 原則として、12 月～3 月分を 4 月に、4 月から 7 月分を 8 月に、8 月から 11 月分を 11 月に支給する。

【支給の状況】 平成 28 年 12 月 31 日現在 (単位: 件)

区 分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
1 級	24	24	24	24	28
2 級	13	15	15	22	16
計	37	39	39	46	44

【根拠法令等】 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和 39 年法律第 134 号）

(2) 介護給付（障害者総合支援法によるもの）

- ① 居宅介護、行動援護、同行援護、短期入所、生活介護、施設入所支援、重度訪問介護、療養介護

【事業内容】 障害により、日常生活を営むのに支障がある方に、生活上または療養上必要な介護を行う事業。

【実施主体】 熱海市

【開始年度】 平成 18 年度

【補助率】 国 1/2 県 1/4 市 1/4

【平成 29 年度予算額】

居宅介護	7,617 千円
行動援護	4,095 千円
同行援護	2,548 千円
短期入所	10,160 千円
生活介護	226,159 千円
施設入所支援	90,026 千円
重度訪問介護	0 千円
療養介護	18,509 千円

【行政実績】

○居宅介護

(単位：千円、回、人)

区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
予 算 額	10,000	9,816	10,200	9,900	8,966
決 算 額	9,279	9,776	10,031	8,686	9,219
派遣回数	3,309	3,127	3,085	2,757	2,954
利用実人員	40	36	38	40	36

○行動援護

(単位：千円、回、人)

区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
予 算 額	4,200	3,983	3,900	4,790	4,268
決 算 額	3,892	3,843	3,810	4,221	4,144
派遣回数	286	166	168	177	174
利用実人員	6	6	6	6	7

○同行援護

(単位：千円、回、人)

区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
予 算 額	3,000	2,802	2,500	3,540	5,409
決 算 額	2,678	2,601	2,423	3,209	2,536
派遣回数	756	679	474	551	432
利用実人員	6	6	6	7	8

○短期入所

(単位：千円、日)

区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
予 算 額	4,900	3,773	4,800	9,580	10,150
決 算 額	4,541	3,545	4,598	7,494	6,981
利用日数	630	755	704	1,074	795

○生活介護

(単位：千円、人)

区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
予 算 額	223,000	220,968	218,000	226,400	225,830
決 算 額	216,394	215,641	213,546	212,378	224,990
利用実人員	99	95	100	93	101

○施設入所支援

(単位：千円、人)

区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
予 算 額	84,900	83,300	84,200	85,230	89,542
決 算 額	81,656	78,812	81,974	82,182	88,961
利用実人員	65	59	60	60	72

○重度訪問介護 実績なし

○療養介護

(単位：千円、人)

区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
予 算 額	15,000	18,639	19,200	19,350	18,732
決 算 額	14,174	18,531	18,720	18,528	16,977
利用実人員	6	6	6	6	6

(3) 訓練等給付 (障害者総合支援法によるもの)

① 就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助、自立訓練

【事業内容】 障害者が地域で生活を行うために必要な、身体的又は社会的なリハビリテーションや就労につながる支援を行う事業。

【実施主体】 熱海市

【開始年度】 平成18年度

【補助率】 国 2/4 県 1/4 市 1/4

【平成29年度予算額】 就労移行支援 16,168千円
 就労継続支援 99,151千円
 (A型とB型を合わせた予算)
 共同生活援助 39,000千円
 自立訓練(機能訓練) 1,262千円
 自立訓練(生活訓練) 18,081千円

【行政実績】

○就労移行支援

(単位：千円、人)

区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
予 算 額	2,800	7,309	13,500	18,270	13,232
決 算 額	2,613	7,032	13,333	13,940	9,669
利用実人数	3	8	11	13	8

○就労継続支援A型（雇用型）

(単位：千円、人)

区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
予 算 額	77,000	81,297	78,500	92,430	111,424
決 算 額	2,273	4,807	4,807	9,230	8,238
利用実人数	5	4	4	10	9

※予算額はB型と合わせた額。決算額は単独。

○就労継続支援B型（非雇用型）

【行政実績】

(単位：千円、人)

区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
予 算 額	77,000	81,297	78,500	92,430	111,424
決 算 額	71,378	73,512	73,512	77,588	79,405
利用実人数	55	55	55	55	53

※予算額はA型と合わせた額。決算額は単独。

○共同生活援助（グループホーム）

【行政実績】

(単位：千円、人)

区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
予 算 額	12,500	14,038	31,000	32,710	39,504
決 算 額	12,527	13,995	28,897	32,267	38,957
利用実人数	18	18	29	27	34

※平成26年度から共同生活介護と共同生活援助は一元化された。

○自立訓練（機能訓練）

(単位：千円、人)

区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
予 算 額	3,800	0	1,100	2,110	1,891
決 算 額	826	0	1,011	2,108	1,164
利用人数	1	0	2	2	3

○自立訓練（生活訓練）

(単位：千円、人)

区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
予 算 額	3,800	1,735	2,600	2,520	9,682
決 算 額	0	1,691	2,414	2,312	9,035
利用人数	0	1	2	3	8

(4) 地域生活支援事業（障害者総合支援法によるもの）

① 障害支援区分認定審査会運営事業

【目的】 障害福祉サービスが必要な方のために、専門の知識をもった委員が、総合的に支援区分を判定するもの。

【平成29年度予算額】 1,364千円

【行政実績】 平成28年度 開催回数 7回 審査判定件数 47件

【根拠法令等】 熱海市障害支援区分認定審査会の委員の定数を定める条例（平成18年3月23日条例第6号）

② 手話通訳者養成等事業

【目的】 手話奉仕員養成講座を開催し、手話奉仕員を養成することを目的とする。

【実施主体】 熱海市

【補助率】 国 1/2 県 1/4 市 1/4（国県負担上限有り）

【平成29年度予算額】 620千円

【行政実績】 平成28年度 開催回数 46回（受講者数 31人）

③ 手話通訳者派遣事業

【目的】 聴覚障害者及び音声又は言語機能障害者と健聴者が意思の疎通を図るうえで支障がある場合に手話通訳者を派遣し、意志伝達の手段を確保する事により、聴覚障害者等の利便を図るもの。

【実施主体】 熱海市

【開始年度】 昭和54年度（平成18年度から地域生活支援事業に移行）

【補助率】 国 1/2 県 1/4 市 1/4（国県負担上限有り）

【平成29年度予算額】 815千円

【行政実績】 手話通訳登録者 5人 (単位：千円、件、時間)

区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
予 算 額	250	477	406	500	802
決 算 額	340	477	517	373	182
市 役 所	0	2	1	4	4
福 祉	0	0	0	0	0
施 設	0	6	0	9	9
病 院 等	41	43	46	38	58
事 業 所	5	0	5	0	11
そ の 他	4	6	23	4	14

派遣回数	50	57	75	55	96
時間数	163	229	249	179	139

【根拠法令等】 熱海市手話通訳者派遣事業実施要綱（平成16年告示第9号）

④ 移動支援事業

【目的】 障害のある方が、円滑に外出できるよう、移動を支援する。

【実施主体】 熱海市

【委託先】 (福) 熱海市社会福祉協議会（熱海市）、
 (株) スルガケアサービス（熱海市）、(有) 伊豆介護センター（熱海市）、
 (福) 城ヶ崎いこいの里（伊東市）、
 (特非) 湯河原地域作業所たんぼぼ（湯河原町）

【開始年度】 平成18年度

【補助率】 国 1/2 県 1/4 市 1/4（国県負担上限有り）

【平成29年度予算額】 1,000千円

【根拠法令等】 熱海市地域生活支援事業実施要綱（平成20年告示第3号）

【行政実績】 (単位：千円、人)

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
予算額	1,150	1,164	1,164	1,237	1,220
決算額	1,063	1,126	1,108	1,072	824
利用実人数	23	14	17	17	13

⑤ 日中一時支援事業

【目的】 障害者等の日中における活動の場を確保し、日常介護している家族の一時的な負担軽減を図る。

【実施主体】 熱海市

【委託先】 (福) 緑葉会 陽光の園（熱海市）、(福) 城ヶ崎いこいの里（伊東市）
 (福) 共済福祉会（函南町）、済生会（静岡市）
 (特非) エシカファーム（三島市）
 (福) 宝安寺社会事業部（小田原市）、(福) 共生会（沼津市）

【開始年度】 平成18年度

【補助率】 国 1/2 県 1/4 市 1/4（国県負担上限有り）

【平成29年度予算額】 1,200千円

【行政実績】

(単位：千円、人)

区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
予算額	680	996	500	1,220	840
決算額	606	554	478	835	667
利用実人数	10	12	11	11	11

【根拠法令等】 熱海市地域生活支援事業実施要綱（平成20年告示第3号）

⑥ 重度身体障害者訪問入浴サービス事業

【目 的】 在宅の重度身体障害者を入浴させるのが困難な家庭に対し、入浴サービスを行うことで、重度身体障害者の福祉の増進を図る。

【実施主体】 熱海市

【委託先】 (株)ティー・シー・エス

【開始年度】 平成7年度

【補助率】 国 1/2 県 1/4 市 1/4（国県負担上限有り）

【平成29年度予算額】 9,459千円

【行政実績】

(単位：千円、件、人)

区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
予算額	4,500	5,059	5,784	8,089	8,109
決算額	4,417	4,635	5,285	6,333	6,972
件 数	360	381	431	515	567
利用実人員	4	4	7	6	7

【根拠法令等】 熱海市地域生活支援事業実施要綱（平成20年告示第3号）

⑦ 障害者スポーツ大会事業

【目 的】 障害者スポーツの振興を図るとともに、あらゆる障害を乗り越えた障害者相互の親睦と地域の障害者福祉への理解と協力を深め、熱海市の福祉の向上と障害者の社会参加を促進する。

【実施主体】 熱海市

【委託先】 熱海市身体障害者福祉会

【開始年度】 平成18年度から地域生活支援事業に移行

【補助率】 国 1/2 県 1/4 市 1/4（国県負担上限有り）

【平成29年度予算額】 285千円

【行政実績】

(単位：千円、人)

区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
予算額	285	285	285	285	285
決算額	285	285	285	285	285
参加選手数	180	188	190	185	178

⑧ 地域活動支援センター等事業

【目 的】 障害者の創作的活動、生産活動等及び相談支援により社会との交流等を促進する。

○身体障害者関係

【事業実施機関】 障害者生活支援センター「中伊豆リハビリテーションセンター」
(平成19年度より伊東市、伊豆市、東伊豆町と共同運営。21年度より伊東市と共同運営)

伊豆市冷川 1523-108 電話 0558-83-2195

【開始年度】 平成18年度

【事業内容】 専門相談員による出張相談
福祉サービスの利用についての支援
社会参加や自立の支援
生活情報の提供

ピアカウンセリング（障害を持つ者がカウンセラーとなり悩みや問題を一緒に考え解決のための支援）

【補助率】 国 1/2 県 1/4 市 1/4（国県負担上限有り）

【平成29年度予算額】 1,675千円

【行政実績】

(単位：千円)

区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
予算額	1,702	1,675	1,675	1,675	1,675
決算額	1,702	1,674	1,675	1,674	1,674

○知的障害者関係

【事業実施機関】 地域生活支援センター「いぶき」（平成19年度より伊東市と共同運営）
伊東市荻 578-3 電話 0557-45-6000

【開始年度】 平成19年度

【事業内容】 生活支援（各種福祉情報サービスの案内）
訪問、外来相談
福祉サービスの利用についての支援

短期入所等の受け入れ調整

※ 障害児の場合は身体障害でも利用可能。

【補助率】 国 1/2 県 1/4 市 1/4 (国県負担上限有り)

【平成29年度予算額】 4,877千円

【行政実績】 (単位：千円)

区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
予算額	3,071	4,876	4,876	4,876	4,876
決算額	3,071	4,876	4,876	4,876	4,876

○精神障害者関係

【事業実施機関】 地域活動支援センター「サポートセンターいとう」

(平成18年10月より伊東市と共同運営)

熱海市田原本町9-1 熱海第一ビル2階 電話 0557-82-5680

(平成29年4月までは、伊東市和田1-16-1 伊東市観光会館1階)

【開始年度】 平成18年度

【事業内容】 憩いの場の提供

相談、訪問支援

福祉サービス利用についての支援

地域交流活動

【実施主体】 熱海市

【補助率】 国 1/2 県 1/4 市 1/4 (国県負担上限有り)

【平成29年度予算額】 9,951千円

【行政実績】 (単位：千円)

区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
予算額	7,012	8,554	8,554	8,554	8,554
決算額	7,012	8,554	8,554	8,554	8,554

⑨ 熱海伊東地区地域自立支援協議会

【目的】 障害のある方が、安心して生活できる地域づくりのため、相談支援事業の適切な運営及び地域の障害福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす協議の場

【事業内容】

- ・相談支援業務の運営評価
- ・困難事例への対応に関する協議、調整
- ・関係機関によるネットワーク構築等に向けた協議
- ・地域の社会資源の開発、改善

【実施主体】 熱海市・伊東市

【委託先】 (福)城ヶ崎いこいの里

【開始年度】 平成20年度

⑩ 日常生活用具給付等事業

【目的】 在宅の身体障害者(児)に対し、排泄管理支援用具等の日常生活用具を給付又は貸与することにより、日常生活の便宜を図りその福祉増進に資することを目的とする。

【事業内容】

援護の種類	内容	経費
日常生活用具の給付及び貸与	身体障害者(児)の日常生活がより円滑に行われるための用具の給付等 (下肢・体幹障害) 便器、特殊マット、入浴補助用具、入浴担架、特殊寝台、特殊尿器、体位変換器、移動用リフト、T字状・棒状の杖等 (上肢障害) 特殊便器 (視覚障害) 視覚障害者用ポータブルレコーダー、視覚障害者用時計、点字タイプライター、電磁調理器、点字図書、視覚障害者用体重計、視覚障害者用血圧計、拡大読書器等 (聴覚障害及び音声、言語障害) 屋内信号装置、情報受信装置、ファックス等 (腎臓機能障害) 透析液加温器 (呼吸器機能障害) ネブライザー、電気式痰吸引器、酸素ボンベ運搬車等 (排泄、直腸機能障害) ストーマ用装具等 (共通) 火災警報器、自動消火器等	被保護世帯及び住民税非課税世帯は無料、その他は原則1割負担。ただし、所得に応じて一定の負担上限が設定されます。

【実施主体】 熱海市

【開始年度】 昭和44年度(平成18年度から地域生活支援事業へ移行)

【補助率】 国 1/2 県 1/4 市 1/4 (国県負担上限有り)

【平成29年度予算額】 10,524千円

【行政実績】

(単位：千円、件)

区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
予算額	9,320	9,500	10,850	10,546	11,453
決算額	8,774	9,419	9,972	9,325	9,538
テープレコーダー	0	0	0	0	0
特殊寝台	0	0	0	0	1
視覚障害者用 音声時計	3	1	1	2	1
浴 槽	0	0	0	0	0
透析液加温器	2	1	0	2	0
その他	246	268	286	284	287
件 数	249	272	298	288	289

【根拠法令等】 熱海市日常生活用具給付等事業実施要綱（平成20年告示第5号）

(5) 障害者総合支援のその他の事業

① 特定障害者特別給付費

【事業内容】 施設入所支援又は、共同生活介護を利用する障害者に対し、当該施設における食事の提供及び居住に要した費用の一部を支給する。

【実施主体】 熱海市

【開始年度】 平成18年度

【補助率】 国 1/2 県 1/4 市 1/4

【平成29年度予算額】 15,100千円

【行政実績】

(単位：千円、人)

区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
予算額	16,300	14,732	15,600	15,600	15,164
決算額	15,781	14,469	14,732	12,493	15,015
支給件数	950	917	901	887	985

② 身体障害者（児）補装具費支給事業

【目的】 身体障害者（児）の身体の部分的欠損又は機能の障害を補い、日常生活の向上を図ることを目的とする。

【対象者】 身体障害者手帳の交付を受けた者
18歳以上の難病患者等

【事業内容】 ㊦補装具製作及び修理業者
市と代理受領について、登録・契約等に基づき合意している業者

㊦補装具の種類

義肢、装具、盲人安全つえ、補聴器、車いす、眼鏡、その他

㊦ その他

交付、修理の費用の認定については、原則的として1割負担による。
ただし、所得に応じて一定の負担上限が設定される。

【実施主体】 熱海市

【事業開始】 昭和25年度

【補助率】 国 1/2 県 1/4 市 1/4

【平成29年度予算額】 9,700千円

【行政実績】 (単位：千円、件)

区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
予 算 額	6,900	5,807	7,500	6,500	6,900
決 算 額	5,184	5,807	6,856	6,892	7,220
盲人安全つえ	(0) 5	(0) 5	(0) 2	(0) 2	(0) 3
補 聴 器	(4) 18	(7) 23	(7) 24	(6) 29	(6) 17
車 い す	(19) 25	(14) 18	(17) 26	(23) 31	(29) 36
義 肢	(4) 7	(1) 1	(2) 4	(2) 4	(3) 7
装 具	(2) 13	(2) 13	(3) 16	(3) 16	(5) 18
歩行補助つえ	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(1) 1	(1) 1
そ の 他	(0) 1	(6) 13	(0) 3	(0) 7	(1) 5
件 数	(29) 69	(30) 73	(29) 75	(35) 90	(45) 87

() は内、修理件数

【根拠法令等】 熱海市補装具費受領委任払事務取扱要綱（平成20年告示第2号）

③ 高額障害福祉サービス等給付費事業

【事業内容】 障害福祉サービス等の利用者負担額が月額負担上限額を越える障害者等に利用者負担額と月額負担上限額の差額部分を高額障害福祉サービス等給付

費として支給する。

【実施主体】 熱海市

【開始年度】 平成18年度

【補助率】 国 1/2 県 1/4 市 1/4

【平成29年度予算額】 100千円

【行政実績】

(単位：千円、人)

区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
予 算 額	16	53	120	120	120
決 算 額	16	3	22	97	48
利用実人員	1	1	1	4	4

④ 地域相談支援事業

【事業内容】 障害者支援施設に入所又は精神科病院に入院している障害者などが地域生活に移行できるように必要な支援や、単身等で生活する障害者に地域生活を継続していくために必要な支援を行う事業。

【実施主体】 熱海市

【開始年度】 平成24年度

【補助率】 国 1/2 県 1/4 市 1/4

【平成29年度予算額】 5,616千円

【行政実績】

○地域移行支援

(単位：千円、人)

区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
予 算 額	300	963	4,200	6,540	8,118
決 算 額	94	237	357	0	29
利用実人員	1	1	2	0	1

* 予算額は、地域定着支援・計画相談支援事業と合算。決算額は単独。

○地域定着支援

(単位：千円、人)

区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
予 算 額	300	963	4,200	6,540	8,118
決 算 額	0	0	0	4	16
利用実人員	0	0	0	1	1

* 予算額は、地域移行支援・計画相談支援事業と合算。決算額は単独。

⑤ 計画相談支援事業

【事業内容】 サービス等利用計画についての相談及び作成などの支援が必要と認められる場合に、障害者（児）の自立した生活を支え、障害者（児）の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援する事業。

【実施主体】 熱海市

【開始年度】 平成24年度

【補助率】 国 1/2 県 1/4 市 1/4

【平成29年度予算額】 5,616千円

【行政実績】 (単位：千円、人)

区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
予 算 額	300	963	4,200	6,540	8,118
決 算 額	216	803	3,089	4,837	4,300
利用実人員	2	15	101	164	181

* 予算額は、地域相談支援事業と合算。決算額は単独。

(6) 自立支援医療（障害者総合支援法によるもの）

① 自立支援医療（更生医療）給付事業

【目 的】 身体障害者の更生に必要な医療を給付し、その障害を除去又は軽減し日常生活を容易にすることを目的とする。

【事業内容】 給付の内容

- ・角膜手術、関節形成術、外耳形成術、心臓手術、血液透析療法等
- ・本人が直接負担する部分について、更生医療を給付する

【実施主体】 熱海市

【開始年度】 昭和25年

【補助率】 国 1/2 県 1/4 市 1/4

【平成29年度予算額】 66,000千円

【行政実績】 (単位：千円、人)

区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
予 算 額	74,000	69,000	62,000	61,000	66,000
決 算 額	72,213	59,040	38,547	50,885	52,523
利用実人数	39	18	16	19	22

【根拠法令等】 障害者総合支援法（平成17年11月7日法律123号）

② 自立支援医療（育成医療）給付事業

【目的】 18歳未満の児童であって身体に障害のあるもの、又は放置すれば身体に障害を残す恐れのあるものに、指定医療機関で医療を行うことで、その障害を除去又は軽減し日常生活を容易にすることを目的とする。

【事業内容】 給付の内容

・手術及び補装具の購入費の一部を給付

【利用対象】 ・肢体不自由、視覚障害、聴覚・平衡機能障害、音声・言語・そしゃく機能障害、心臓・腎臓障害、その他の内臓障害

【実施主体】 熱海市

【開始年度】 平成25年度（県より権限委譲）

【補助率】 国 1/2 県 1/4 市 1/4

【平成29年度予算額】 1,200千円 (単位：千円、人)

区 分	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
予 算 額	912	510	1,200	1,200
決 算 額	275	352	762	715
利用実人数	4	4	7	5

③ 療養介護医療事業

【事業内容】 療養介護のうち医療にかかわるものを療養介護医療として提供する事業。

【実施主体】 熱海市

【開始年度】 平成18年度

【補助率】 国 1/2 県 1/4 市 1/4

【平成29年度予算額】 5,400千円

【行政実績】 (単位：千円、人)

区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
予 算 額	5,500	5,265	5,400	5,700	5,400
決 算 額	4,547	5,124	5,298	4,989	6,551
利用実人員	6	6	6	6	6

(7) 障害者医療費等の助成

① 重度障害者(児)医療費助成事業

【目的】 重度障害者(児)の医療費を助成することにより、当該障害者の自己負担の軽減を図るとともに、その療育を推進して、福祉の増進に寄与する

【対象者】 ㉞ 身体障害者手帳交付者の1・2級

- ① 療育手帳交付者でAの知的障害者
- ② 特別児童扶養手当1級の障害に該当する20歳未満の者
- ③ 身体障害者手帳交付者の内部障害3級
- ④ 精神障害者保健福祉手帳交付者の1級（平成24年10月1日制度改正）

【助成額】 健康保険法の規定に基づき医療の給付を受ける場合の自己負担金額

【実施主体】 熱海市

【開始年度】 昭和48年度（平成16年12月1日、制度改正）

【補助率】 県 1/2 市 1/2

【平成29年度予算額】 75,700千円

【行政実績】 (単位：千円)

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
予算額	76,343	69,700	75,500	75,700	75,700
決算額	66,185	66,836	67,201	68,699	68,997

【根拠法令等】 熱海市重度障害者(児)医療費助成要綱（昭和48年告示第31号）

② 精神障害者医療費助成事業

【目的】 精神障害者に対し医療費を助成することにより、経済的負担の軽減と療養の推進を図るとともに福祉の増進に寄与する。

【対象者】 精神保健及び精神障害者福祉法に関する法律の第20条・21条・33条の規定により入院している者で、1回の入院期間が90日を超える場合。かつ、申請日から1年以上熱海市の住民基本台帳に記載されている者。

【助成額】 健康保険法の規定に基づき医療の給付を受ける場合の自己負担金額1ヶ月12,000円を上限として助成する。

【実施主体】 熱海市

【開始年度】 昭和52年

【補助率】 熱海市単独事業

【平成29年度予算額】 37,450千円

【行政実績】 (単位：千円)

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
予算額	4,464	4,320	4,320	4,032	3,744
決算額	4,032	3,648	3,506	3,046	2,700

【根拠法令等】 熱海市精神障害者医療費助成条例（昭和52年条例第27号）

③ 難病患者等見舞金支給事業

【目的】 難病患者及び原爆被災者に対し、見舞金を支給することにより、療養の推進を図り、もって療養者の福祉の増進に寄与するもの。

【事業内容】 難病の患者に対する医療等に関する法律施行細則により、特定医療費（指定難病）受給者証の交付を受けている方、静岡県が実施する特定疾患治療研究事業の対象者である医療受給者証の交付を受けている方及び被爆者健康手帳の交付を受けている方に、年額 20,000 円の見舞金を支給する。

【実施主体】 熱海市

【開始年度】 昭和 58 年度

【補助率】 市単独事業

【平成 29 年度予算額】 6,840 千円

【行政実績】 (単位：千円、件)

区 分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
予算額	4,000	3,800	3,700	4,400	6,440
決算額	3,120	3,780	3,160	2,340	4,340
件 数	156	189	158	117	217

【根拠法令等】 熱海市難病患者等見舞金支給要綱（昭和 58 年告示第 15 号）

④ 難病患者等介護家族リフレッシュ事業

【目 的】 在宅で人工呼吸器を使用し、又は気管切開で頻回に吸引している特定疾患患者等に対し、滞在型の訪問看護を実施するための費用の一部を助成する在宅支援事業及び、就学する学校（義務教育段階）への登下校時や在校時に、訪問看護による医療的ケアを提供するための費用の一部を助成する就学支援事業を実施することにより、介護する家族の負担の軽減を図る。

【対 象 者】 本市の住民基本台帳に記録されている者であって、特定疾患患者、指定難病患者、小児慢性特定疾病児童等、重度障害者（児）で訪問看護が必要であると医師が認める者。就学支援事業については、就学する学校（義務教育段階）における活動に際し医療的ケアが必要であると医師が認める者。

【実施主体】 熱海市

【開始年度】 平成 14 年度

【平成 29 年度予算額】 548 千円

【行政実績】 (単位：千円、人)

区 分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
予算額	0	1,227	614	614	185
決算額	0	52	0	0	0
利用人数	0	1	0	0	0

【根拠法令等】 熱海市難病患者等介護家族リフレッシュ事業実施要綱

(平成 14 年告示第 62 号)

(8) 在宅心身障害児への福祉

① 療育事業業務委託（療育教室「I P P O あじろ園」）

【目的】 発達に遅れや偏りのある未就学児に対して、発達や集団性、社会性を伸ばすことを目的とする。

【実施主体】 熱海市

【委託先】 （特非）法人エシカファーム（三島市）

【開始年度】 平成27年度

【補助率】 市単独事業

【平成29年度予算額】 29,026千円

【行政実績】 (単位：千円、人)

区分	平成27年度	平成28年度
予算額	3,437	18,643
決算額	3,014	18,519
登録人数	5	13

【根拠法令等】 熱海市療育事業実施要綱（平成27年告示第121号）

② 障害児通所給付費

ア 障害児相談支援

障害児通所給付を申請した障害児等に、サービス等利用計画の作成や支給決定後の利用計画の見直しを行う。

【平成29年度予算】 419千円

【支給の状況】 (単位：人、千円)

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
利用人数	0	0	8	10	21
金額	0	0	157	198	436

イ 児童発達支援

日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行う。

【平成29年度予算】 29,460千円

【支給の状況】 (単位：人、千円)

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
利用人数	0	2	8	3	7
金額	0	978	2,128	4,744	6,658

ウ 放課後等デイサービス

授業の終了後又は学校の休業日に、放課後等デイサービス事業所において、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行う。

【平成29年度予算】 47,256千円

【支給の状況】 (単位：人、千円)

区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
利用人数	0	6	7	8	16
金 額	0	1,399	2,902	3,518	10,180

エ 医療型児童発達支援

機能訓練又は医学的管理下での支援が必要と認められた児童に、児童発達支援及び治療を行う。

【平成29年度予算】 0千円

【支給の状況】 (単位：人、千円)

区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
利用人数	0	0	0	0	0
金 額	0	0	0	0	0

オ 保育所等訪問支援

保育所等を訪問し、障害児に対して、障害児以外の児童との集団生活への適応のため専門的な支援その他必要な支援を行う。

【平成29年度予算】 552千円

【支給の状況】 (単位：人、千円)

区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
利用人数	0	0	1	1	1
金 額	0	0	11	10	14

カ 高額障害児通所給付費

世帯における1ヶ月の利用者負担額の合計が、一定の基準額を超えた場合に、支払った利用者負担額の一部を支給する。

【平成29年度予算】 120千円

【支給の状況】 (単位：人、千円)

区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
利用人数	0	0	1	2	1
金 額	0	0	18	23	18

第 5 章

児童福祉

第5章 児童福祉

1. 児童の養育への福祉

(1) 児童手当の支給

【目的】 「家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資すること」を目的に支給した。

【実施主体】 市（市長が認定及び支給の事務を取り扱う。）

【支給要件】 中学校修了（15歳に達した日以後の最初の3月31日）までの原則として国内に居住する児童を養育している等。

【手 当 額】 所得制限未満

- ・ 0歳～3歳未満 15,000円（一律）
- ・ 3歳～小学校修了前 10,000円（第3子以降は15,000円）
- ・ 中学生 10,000円（一律）

所得制限以上

5,000円（一律）

【支払期日】 6月、10月、2月にそれぞれの前月までの分を支払う。

【費用負担】 国、県、市が次の割合により負担する。（国の負担の中に、一部事業主負担含む。）

区分		国	県	市
被用者	0歳～3歳未満	37/45	4/45	4/45
	3歳～中学校修了前	4/6	1/6	1/6
非被用者		4/6	1/6	1/6
特例給付（所得制限以上）		4/6	1/6	1/6

【平成29年度予算額】 321,100千円

【支給実績】

児童手当法に係る分（平成28年4月～平成29年3月） （単位：人、円）

区 分		児童延べ人数	支給額
被用者	0歳～3歳未満	2,877	43,155,000
	3歳～中学校修了前	15,992	168,500,000
非被用者		9,178	103,255,000
特例給付（所得制限以上）		1,432	7,160,000
合 計		29,479	322,070,000

【根拠法令等】 児童手当法 昭和46年法律第73号

(2) 子ども医療費助成

【目的】 子どもの疾病の早期治療を促すとともに、子育て家庭の経済的負担の軽減を図るため、子どもの医療費を助成する制度の充実を図る。(昭和 48 年 7 月 1 日から県の補助事業として実施、ただし 4 歳未満の通院は平成 13 年 10 月 1 日より、6 歳以下の未就学児の通院は平成 14 年 4 月 1 日より、自己負担なしは平成 17 年 4 月 1 日より、小学校 1・2 年生の入院、通院は平成 22 年 4 月より、中学校 3 年生までの入院は、平成 22 年 11 月より、中学校 3 年生までの通院は平成 23 年 4 月 1 日より実施)

【概要】

区 分		県 奨	市 単	
入 院	対 象 年 齢	中学校 3 年生まで	入 院	中学校 3 年生までの自己負担金、食事負担金
	自己負担金	500 円 / 1 日 ※食事負担金についても自己負担		
通 院	対 象 年 齢	中学校 3 年生まで	通 院	中学校 3 年生までの自己負担金
	自己負担金	500 円 / 1 日 (月 4 回まで)		
市町村への補助率		通院 1 歳未満の乳児 1/2 通院 1 歳から 6 歳の幼児 1/3 通院 小学生以上 1/4 入院 乳幼児 1/2 入院 乳幼児を除く 1/3		

※児童手当制度の所得制限あり

【平成 29 年度予算額】 95,022 千円

【支給実績】 (単位：件、千円)

区 分	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
延件数	17,066	30,088	34,368	31,598	29,723	31,110	30,113
決算額	37,338	66,402	77,315	71,284	78,356	80,067	76,136

(平成 27 年度内訳)

区分	件数 (件)	決算額 (千円)
入 院	230	9,564
通 院	29,883	66,572

【根拠法令等】 熱海市子ども医療費助成条例 平成 5 年条例第 3 号

(3) 保育所への入所

【目的】 児童福祉法第24条の規定により、保護者の労働又は疾病等のため保育に欠ける児童を入所させ保育を行う。

【費用負担】 国 2/4・県 1/4・市 1/4 (但し民間分。公立分は全額市負担)

【根拠法令等】 児童福祉法 昭和22年法律第164号
熱海市保育の必要性の認定に関する条例 平成26年条例第25号
熱海市子ども・子育て支援法施行細則 平成27年規則第3号

【保育を行う基準】

保育所へ入所できる児童は、その児童の保護者のいずれもが次の各号のいずれかに該当することにより、当該児童を保育することができないと認められる場合であって、かつ、同居の親族その他の者が当該児童を保育することができないと認められる場合に限られる。

- ① 居宅外で労働することを常態としていること。
- ② 居宅内で当該児童と離れて日常の家事以外の労働することを常態としていること。
- ③ 妊娠中であるか又は出産後間がないこと。
- ④ 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること。
- ⑤ 長期にわたり疾病の状態にある又は精神若しくは身体に障害を有する同居の親族を常時介護していること。
- ⑥ 震災、風水害、火災その他の災害の復旧にあたっていること。
- ⑦ 市長が認める前各号に類する状態にあること。

【保育所一覧】

平成29年4月1日現在

保育所名		所在地	電話	職員等	定員	認可	経営主体
公立	小嵐保育園	桜町 13-4	82-1471	28	120	S. 45. 6. 1	熱海市
	和田木保育園	下多賀 173-1	68-0579	20	90	S. 44. 1. 1	熱海市
	初島保育園	初島 217-3	67-1408	2	20	S. 40. 4. 1	熱海市
民間	多賀保育園	上多賀 934-16	68-3437	20	60	S. 26. 7. 31	(福) 景德会
	富士保育園	東海岸町 7-13	81-2018	17	60	S. 41. 11. 1	(福) 富士会
	栄光熱海中央保育園	上宿町 4-19	48-7360	28	80	H. 26. 4. 1	(福) 栄光会

【認定こども園一覧】

平成29年4月1日現在

保育所名		所在地	電話	職員等	定員	認定	経営主体
民間	MOAあたま幼児学園	海光町 9-23	84-2385	17	1号:36 ----- 2・3号:24	H29. 4. 1	(宗) 東方之光

【年齢別保育の実施児童数】

平成 29 年 4 月 1 日現在 (単位:人)

保育所名	定員	入 所 措 置 児 童 数							備考	
		0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳	計		
公立	小嵐保育園	120	0	6	18	24	12	24	84	
	和田木保育園	90	0	7	11	18	13	19	68	
	初島保育園	20	0	0	1	1	3	0	5	
民間	多賀保育園	60	3	6	11	12	16	15	63	
	富士保育園	60	1	11	15	15	15	20	77	
	栄光熱海中央保育園	80	9	12	15	15	15	15	81	
	MOAあたま幼児学園	24	0	3	3	5	0	0	11	
委託	湯河原町外		0	1	2	1	1	2	7	
計	7 園	454	13	46	76	91	75	95	396	

※MOAあたま幼児学園について2・3号認定(保育認定者)数を計上

※上記入所措置児童数に市外からの受託児童含む

【保育料階層別措置児童数】

平成 29 年 4 月 1 日現在 (単位:人)

階層	第 1	第 2		第 3	第 4	第 5	第 6	第 7	第 8	合計
		無料	有料							
公立	0	24	6	17	73	24	9	3	3	159
民間	0	30	4	32	73	52	20	9	9	229
計	0	54	10	49	146	76	29	12	12	388

※MOAあたま幼児学園について2・3号認定(保育認定者)数を計上

※上記保育料階層別措置児童数に市外からの受託児童は除く

【年度別措置児童数等の状況】

各年度 4 月 1 日現在 (単位:人)

年度区分	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	比率%
就学前児童数	1,033	1,014	965	922	845	100.0
公私立保育園 及び認定こども園児童数(2・3号認定)	352	361	372	387	388	45.9
公立幼稚園児数 及び認定こども園児童数(1号認定)	215	215	196	167	187	22.1
認可外保育施設児童数	79	56	60	43	0	0
在宅児童数	387	382	337	325	270	32.0

※上記年度別措置児童数に市外からの受託児童は除く

【年度別保育所関係経費の推移】

(単位：千円)

区分		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
公立 4園	物件費	101,780	91,739	63,327	61,748	71,720
	人件費	231,895	226,786	233,332	221,023	201,080
	計	333,675	318,525	296,659	282,771	272,800
	園児延人数(人)	2,669	2,621	1,890	1,887	2,016
	1人当経費月額(円)	125,019	121,528	156,962	149,852	135,317
民間 2園	措置費	134,970	138,862	214,230	258,246	275,538
	物件費	45,116	42,890	61,369	34,924	42,460
	計	180,086	181,752	275,599	293,170	317,998
	園児延人数(人)	1,725	1,725	2,568	2,627	2,743
	1人当経費月額(円)	108,355	105,363	107,320	111,598	115,930
委 託 分	措置費	4,635	6,358	4,075	5,714	5,607
	園児延人数	123	123	58	69	66
	1人当経費月額(円)	37,683	51,691	70,258	82,811	84,954
計	経費総額	518,396	506,635	576,333	581,655	596,405
	園児延人数(人)	4,454	4,469	4,516	4,583	4,825
	1人当経費月額(円)	116,389	116,389	127,620	126,916	123,607

【民間保育所運営費収入】

(単位：千円)

区分	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
支弁総額①	134,844	139,282	208,880	268,747	275,538
徴収金②	50,169	52,993	78,898	88,003	86,884
国庫負担金③	42,338	43,145	64,991	90,372	94,730
県負担金④	21,168	21,572	32,495	45,186	46,962
市負担金⑤	21,169	21,572	32,496	45,186	46,962
参考 市保育料調定	30,301	31,864	48,087	47,457	48,460

①は、保育単価に入所児童数を乗じて得た総額

②は、世帯の状況に応じて保護者から徴収すべき額として国が定めた金額の総額

③は、 $(① - ②) / 2$ により算定された額、④・⑤は、 $(① - ②) / 4$ により算定された額

【平成 29 年度熱海市保育所保育料金表】

(平成 29 年 4 月 1 日現在)

階層区分		利用者負担額 (月額)				
		3 歳未満児		3 歳以上児		
階層	定 義	保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間	
		1	生活保護世帯	0	0	0
2	市民税非課税世帯	6,300 円 (0 円)	6,300 円 (0 円)	4,200 円 (0 円)	4,200 円 (0 円)	
3	市民税所得割課税世帯 48,600 円未満世帯	13,600 円 (6,800 円)	13,400 円 (6,700 円)	11,500 円 (5,700 円)	11,300 円 (5,600 円)	
4	市民税所得割課税額 48,600 円以上 144,600 円未満世帯	うち 57,700 円未満	24,000 円 (12,000 円)	23,500 円 (11,700 円)	21,600 円 (10,800 円)	21,200 円 (10,600 円)
		うち 57,700 円以上	24,000 円 (12,000 円)	23,500 円 (11,700 円)	21,600 円 (10,800 円)	21,200 円 (10,600 円)
5	市民税所得割課税額 227,100 円未満世帯	40,000 円 (20,000 円)	39,300 円 (19,600 円)	26,900 円 (13,400 円)	26,500 円 (13,200 円)	
6	市民税所得割課税額 329,800 円未満世帯	50,300 円 (25,100 円)	49,400 円 (24,700 円)	27,500 円 (13,700 円)	27,000 円 (13,500 円)	
7	市民税所得割課税額 397,000 円未満世帯	52,000 円 (26,000 円)	51,100 円 (25,500 円)	30,800 円 (15,400 円)	30,200 円 (15,100 円)	
8	市民税所得割課税額 397,000 円以上世帯	57,200 円 (28,600 円)	56,200 円 (28,100 円)	32,800 円 (16,400 円)	30,500 円 (15,200 円)	

※同一世帯から 2 人以上入所する場合

①() は第 2 子目の児童の保育料です。

②第 3 子目以降の児童の保育料は無料です。

※第 2 階層の世帯のうち母子世帯及び在宅障害児(者)のいる世帯は、保育料が免除されます。

2. 心身障害児への福祉

＜心身障害児施設入所の状況＞ 平成 29 年 4 月 1 日現在 (単位：人)

施設の種類	男	女	計
知的障害児施設	4	0	4
肢体不自由施設	0	0	0
重症心身障害児施設	0	0	0
合 計	4	0	4

(児童相談所送致件数のみ)

＜在宅障害児の福祉対策＞

(1) 相談指導

療育相談については、社会福祉課、健康づくり課、熱海健康福祉センター、児童相談所等が連携をし、専門機関へつなげている。

(2) 心身障害児一日保育

熱海児童福祉ボランティアの会委託により、心身に障害を持つ児童の保育や健常児との交流の場を設ける等、障害児家庭の負担軽減を図る。

(3) 福祉団体育成

児童福祉関係団体（熱海手をつなぐ育成会）へ補助金を助成することにより、会の運営について円滑化を図る。

(4) その他（障がい福祉室事業）障害福祉の頁参照

心身障害者扶養共済制度

療育事業・児童発達支援・放課後等デイサービス

補装具費支給事業

日常生活用具給付等事業

小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業

重症心身障害児童扶養手当支給事業

特別児童扶養手当支給事業

3. 児童の相談や養護を必要とする福祉

(1) 家庭児童相談室

【目的】 家庭児童相談室は、専門の相談員を置き、子どものしつけ、性格、習慣、非行、学校生活、心身の障害など、子供をとりまくさまざまな問題について、相談・指導を行うことを目的としている。

【相談内容分類】

(単位：件)

相談種別		28年度
養護相談	児童虐待相談	124
	その他の相談	131
保健相談		13
障害相談		78
ぐ犯行為等相談		11
育成相談	性格行動相談	35
	不登校相談	91
	適正相談	85
	育児しつけ相談	5
その他の相談		74
合計		647

(2) 児童養護施設等の措置

【乳児院】 乳児院は、遺児、被虐待児、親の死亡や病気・離婚・家出等さまざまな事情で監護を受けることのできない概ね3歳未満の保護を要する乳児を入園させて養育することを目的とする施設である。

【児童養護施設】 児童養護施設は、保護者のない児童、虐待されている児童、その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護し、あわせてその自立を支援するものである。

【入所の状況】

平成 29 年 4 月 1 日現在（単位：人）

施設の種類	施設名	男	女	計
児童養護施設	ひまわり園	0	0	0
	誠信少年少女の家	0	0	0
	恵明学園（児童部）	3	0	3
	岩倉学園	0	0	0
	川奈臨海学園	2	5	7
	恵明学園（乳児部）	1	1	2
	みどり園	0	0	0
合 計		6	6	12

（3）里親制度

【目的】 里親は、家庭に恵まれない児童を家庭にあずかって養育する者であって県知事が適当と認めたものをいう。里親制度は、家庭での養育に欠ける児童等に、温かい愛情と正しい理解をもった家庭を与えることにより、愛着関係の形成など児童の健全な育成を図るものである。

【現状】 里親委託の状況

平成 29 年度里親委託児童 3 名

（4）情緒障害児

【目的】 情緒障害児とは、家庭や学校、その他での人間関係等の歪みによって感情に支障をきたし、社会適応が困難な児童をいう。これらの児童に対する福祉対策は、児童相談所における相談指導のほか児童心理治療施設における治療等を行い、その情緒障害を治すことを目的とする。

【事業概要】 児童心理治療施設

軽度の情緒障害を有する児童を短期間、入所させ、又は保護者のもとから通わせて、その情緒障害を治すことにより社会に適応させる。

静岡県立吉原林間学園入所状況

（単位：人）

区分	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
男	1	1	1	1	0
女	0	0	0	0	0
計	1	1	1	1	0

(5) 要保護児童

【事業概要】 子供を取り巻く環境の大きな変化（少子化、家庭や地域の子育て機能の低下、問題の多様化、複雑化等）から生じる児童の問題行動及び保護者の諸問題について相談を受けると共に、関係機関と連携を図り、子どもの健全な育成、自立に向けて支援を行う。

【要保護児童対策地域協議会】

平成 20 年度に児童虐待防止連絡会議から移行し新たに発足した。
地域社会や関係機関との連携により支援体制を整備し、児童虐待の防止及び早期発見と早期対応を図り、要保護児童とその家族を支援することを目的とする。

【児童自立支援施設】（静岡県立「三方原学園」・神奈川県立「おおいそ学園」）

児童自立支援施設は、反社会行為を行い、又は行うおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童を入所させ、又は保護者の下から通わせて、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援する。

入所の状況

(単位：人)

区 分	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
男	0	1	1	1	1
女	0	0	0	0	1
計	0	1	1	1	2

【九 者 会】 児童の非行問題等について、熱海市不登校児等対策連絡協議会の関係機関による情報交換を行い、今後の対応や各機関の役割分担などを協議する。

(6) 親子ふれあい教室

【目 的】 こどもの発達支援と親の育てる力を向上することを目的とする。

【目 標】 ① 集団遊びを通して幼児の発達を促すことができる。
② 親子で参加することによって、幼児との関わり方を学ぶことができる。
③ 子育て意欲が向上することで、幼児の発達を促す。
④ 経験不足からくる育児不安や、親のストレスを軽減することで、虐待を未然に防ぐ。

【対 象】 ① 発達に問題があると思われる幼児とその親
② 家庭事情や経済事情等により、子育て意欲が低下している親と幼児
③ 親子関係の改善が必要と思われる幼児とその親

【実施施設】 いきいきプラザ 2 階集検ホール、その他

毎月第3水曜日 午前9時～12時

【スタッフ】 社会福祉課、健康づくり課、在宅保育士、臨床心理士、主任児童委員、地域生活支援センター（いぶき）

ふれあい教室参加状況（実人数） （単位：人）

区分	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
参加児数	22	23	15	18	14

4. 児童遊園

【目的】 児童厚生施設としての児童遊園は、児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、情操を豊かにすることを目的とする施設である。

【実施施設】

施設名	所在地	設置年月	設備
ひばりヶ丘児童遊園	熱海 1886	昭和 38 年 4 月	広場、遊具

【根拠法令等】 児童福祉法 昭和 22 年法律第 164 号

5. 放課後児童健全育成事業

【目的】 昼間保護者のいない家庭の小学校児童（放課後児童）に対し育成・指導、遊びによる発達の助長などに係るサービスを行い、児童の健全育成を図る。

【活動内容】 ① 健康管理、安全の確保、情緒の安定。
② 遊びの活動への意欲と態度の形成、自主性・社会性・創造性の向上。
③ 児童の遊びの活動状況把握と家庭への連絡。

【実施場所等】

平成 29 年 4 月 1 日現在

放課後児童クラブ名	校区	実施場所	会費(月額)	支援員数	事業開始
エンゼルクラブ	第一小学校区	小学校余裕教室等	4,000 円	10 人	H10.4
わくわくランド	第二小学校区	小学校余裕教室等	3,000 円	8 人	H10.4
多賀っ子クラブ	多賀小学校区	小学校余裕教室等	4,000 円	9 人	H12.4
なぎの木クラブ	伊豆山小学校区	学校敷地内専用施設	4,000 円	3 人	H24.1
富士っ子クラブ	—	保育所	14,000 円	3 人	H25.4
みんなの家	—	公民館	4,000 円	8 人	H28.4
泉みつわクラブ	泉小学校区	小学校余裕教室等	4,000 円	6 人	H28.4

※富士っ子クラブ以外は、日曜日・祝祭日・学校行事日以外に実施、長期休暇（春・夏・

冬休み)は一部実施

※富士っ子クラブは、祝祭日を除く月～金及び隔週の土曜日に実施(長期休暇中も同じ)

※支援員数は、補助員も含む

【対象児童及び状況】 主として小学校1年生～6年生の放課後児童。

平成29年4月1日現在(単位:人)

放課後児童クラブ名	1年生	2年生	3年生	4～6年生	計
エンゼルクラブ(第一小)	35	25	28	49	137
わくわくランド(第二小)	14	14	13	3	44
多賀っ子クラブ(多賀小)	18	8	14	7	47
なぎの木クラブ(伊豆山小)	5	1	4	3	13
富士っ子クラブ	3	2	2	7	14
みんなの家	1	3	4	8	16
泉みつわクラブ(泉小)	0	2	4	3	9
計	76	55	69	80	280

【根拠法令等】 児童福祉法 昭和22年法律第164号

6. ひとり親家庭への福祉

(1) 母子父子福祉資金の貸付

【目的】 配偶者のない女子または男子で現に児童(20歳未満)を扶養している者の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせてその扶養している児童の福祉を増進するため。

【実施主体】 県・国 (市は書類の経由機関)

【貸付対象】 ① 母子家庭の母または父子家庭の父
② 父母のない児童又はこれに準ずる児童
③ 母子・父子福祉団体

【貸付資金の種類等】 資金の種類、貸付限度額等は別紙のとおり。

【借受け手続き等】 貸付は県。借受け、増額、減額及び支払猶予等の申請又は住所変更等届出は、市福祉事務所を経由して県知事に提出する。

母子父子福祉資金貸付状況

(単位：千円)

区分	24年度		25年度		26年度		27年度		28年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
修学資金	8	14,784	14	17,232	8	16,836	8	15,396	15	24,528
就学支度資金	8	3,730	13	5,260	7	3,920	10	4,840	12	6,420
転宅資金										
技能習得資金										
特例児童扶養資金										
計	16	18,514	27	22,492	15	20,756	18	20,236	27	30,948

【根拠法令等】 母子及び父子並びに寡婦福祉法 昭和 39 年法律第 129 号

(2) 寡婦福祉資金の貸付

【目的】 寡婦の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図るため。

【実施主体】 県・国 (市は書類の経由機関)

- 【貸付対象】 ①寡婦 (配偶者のない女子であって、かつて母子家庭の母であったもの)
 ②40 歳以上の配偶者のない女子であって母子家庭の母及び寡婦以外のもの
 ③母子福祉団体

【母子福祉資金貸付との関係】

寡婦が母子福祉資金の貸付を受けることができない場合は、寡婦福祉資金から同一の理由による同種の資金の貸付を受けられない。

【貸付資金の種類等】

資金の種類、貸付限度額等は別紙のとおり。

【借受け手続き等】

貸付は県。借受け、増額、減額及び支払猶予等の申請又は住所変更等届出は、市福祉事務所を経由して県知事に提出する。

【根拠法令等】 母子及び父子並びに寡婦福祉法 昭和 39 年法律第 129 号

母子家庭・寡婦貸付資金の概要

※平成 26 年 10 月 1 日から父子家庭も貸付対象となります。

(平成 29 年 4 月 1 日現在)

資金の種類	貸付対象	貸付資金の限度 (施行令)	据置期間	償還期限 (据置期間経過後)	利率	違約金
事業開始資金	①母子家庭の母または父子家庭の父 ②母子父子福祉団体 ③寡婦	個人 2,850,000 円 団体 4,290,000 円	1 年間	据置期間経過後 7 年以内	[連帯保証人無 年 1.0%] [連帯保証人有 無利子]	延滞元利金に付き 5・0%
事業継続資金	同上	個人 1,430,000 円 団体 1,430,000 円	6 ヶ月	据置期間経過後 7 年以内	[連帯保証人無 年 1.0%] [連帯保証人有 無利子]	
修学資金	母子家庭児童または父子家庭児童 父母のいない児童 寡婦が扶養している子	高校、専修学校(高等課程) 月額 18,000～35,000 円 大学、高等専門、専修学校(専門課程) 月額 21,000～64,000 円 専修学校(一般課程) 月額 32,000 円	卒業後 6 ヶ月	据置期間経過後 20 年以内 専修学校(一般課程) 5 年以内	無利子	
技能習得資金	母子家庭の母または父子家庭の父寡婦	月額 68,000 円 特別(自動車運転免許取得)の場合 460,000 円	習得期間満了後 1 年	据置期間経過後 20 年以内	連帯保証人無 年 1.0%	
修業資金	①母子家庭児童または父子家庭児童 ②父母のいない児童 ③寡婦が扶養している子	月額 68,000 円 特別(自動車運転免許取得)の場合 460,000 円	知識技能を習得する期間が満了後 1 年	据置期間経過後 6 年以内	無利子	
就職支度資金	①母子家庭の母又は児童 ②父子家庭の父又は児童 ③父母のいない児童 ④寡婦	1 回につき 100,000 円(通勤自動車購入)の場合 1 回につき 320,000 円	貸付の日から 1 年間	据置期間経過後 6 年以内	[連帯保証人無 年 1.0%] [連帯保証人有 無利子]	

母子家庭・寡婦貸付資金の概要

(平成 29 年 4 月 1 日現在)

資金の種類	貸付対象	貸付資金の限度 (施行令)	据置期間	償還期限	利率	違約金	
医療介護 資金	①母子家庭の母又は 児童 ②父子家庭の父また は児童 ③寡婦	医療の場合 340,000 円 (特別の場合 480,000 円) (介護 500,000 円)	医療満了 後 6 ヶ月	据置期間経 過後 5 年以 内	「連帯保証人無 年 1.0%」 「連帯保証人有 無利子」	延滞元利金に付き 5・0%	
生活資金	①母子家庭の母 ②父子家庭の父 ③寡婦	月額 103,000 円 但し、母子父子が生計中 心者でない場合は月額 69,000 円 (知識・技能習得 141,000 円) 裁判費用一括 1,236,000 円	知識技能・ 医療を受け る期間が満 了後 6 ヶ月、 生活安定期 間が満了後 6 ヶ月、裁判 費用貸付後 6 ヶ月	知識技能習得 20 年以内、医 療期間満了後 5 年以内 生活安定後 8 年以内			
住宅資金	①母子家庭の母また は父子家庭の父 ②寡婦	1 回につき 1,500,000 円 (特別 2,000,000 円)	貸付の日 から 6 ヶ月	据置期間経 過後 6 年以 内(特別 7 年 以内)			
転宅資金	①母子家庭の母また は父子家庭の父 ②寡婦	1 回につき 260,000 円	貸付の日 から 6 ヶ月	据置期間経 過後 3 年以 内			
就学支度 資金	①母子家庭の児童ま たは父子家庭の児 童 ②父母のいない児童 ③寡婦が扶養してい る子	小学校 40,600 円 中学校 47,400 円 高校以上は、校種別、公 私立別、通学条件により 異なります。 90,000 円～590,000 円	修学終了 後 6 ヶ月又 は修業を 終了後 6 ヶ 月	修学 据置期間経 過後 20 年以 内 修業 据置期間経 過後 5 年以 内			無利子

結婚資金	①母子家庭の母または父子家庭の父 ②寡婦	300,000 円 (婚姻する子 1 人につき)	6 ヶ月	据置期間経過後 5 年以内	連帯保証 無 1.0%	
------	-------------------------	-----------------------------	------	---------------	----------------	--

(3) 児童扶養手当の支給

【目 的】 この手当制度は、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について児童扶養手当を支給し、もって福祉の増進を図ることを目的とする。

※児童扶養手当法の一部を改正する法律の施行により、平成 22 年 8 月 1 日から父子家庭の父も支給対象と改正。

【実施主体】 国・市（手当の認定等の事務及び、申請等の窓口は市）

【費用負担】 国 1/3・市 2/3

【支給要件】 この手当は、次のいずれかに該当する 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある児童（中度以上の障害を有する場合は 20 歳未満）を扶養している母又は父および養育者に対し支給する。

- ① 父母が婚姻を解消した児童
- ② 父又は母が死亡した児童
- ③ 父又は母が政令別表に定める程度の重い障害の状態にいる児童
- ④ 父又は母の生死が明らかでない児童
- ⑤ 父又は母が引き続き 1 年以上遺棄している児童
- ⑥ 父又は母が DV 防止法による保護命令を受けた児童
- ⑦ 父又は母が引き続き 1 年以上拘禁されている児童
- ⑧ 母が婚姻によらないで懐胎した児童
- ⑨ 父・母ともに不明である児童（孤児など）

【支給制限】 この手当は、次のいずれかに該当する場合は支給されない。

- ① 児童が次のいずれかに該当するとき
 - ア 日本国内に住所を有しないとき
 - イ 父又は母の死亡について労働基準法による遺族補償その他政令で定める法令によるこれに相当する給付を受けることができる場合、次に該当する場合で当該給付事由発生の日から 6 年を経過していないとき
 - 父又は母の死亡に伴う給付を受けている者の監護を受けている場合
 - 父又は母の死亡に伴う給付を受けている者の養育を受けている場合
 - ウ 児童福祉法第 27 条第 1 項第 3 号に規定する里親に委託されているとき
 - エ 父又は母と生計を同じくしているとき（ただし、その父又は母が〈支給要件〉の③に掲げる程度の障害の状態にあるときは、支給される。）

- オ 父又は母の配偶者（〈支給要件〉の③に掲げる程度の障害の状態にある父また母は除く。）に養育されているとき
- ② 受給者（母又は父および養育者）が日本国内に住所を有しないとき
- ③ 母若しくは父および養育者又はその配偶者若しくは扶養義務者（民法第 877 条 1 項の者）の前年度の所得が別表（所得限度額表）に示す額以上であるときは、その年の 8 月から翌年 7 月まで支給しない。

【平成 29 年度予算額】 144,170 千円

【手当額】 平成 29 年 4 月より

		改正前（～平成 29 年 3 月）	改正後（平成 29 年 4 月～）
本体額	全部支給	42,330	42,290
	一部支給	42,320～9,990 円	42,280～9,980 円
第 2 子加算額	全部支給	10,000 円	9,990 円
	一部支給	9,990 円～5,000 円	9,980 円～5,000 円
第 3 子以降 加算額	全部支給	6,000 円	5,990 円
	一部支給	5,990 円～3,000 円	5,980 円～3,000 円

【手当の支給】 手当は毎年 4 月、8 月、12 月の 3 期にそれぞれ前月までの分を支払う。

【児童扶養手当受給者の状況】

毎年 12 月 31 日現在

（単位：人）

区 分	24 年	25 年	26 年	27 年	28 年
受給者数	323	314	301	300	303
全部支給停止	23	29	27	26	22
受給権者数	346	343	328	326	325

【平成 28 年受給権者事由別分類】

（単位：人）

受給権者計	離婚	未婚の母	遺棄	死別	父又は母 の障害	その他
303	261	35	1	0	1	5

【参考：児童扶養手当所得制限限度額表】 平成 14 年 8 月 1 日以降 所得額（単位：円）

区分 扶養人数	請求者（本人）		扶養義務者・配偶者 孤児等の養育者
	全部支給	一部支給	
0 人	190,000	1,920,000	2,360,000
1 人	570,000	2,300,000	2,740,000
2 人	950,000	2,680,000	3,120,000
3 人以上	以降 1 人につき 380,000 円加算	以降 1 人につき 380,000 円加算	以降 1 人につき 380,000 円加算

限度額に加算されるもの

①請求者本人・・・老人扶養親族がある場合は 10 万円／人、特定扶養親族がある場合は 15 万円／人

②扶養義務者等・・・老人扶養親族がある場合は 6 万円／人（ただし、扶養親族等がすべて老人扶養親族の場合は、1 人を除く）

※所得とは、給与等の所得のほかに母又は児童が受けとった養育費の 8 割分も含まれる。

（４）母子家庭等医療費の助成

【目的】 母子家庭等の経済的な負担を軽減し福祉の増進を図る。

昭和 55 年 4 月 1 日から県の補助事業として実施。

【補助率】 県 1/2

【助成対象者】 ①配偶者のない女子で、20 歳未満の児童を扶養しているもの（母子家庭）

②配偶者のない男子（死亡、離婚等）で、20 歳未満の児童を扶養しているもの

③父母のない児童で現に扶養されている 20 歳未満の児童

【助成の要件】 医療費（保健診療による自己負担額）の助成を受けられる者は、扶養している又は生計を同じくする者の前年の所得に所得税が課せられていないこと。（所得制限）

【平成 29 年度予算額】 8,929 千円

【助成の状況】 (単位：人、件、千円)

区分	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
助成対象者数	584	532	449	441	442
自動償還払 受診者数（延）	2,700	2,630	2,210	2,033	2,206
受診件数（延）	2,933	2,843	2,441	2,429	2,342
金額	8,573	8,897	7,318	7,186	7,506

【根拠法令等】 熱海市母子家庭等医療費助成要綱 昭和 55 年告示第 15 号

(5) 母子生活支援施設入所措置

【目的】 配偶者のいない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて保護するとともに、これらの者の自立の促進のためにその生活を支援する。

【入所実績】

区分	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
世帯	0	0	0	0	0
人数	0	0	0	0	0

【根拠法令等】 児童福祉法 昭和22年法律第164号
熱海市児童福祉法施行細則 平成20年規則第3号

(6) 交通遺児見舞金等の支給

【目的】 交通事故により生計中心者が死亡した場合、その残された交通遺児（18歳未満の者）を扶養する保護者に見舞金等を支給することにより、遺児の健全育成と福祉の増進を図る。

【実施主体】 単独事業（寄附金収入による）

【開始年度】 昭和53年12月より実施

【根拠法令等】 昭和62年3月支給要綱制定

【支給の種類及び金額等】

区分	支給額 (円)	支給月	支給対象者
交通遺児見舞金	年額 30,000	12月	市内在住の18歳未満の児童
入学支度金	年額 30,000	3月	見舞金の支給を受けている児童で、小・中・高・高専・専修学校へ入学するもの
修学金	月額 5,000	9月及び3月にそれぞれ当月分まで支給	見舞金の支給を受けている児童で、小・中・高・高専・専修学校へ在学するもの
就職支度金	年額 50,000	中学校卒業年の3月	見舞金の支給を受けている児童で、高等学校へ進学しないもの

【平成 29 年度予算額】

92 千円

【支給の状況】

区 分	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
世帯数 (件)	1	1	1	1	1
見舞金 (件)	1	1	1	1	1
入学支度金 (件)	1	0	0	1	0
修学金 (件×月数)	1 件×12 月	1 件×12 月	1 件×12 月	1 件×12 月	1 件×5 月
就職支度金 (件)	0	0	0	0	0
合計支給金額 (千円)	120	90	90	120	55

【根拠法令等】 熱海市交通遺児見舞金等支給要綱 昭和 62 年告示第 5 号

交通遺児福祉事業基金条例 平成元年条例第 4 号

(7) 母子家庭等自立支援給付金

【目 的】 母子家庭の母又は父子家庭の父 (20 歳未満の子を養育する母子家庭の母又は父子家庭の父で、児童扶養手当支給水準未満の者が対象) が就職に役立つ技能や資格の取得のため各種講座を受講したり、各種学校等の養成機関で 1 年以上修業する場合に、給付金を最大 3 年支給し、母子家庭の母又は父子家庭父の経済的自立を支援することを目的とする。

【平成 29 年度予算額】

6,769 千円

【給付の種類及び金額等】

名 称	支 給 額 (円)	支 給 要 件
熱海市母子家庭及び父子家庭自立支援教育訓練給付金事業	対象講座の受講料の 60%相当額 (上限 20 万円・下限 12 千円)	経済的自立のため指定の対象講座を受講後に支払った受講料の 60%を給付する。
熱海市母子家庭及び父子家庭高等職業訓練促進給付金等支給事業	平成 25 年 4 月以降入学者 市民税非課税者 月額 100,000 円 上記以外の者 月額 7 万 500 円 修了支援給付金 市民税非課税者 5 万円 上記以外の者 2 万 5 千円	就職に有利な資格 (看護師・介護福祉士・保育士・理学療法士・作業療法士、調理師等) 取得を目的に 1 年以上養成機関で修業した場合に支給する。

【根拠法令等】 熱海市母子家庭及び父子家庭自立支援教育訓練給付金事業実施要綱

平成 17 年告示第 10 号

熱海市母子家庭及び父子家庭高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱

平成 17 年告示第 11 号

7. 子育て家庭への福祉

(1) 地域子育て支援センター

【目的】 地域全体で子育てを支援する基盤の形成を図るため、地域の子育て家庭に対する育児支援を行うことを目的とし、育児不安等についての相談指導、子育てサークル等への支援、地域の保育資源の情報提供など地域の子育て家庭に対する育児支援を行う。

【事業の概要】 ① 相談事業

- ア 電話相談 午前 10 時～午後 3 時
- イ 来園相談 午前 10 時～午後 3 時
- ウ 家庭訪問 必要に応じて実施

② 園庭開放 (夏期はプールあそびや水あそび実施)

③ サークル支援活動

市内の子育てサークルの相談や、行事に協力、交流

④ 保育園児といっしょに各テーマによるあそび実施

⑤ その他

- ア 保育園の行事に参加(運動会、クリスマス会、ブラッシング教室)
- イ 簡単な献立やおやつレシピ、育児やあそびに関する情報提供
- ウ 主任児童委員、各支援センター間の連携

【実施場所等】

区 分	熱海子育て支援センター	南熱海子育て支援センター
実施施設	社会福祉法人 栄光会 栄光熱海中央保育園	社会福祉法人 景德会 多賀保育園
開設年月日	平成 26 年 4 月 1 日	平成 9 年 4 月 1 日
所在地	熱海市上宿町 4-19	熱海市上多賀 934-16
電話番号	0557-48-7360	0557-67-3741
開所日	月～金曜日	月～土曜日

【実施状況等】

平成 28 年度

区分	熱海子育て支援センター	南熱海子育て支援センター
開放日数(日)	250	293
利用延人数(人)	2,777	686
相談件数	164	8
サークル支援(回)	4	24

(2) 親子ふれあいサロン

【目的】 次世代を担う児童の健全な育成を図り家庭における子育てを支援するため児童及びその保護者同士の交流の場を設け、一時預かり保育や育児不安等についての相談指導、子育てに関する情報提供等を行うものである。

【事業の概要】 ① ふれあいサロン

親子で一緒に楽しく遊べるスペースを提供（土、日休館）

利用時間 午前9時30分～午後4時30分（平日）

午前9時30分～午後4時00分（祝日）

② 子育て相談

育児や食事のことなどさまざまな相談受付

受付時間 午前10時00分～午後4時00分

③ 一時預かり保育

買い物・美容院などのリフレッシュや、通院・参観会など保護者の用事の際の一時預かり。

対象児童 おおむね1歳から5未満児

利用料金 1時間500円 一日3時間まで利用可、要予約

利用時間 午前9時30分～午後4時00分

④毎月1回子育て及び子育て支援に関する講習会等を開催

【実施施設等】

名称	熱海市親子ふれあいサロン
開設年月日	平成16年7月22日
所在地	熱海市中央町1-26
電話番号	0557-86-6311

【実施状況等】

区分		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
ふれあい サロン	保護者（人）	2,607	2,532	2,369	2,316	2,611
	児童（人）	3,343	3,077	2,886	2,874	2,949
	合計（人）	5,950	5,609	5,255	5,190	5,560
一時預かり保育	（人）	107	71	185	173	198
電話相談	（件）	0	0	1	0	2
来所相談	（件）	3	16	7	4	7

(3) ファミリーサポートセンター

【目的】 仕事と育児に関する援助活動を実施することにより、仕事と育児を両立できる環境を整備し、地域の子育て支援を行なう。

【事業の概要】 育児のお手伝いをしたい「まかせて会員」と育児のお手伝いをしてほしい「おねがい会員」が育児の援助活動を行なう。

報酬	区分		金額
	平日（昼間）	1時間当たり	600円
	早朝・夜間	1時間当たり	700円
	土・日・祝日	1時間当たり	700円

【実施状況等】

内容	件数（件）
保育施設の保育開始前や保育終了後の子どもの預かり	8
保育施設までの送迎	3
学校の放課後の子どもの預かり	2
子どもの病気時の援助	0
子どもの習い事等の場合の援助	0
保育所等の施設入所前の援助	0
保護者等の短時間・臨時的就労の場合の援助	4
買い物等外出の際の子どもの預かり	5
その他(施設での集団援助活動)	3
合計	25

第 6 章

その他の福祉

第6章 その他の福祉

1. 災害救助

(1) 災害救助

【目的】 災害に見舞われた方の保護と社会の秩序の保全を図るため、災害に際して国が地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力の下に緊急に必要な救助を行う。

【実施主体】 県知事

【災害救助法の適用基準】

災害救助法は、市町の区域を単位とし、同一の災害により、次の各号のいずれかに該当する災害について県知事が当該市町について適用する。

① 1号適用（令第1条第1項第1号）

県内の市町の滅失世帯数が災害救助法施行令第1条第1項第1号適用の基準に達したとき。（熱海市：適用基準世帯数60）

② 2号適用（令第1条第1項第2号）

被害が広範囲にわたり、県下の滅失世帯の総数が2,500世帯以上に達したときで、かつ、当該市町の滅失世帯数が1号適用基準の1/2以上に達したとき。

③ 3号適用（令第1条第1項第3号）

ア 被害が県下全域に及ぶ災害で、県下の住家の滅失世帯数が12,000世帯以上に達した場合で、当該市町の区域内の被害世帯数が多数であるとき。

「多数」とは、概ね5世帯以上とし、市町の被害状況が特に援助を要する状態にあると判断されたとき。

イ 災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合で、しかも多数の世帯の住家が滅失したとき。

④ 4号適用（令第1条第1項第4号）

多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたとき。

【災害救助法施行令第1条第1項第1号適用基準】

市町人口	住家滅失世帯数
5,000人未満	30
5,000～14,999人	40
5,000～29,999人	50
30,000～49,999人	60
50,000～99,999人	80
100,000～299,999人	100
300,000人以上	150

(注) 被災世帯(住宅滅失)数には、全壊、流失等の数を計上するほか、半壊を1/2、床上浸水を1/3に換算した数を加える。

【救助の種類】

- ①避難所、応急仮設住宅の設置
- ②食品、飲料水の給与
- ③被服、寝具等の給与
- ④医療、助産
- ⑤被災者の救出
- ⑥住宅の応急修理
- ⑦学用品の給与
- ⑧埋葬
- ⑨死体の捜索及び処理
- ⑩住居又はその周辺の土石等の障害物の除去

【根拠法令等】 災害救助法(昭和22年法律第118号)

(2) 災害弔慰金・災害障害見舞金

【目 的】 ア. 災害弔慰金

政令で定める自然災害により死亡(行方不明)した方の遺族に対し、市町の条例の定めるところにより弔慰金の支給を行い、被害を受けた遺族の救済を図る。

イ. 災害障害見舞金

政令で定める自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた方に対し、市町の条例の定めるところにより、見舞金を支給し、障害者の救済を図る。

【内 容】

①適用基準 (次のいずれかの場合であること。)

- ・一つの市町内で5世帯以上の住居が滅失した市町
- ・5世帯以上が滅失した市町が県内に3以上発生した災害
- ・県内で災害救助法による救助が行われた災害
- ・災害救助法による救助が行われた都道府県が2以上生じた災害

②弔慰金等の額

種 類	対 象 者	金 額
災 害 弔 慰 金	死亡者が災害弔慰金を受ける遺族の生計を主として維持していた場合	500万円
	その他の場合	250万円
災 害 障 害 見 舞 金	障害を受けた者がその世帯の生計を主として維持していた場合	250万円
	その他の場合	125万円

【支給される遺族の範囲】 配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹 (遺族が存しない場合で、死亡者と同居又は生計を同じくしていた者)

【実施主体】 熱海市 (国→県→市)

※ 市町は条例により支給し、国と県が補助をする。

【補助率】 国：2/4 県：1/4 市：1/4

【根拠法令等】 災害弔慰金の支給等に関する法律及び同法施行令

静岡県災害弔慰金等補助金交付要綱

熱海市災害弔慰金の支給等に関する条例

(3) 災害援護資金貸付金

【目的】 災害救助法による救助の行われた自然災害により被災した世帯に対し、市町の条例の定めるところにより災害援護資金を貸付け、その生活の立直しを図る。

【内容】

- ①適用基準 県内において災害救助法が適用された市町が1箇所以上あること。
(但し所得制限あり)
 - ②貸付金の償還期限 10年(3年の据置期間を含む。)
 - ③貸付金の利率 年利3%(据置期間中は無利子)
 - ④貸付金額 貸付金の限度額は一世帯一災害当たり350万円以内で被害の種類、程度に応じ定められる。
- (注) 昭和48年法律成立以来、熱海市には当該事例なし。

【実施主体】 熱海市

【費用負担】 国：2/3 県：1/3

【根拠法令等】 災害弔慰金の支給等に関する法律及び同法施行令
静岡県災害援護資金貸付要綱
熱海市災害弔慰金の支給等に関する条例

(4) 被災者生活再建支援制度

【目的】 自然災害により生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、被災者生活再建支援金を支給し、その生活の再建を支援し、住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資する。

【内容】

①対象となる自然災害

- ア 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は2号に該当する被害が発生した市町村における自然災害
- イ 10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村における自然災害
- ウ 100世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した都道府県における自然災害
- エ ア又はイに規定する災害が発生した都道府県内の他の市町村(人口10万人未満に限る)において、その自然災害により5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村における自然災害
- オ アからウまでに規定する区域のいずれかに隣接し、かつ、その自然災害により5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村における自然災害
- カ ア若しくはイの市町を含む都道府県又はウの都道府県が2以上ある場合に、
 - 5世帯以上の全壊被害が発生した市町村(人口10万未満に限る)
 - 2世帯以上の全壊被害が発生した市町村(人口5万人未満に限る)

②支給対象世帯

- ・住宅が全壊した世帯
- ・住宅が半壊、又は敷地に被害が生じ、倒壊防止等のやむを得ない事由により住宅を解体した世帯
- ・災害が継続し、長期にわたり居住不可能な状態が継続することが見込まれる世帯
- ・住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ住宅に居住することが困難である世帯(大規模半壊世帯)

③支給金額

下表に示す限度額の範囲内で、基礎支援金と加算支援金の合計が支給される。

基礎支援金	全壊	100万円
	大規模半壊	50万円
加算支援金	住宅を建設・購入する世帯	200万円
	住宅を補修する世帯	100万円
	住宅を賃借する世帯	50万円

④支給に係るその他の要件

収入・年齢は、不問。

【実施主体】 被災者生活再建支援法人（財団法人都道府県会館）

【費用負担】 国：1/2 支援法人：1/2

（支援法人は、都道府県の拠出金600億円が原資）

※ 実績として、平成11年4月5日に法の適用が開始され、平成16年台風第22号災害で全県に適用された。

【根拠法令等】 被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）
被災者生活再建支援法施行令（平成10年政令第361号）

（5）被災者自立生活再建支援事業

【目的】 自然災害により被災し、被災者生活再建支援法の適用を受けない市町に居住するものに対し、県が補助金を交付して、生活の再建を支援する。

【内容】

①対象世帯となる自然災害

暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象により県内において生ずる被害であって、被災者生活再建支援法施行令（平成10年政令第361号）第1条各号に該当しないもの。

②支給対象世帯

- ・住宅が全壊した世帯
- ・住宅が半壊、又は敷地に被害が生じ、倒壊防止等のやむを得ない事由により住宅を解体した世帯
- ・災害が継続し、長期にわたり居住不可能な状態が継続することが見込まれる世帯
- ・住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ住宅に居住することが困難である世帯（大規模半壊世帯）

③支給金額

下表に示す限度額の範囲内で、基礎支援金と加算支援金の合計が支給される。

基礎支援金	全壊	100万円
	大規模半壊	50万円
加算支援金	住宅を建設・購入する世帯	200万円
	住宅を補修する世帯	100万円
	住宅を賃借する世帯	50万円

④支給に係るその他の要件

収入・年齢は、不問。

【実施主体】 県

【負担割合】 県：10/10

【根拠法令等】 静岡県補助金等交付規則（昭和31年静岡県規則第47号）第22条
静岡県被災者自立生活再建支援補助金交付要綱
（平成11年告示第914号）

(6) 熱海市災害見舞金の支給

【目的】 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象又は火事若しくは爆発により、熱海市内において被害を受けた市民の援護を目的とする。

【実施主体】 熱海市（市単独事業）

【見舞金の額】

区 分		金 額
全壊・全焼	全滅失・全流失	1世帯 100,000円
半壊・半焼	半部滅失・半部流失	1世帯 60,000円
一部破損		1世帯 30,000円
床上浸水		1世帯 30,000円
消火作業による水損	1/2以上	1世帯 30,000円
	1/2未満	1世帯 15,000円
負傷者（ただし、1ヶ月以上の治療を要する見込みの者）		1人 30,000円
死亡者		1人 300,000円
その他市長が特に必要と認める者		1世帯 10,000円

【支給の状況】

(単位：件、千円)

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
件数	3	5	0	0	7
金額	490	360	0	0	880

【根拠法令等】 熱海市災害見舞金支給要綱（昭和49年告示第31号）

2. 日本赤十字社（熱海市地区）

（1）日本赤十字社熱海市地区事業

【事業概要】 日本赤十字社法に基づき、世界の平和と人類の福祉増進のため、博愛と人道を旗印に社員の募集、講習会（救急法、健康生活支援講習、水上安全法、幼児安全法、減災セミナー）の開催、災害救助活動、血液事業等を行うほか赤十字奉仕団の活動育成を行っている。

【赤十字救急法講習会】

（単位：人）

区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
資格認定者	28	31	25	30	27

①日本赤十字社員

日本赤十字社の社員は、日本国内の個人、法人であり人種や国籍等の制約はない。

日本赤十字社の事業の資金は社費により運営されているため、毎年4月に町内会や赤十字奉仕団の協力により、各家庭や会社等において社費を納めていただいている。

②社員募集の推移

（単位：千円、％）

区 分	社 費		寄 付 金		合 計	目 標 額	達 成 率
	個人	法人	個人	法人			
平成24年度	1,813	99	101,673	3	103,588	6,897	1,501.9
平成25年度	1,493	109	4,776	1	6,379	5,234	121.9
平成26年度	1,437	117	1,646	0	3,200	5,555	57.6
平成27年度	1,253	121	1,534	0	2,908	5,475	53.1
平成28年度	1,252	141	1,544	0	2,938	5,381	54.6

③日本赤十字社に対してなされる寄付金に適用される税法上の優遇措置

（要旨）日本赤十字社に寄せられる高額の寄付金は、個人関係は、特定寄付金、指定寄付金又は相続財産寄付金扱いとし、法人関係は、指定寄付金又は、特定公益増進法人に対する寄付金とし、税制上の優遇措置（免税）がみとめられる。

○個人として寄付を拠出された場合

区分	特定寄付金（所得税） 〈所得税法第78条第2項第3号〉	指定寄付金（住民税） 〈所得税法第78条第2項第3号〉 〈地方税法施行令第7条の17〉	相続税の非課税 〈租税特別措置法第70条〉
内容	日本赤十字社に対する寄付金で日本赤十字社の事業全般に充当されます	日本赤十字社各都道府県支部に対する寄付金で総務大臣の指定を受けた事業に充当されます (※1)	相続または遺贈により取得された財産からの日本赤十字社に対する寄付金で日本赤十字社の事業全般に充当されます
期間	通年	通年（予算の範囲内）	通年
措置	寄付金の金額（ただし上限は寄付者の年間所得額の40%）から2千円を差し引いた額が、寄付者の年間所得総額から控除されます	寄付金の金額（ただし、上限は寄付者の年間所得額の30%）から2千円を差し引いた額の10%が、寄付者の住民税額から控除されます	寄付した相続財産の価格は、相続税の課税価格に算入されません

○法人として寄付を拠出された場合

区分	指定寄付金（法人税） 〈法人税法第37条第3項第2号〉 〈財務省告示に基づく指定寄付金〉	特定公益増進法人に対する寄付金 〈法人税法第37条第4項〉
内容	日本赤十字社各都道府県支部に対する寄付金で財務大臣の指定を受けた事業に充当されます（※2）	日本赤十字社に対する寄付金で、日本赤十字社の事業全般に充当されます。
期間	4～9月	通年（予算の範囲内）
措置	寄付金の金額が、法人の事業年度の所得計算上、限度額に関係なく損金算入されます	法人の通常有する寄付金損金算入限度額（イ）とあわせて、別枠で算出した特定公益増進法人に対する寄付金算入限度額（ロ）の範囲内で寄附金の全額が損金に算入されます (イ) $(\text{資本金額等} \times \text{当期月数} / 12 \times 2.5 / 1000 + \text{所得の金額} \times 2.5 / 100) \times 1 / 4$ (ロ) $(\text{資本金額等} \times \text{当期月数} / 12 \times 3.75 / 1000 + \text{所得の金額} \times 6.25 / 100) \times 1 / 2$

※1、※2は、募集期間内であっても募集枠の関係で、適用にならない場合があります。

※1は、お住いの都道府県支部へのご寄付に限られます。

【表彰制度の概要】

○日本赤十字社への表彰

表彰種別	社資額	表彰基準
特別社員	20,000円以上	一時または累計が20,000円に達した場合
支部長感謝状	100,000円以上	一時または累計が100,000円に達した場合
銀色有功章	200,000円以上	一時または累計が200,000円に達した場合
金色有功章	500,000円以上	一時または累計が500,000円に達した場合
社長感謝状	金色有功章受章後、社資の累計が500,000円に達したごと	

○国の表彰

表彰種別	表彰基準
厚生労働大臣感謝状	個人 100万円以上 500万円未満
	法人・団体 300万円以上 1,000万円未満
	※金額は同一年度内の累計額です
紺綬褒章	個人 500万円以上
	法人 1,000万円以上

(2) 献血事業

【事業概要】 昭和41年献血推進協議会が発足して、献血互助会と協力、市内事業所、個人への献血要請、ポスター掲示など事業の推進に努めている。

【献血の状況】

区分	献血目標 人	献血実績 人	達成率 %	回数 回	成分献血 人	200cc 人	400cc 人
平成22年度	510	410	80.4	11	未実施	34	376
平成23年度	515	420	81.6	11	未実施	43	377
平成24年度	450	385	85.6	10	未実施	32	353
平成25年度	435	347	79.8	9	未実施	22	325
平成26年度	400	414	103.5	10	未実施	43	371
平成27年度	550	317	57.6	9	未実施	9	308
平成28年度	530	335	63.2	9	未実施	6	329

3. 戦没者遺族等の援護

【事業概要】 戦没者の遺族、戦傷病者等戦争犠牲者の援護については、戦傷病者戦没者遺族等援護法及び恩給法に基づき進達事務等を実施している。

毎年のように法律の改正があり、給付内容の改善や援護対象者の拡大措置が取られ、対象給付者の高齢化等に伴い処遇改善の施策は重要な役割をもっている。

【熱海市の戦没者合同追悼式】

戦没者の霊を慰めるため、平成9年よりやすらぎの塔前にて追悼式を行っている。

戦没者数 1, 0 2 6 柱

遺 族 数 1 2 8 世帯

【法律による援護一覧】

1. 戦没者遺族相談員
2. 戦傷病者戦没者遺族等の援護
3. 戦没者等の妻に対する特別給付金
4. 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金
5. 戦没者等の父母等に対する特別給付金
6. 戦傷病者等の妻に対する特別給付金
7. 戦傷病者の援護
8. 未帰還者留守家族等の援護
9. 未帰還者に関する特別措置
10. 引揚者給付金等
11. 引揚者等に対する特別交付金
12. 軍人恩給
13. 特別給付金国債等の買い上げ
14. 特別給付金国債等の担保貸付
15. 中国残留日本人孤児の身元調査、引揚者等の援護

4. 民生委員児童委員活動

【事業の概要】 民生委員児童委員（主任児童委員）は担当区域において地域住民の生活状態や福祉のニーズを把握し、相談や助言を行うと共に市民と関係機関とのパイプ役としてまた行政のパートナーとしての地域福祉活動の推進につとめることを職務とし、本市福祉行政の推進役としての大きな役割を果たしている。

（委嘱） 厚生労働大臣

（任期） 3年（平成28年12月1日～平成31年11月30日）

【活動状況】 平成28年度

内容別相談・支援件数		分野別相談・支援件数	
在宅福祉	65	高齢者に関すること	1,336
介護保険	32	障害者に関すること	98
健康・保健医療	82	子どもに関すること	139
子育て・母子保健	24	その他	199
子どもの地域生活	37		
子どもの教育・学校生活	60		
生活費	112		
年金・保険	17		
仕事	11		
家族関係	64		
住居	51		
生活環境	426		
日常的な支援	383		
その他	408		
計	1,772	計	1,772

その他の活動件数	調査・実態把握	11,153件
	行事・会議等の参加協力	2,544件
	地域福祉活動・自主活動	1,615件
	民児協運営・研修	3,583件
	証明事務	309件
	要保護児童の発見の通告・仲介	12件
活動日数		12,444日
訪問回数		6,623回

- ◎ 熱海市要保護児童対策地域協議会 年4回（主任児童委員参加）
- ◎ 熱海市不登校児等対策連絡協議会（九者会） 隔月6回（主任児童委員参加）
- ◎ 不登校児ケース研究会・親子ふれあい教室・ぴよぴよ教室（主任児童委員参加）

【熱海市民生委員児童委員協議会】

民生委員児童委員の資質の向上のための研修の開催、情報の交換及び関係機関、地区民児協との連絡調整など組織的な運営を図り、地域社会における福祉の向上をめざして自主的な行動を行っている。

- | | | | |
|---------|-----------|-----------|---------|
| 1. 役員 | 会長 1名 | 副会長 3名 | 理事 9名 |
| | 会計 1名 | 監事 2名 | |
| 2. 会議 | 理事会 毎月1回 | 会長会 年2回 | |
| | 全員協議会 年4回 | 研修会 年1回 | |
| | 専門部会 年2回 | | |
| 3. 専門部会 | ・高齢者福祉部会 | ・障害児者福祉部会 | ・地域福祉部会 |
| | ・児童福祉部会 | ・主任児童委員部会 | |

【熱海市地区民生委員児童委員協議会】

平成9年4月1日、熱海市内を4地区に分割、自らの活動拠点をおくことにより、自主的、組織的な運営を図り、地域に密着した民生委員児童委員活動を充実させている。

- | | | | |
|-------------------------------|-------|---------------|-------|
| 1. 役員 | 会長 1名 | 副会長 3名 | 理事 9名 |
| | 会計 1名 | 監事 2名 | |
| 2. 地区民生委員児童委員数（主任児童委員各地区2名含む） | | | |
| ・第1地区民生委員児童委員協議会 | 32名 | （男14名・女18名） | |
| （泉・伊豆山・初島・市内東部地区） | | | |
| ・第2地区民生委員児童委員協議会 | 32名 | （男16名・女16名） | |
| （市内中央地区） | | | |
| ・第3地区民生委員児童委員協議会 | 30名 | （男16名・女14名） | |
| （市内西部地区） | | | |
| ・第4地区民生委員児童委員協議会 | 36名 | （男18名・女18名） | |
| （多賀・網代地区） | | | |
| 合計 | 130名 | （男64名・女66名） | |
| | | （平成29年4月1日現在） | |

5. 地域福祉基金の整備状況

【目 的】 熱海市地域福祉基金は、地域における在宅福祉活動を推進するとともに、社会福祉事業の充実を図ることを目的に設置されたものである。

今後、在宅福祉活動の展開をはかるため、さらにこの基金積立の充実が必要となり、市民の健康の保持増進に努めることになる。

○福祉基金の実績

(単位：円、件)

区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
寄付金	1,541,381	12,028,557	353,277	2,553,107	1,496,000
件 数	5	5	3	10	7
利 子	0	175,672	80,490	41,282	9,933
取崩し	0	0	5,292,000	14,372,640	0
年度末 残 高	94,500,086	106,704,315	101,846,082	90,067,831	91,573,764

第 7 章

介護保険

第7章 介護保険

1. 介護保険制度

(1) 介護保険制度の概要

介護保険は被保険者が保険料を納めることにより、要介護認定を受けてから介護サービスを利用する制度で、運営主体は市町村となる。サービス提供主体として、民間事業者も加わることで、幅広いサービス提供が可能となっている。

また、平成 29 年度からは地域支援事業において介護予防・日常生活支援総合事業を開始し、より多様なサービスの提供体制の構築を目指している。

①サービスの利用と認定

介護保険による介護サービスを利用するには、運営主体（保険者）である市に申請し、介護認定を受ける必要がある。この点は医療保険と制度上異なるところである。

市は、本人の状態を身体的機能・知的能力・問題行動等を基準に調査するとともに、主治医の意見を聴く。これにより介護認定審査会が判定をし、介護認定を行う。

介護認定は7段階に分けられ、その区分によって受けられるサービスが決まる。

要介護の認定を受けた人は、居宅介護事業所の介護支援専門員（ケアマネジャー）がどのようなサービスを利用するかを決める介護サービス計画（ケアプラン）を作成する。

また、要支援の認定を受けた人は、地域包括支援センター等の職員が介護予防サービス計画（介護予防ケアプラン）を作成する。これらのケアプランに基づいて介護サービスの利用が始まり、利用者は、介護サービス又は介護予防サービスに要した費用の1割又は2割を負担することとなる。

②地域支援事業

地域支援事業は、平成 18 年度から介護保険制度に新たに位置付けられ、要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを最後まで続けることができる“地域包括ケアシステム”の構築を目指すものである。

具体的には、従来の介護予防事業に、予防給付による通所介護と訪問介護を加えた「介護予防・日常生活支援総合事業」のほか、地域包括支援センターの運営に、在宅医療・介護連携推進事業等を加えた「包括的支援事業」及び家族介護支援事業等の「任意事業」からなっている。

「介護予防・日常生活支援総合事業」では、要支援認定者又は基本チェックリストにより事業対象者と判定された者に対して、地域包括支援センターのケアマネジ

メントにより多様なサービスが提供される「生活支援・介護予防サービス事業」と、地域で暮らす高齢者の介護予防を広く推進する「一般介護予防事業」を実施している。

「包括的支援事業」では、総合相談支援事業等を地域包括支援センターが実施するほか、市が在宅医療・介護連携推進事業等を実施して、高齢者が住み慣れた地域で生活が継続できるよう支援している。

「任意事業」では、高齢者の在宅生活を支援するために、介護給付費等費用適正化事業、家族介護支援事業（徘徊高齢者家族等支援サービス事業、家族介護用品支給事業）及びその他の事業（成年後見制度利用支援事業・住宅改修費支援事業・熱海市在宅生活安心システム推進事業・認知症サポーター養成事業等）を行っている。

③保険料と保険の適用

65歳以上の人（第1号被保険者）の保険料は、各市区町村で異なり、収入等により保険料の段階が決まる。老齢・退職年金等が年額18万円（月額1万5千円）以上の場合には年金から天引きされ、それ以外の場合は市から送られた納付書により収めることになる。

40歳以上65歳未満の人（第2号被保険者）の保険料は、加入している医療保険料に上乗せして納付する。

保険の適用については、第1号被保険者は日常生活において常に介護や支援が必要と認められた場合に、第2号被保険者は老化が原因とされる病気で介護や支援が必要と認められた場合に受けることができる。

保険料の滞納があるときには、保険適用を受ける場合の自己負担分の割合が引き上げられる等といった滞納期間に応じた保険給付の制限を受けることがある。

なお、低収入（保険料第1段階から第3段階まで）のため支払に困窮している世帯には、徴収猶予や減免を受けられる制度もある。

④介護サービスの費用割合

介護サービスにかかった費用の1割又は2割を利用者が負担し、残りの分については、公費50%保険料50%で賄うこととなる。

公費の内訳は、居宅給付の場合で、国の負担金25%、県の負担金12.5%及び市の負担金12.5%となり、保険料の内訳は、第1号被保険者22%及び第2号被保険者28%となっている。

⑤地域支援事業の費用割合

介護予防・日常生活支援総合事業にかかった費用については、公費50%保険料50%で賄うことになる。

公費の内訳は、国の負担金 25%、県の負担金 12.5%及び市の負担金 12.5%となり、保険料の内訳は、第1号被保険者 22%及び第2号被保険者 28%となる。

また、包括的支援事業・任意事業にかかった費用については、公費 78%及び第1号被保険者 22%で賄うこととなる。

公費の内訳は、国の負担金 39%、県の負担金 19.5%及び市の負担金 19.5%となる。

2. 介護保険事業の実施状況

(1) 被保険者数及び要介護認定者数等

①被保険者数及び要介護認定者数等

各年度3月31日現在（単位：人）

区 分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
総 人 口	38,284	37,927	37,612
第1号被保険者 65歳～74歳	8,331	8,323	8,088
第1号被保険者 75歳以上	8,208	8,504	8,890
第1号被保険者数 計 (A)	16,539	16,827	16,978
第1号要介護認定者数 (B)	2,556	2,698	2,799
出 現 率 B/A	15.5%	16.0%	16.5%

資料 住民基本台帳、介護保険事業状況報告書

②要介護度別認定者数（平成 29 年 3 月 31 日）

（単位：人）

区 分	要支援		要介護					計
	1	2	1	2	3	4	5	
65歳～74歳	24	44	59	51	31	33	28	270
75歳以上	288	299	588	461	333	344	216	2,529
第1号被保険者数（計）	312	343	647	512	364	377	244	2,799
第2号被保険者数	0	7	6	5	7	4	3	32
総 計	312	350	653	517	371	381	247	2,831
構成比	11.0	12.4	23.1	18.3	13.1	13.4	8.7	100.0

資料 介護保険事業状況報告書

(2) サービス利用状況

① サービス利用者数

各年度3月31日現在(単位:人)

区分・年度	平成26年度		平成27年度		平成28年度	
	第1号	第2号	第1号	第2号	第1号	第2号
認定者数	2,556	45	2,698	37	2,799	32
居宅(介護予防)サービス利用者	1,725	34	1,884	28	1,949	24
地域密着型(介護予防)サービス利用者	118	0	112	1	311	2
施設サービス利用者	382	1	373	0	392	0
①介護老人福祉施設	232	0	247	0	249	0
②介護老人保健施設	122	1	110	0	132	0
③介護療養型医療施設	28	0	16	0	11	0

資料 介護保険事業状況報告書

② 在宅・施設サービス種類別利用件数

(年間延べ件数)

区分・年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
1. 居宅(介護予防)サービス	53,881	63,111	65,427
①訪問サービス	13,095	17,225	20,072
②通所サービス	10,604	12,502	10,460
③短期入所サービス	2,029	2,060	1,923
④福祉用具・住宅改修	8,150	9,697	10,192
⑤特定施設入居者生活介護	3,242	3,599	3,824
⑥介護予防支援・居宅介護支援	16,761	18,028	18,956
2. 地域密着型(介護予防)サービス	1,337	1,384	4,038
①定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	0	6
②地域密着型通所介護	0	0	2,826
③認知症対応型通所介護	338	276	85
④小規模多機能型居宅介護	75	68	75
⑤認知症対応型共同生活介護	835	1,032	1,046
⑥地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護	89	8	0
3. 施設サービス	4,355	4,638	4,640
①介護老人福祉施設	2,718	2,956	2,994
②介護老人保健施設	1,315	1,407	1,488
③介護療養型医療施設	322	275	158
計	59,573	69,133	74,105

資料 介護保険事業状況報告書

③在宅・施設サービス種類別費用額

(単位：千円)

区分・年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
1. 居宅（介護予防）サービス	2,549,509	2,670,056	2,544,539
①訪問サービス	513,554	558,613	632,940
②通所サービス	856,254	892,180	654,356
③短期入所サービス	271,007	240,214	219,188
④福祉用具・住宅改修	130,004	143,986	148,370
⑤特定施設入居者生活介護	601,257	640,485	681,528
⑥介護予防支援・居宅介護支援	177,433	194,578	208,157
2. 地域密着型（介護予防）サービス	306,121	317,702	573,052
①定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	0	976
②地域密着型通所介護	0	0	275,304
③認知症対応型通所介護	42,210	31,704	8,704
④小規模多機能型居宅介護	13,544	11,749	14,001
⑤認知症対応型共同生活介護	225,399	271,938	274,067
⑥地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護	24,968	2,311	0
3. 施設サービス	1,229,216	1,248,769	1,242,197
①介護老人福祉施設	725,872	756,686	760,815
②介護老人保健施設	380,517	389,474	422,738
③介護療養型医療施設	122,827	102,609	58,644
計	4,084,846	4,236,527	4,359,788

資料 介護保険事業状況報告書

(3) 介護サービス費の支払状況

① 介護給付費用の状況

(単位：千円)

区分・年度	平成 26 年度	対前年比	平成 27 年度	対前年比	平成 28 年度	対前年比
給付費計	3,699,596	105.40%	3,813,089	103.07%	3,910,962	102.57%
高額介護	76,051	100.37%	87,344	114.85%	90,306	103.39%
審査手数料	2,122	83.09%	2,808	132.33%	3,296	117.38%
特定入所者介護	154,522	110.02%	153,051	99.05%	135,564	88.57%
合計	3,932,291	105.45%	4,056,292	103.15%	4,140,128	102.07%
事業計画	4,139,854	104.90%	4,098,826	99.01%	4,272,921	104.25%
対計画比	94.99%	—	98.96%	—	96.89%	—

審査手数料には、共同処理業務委託手数料等を含まない。

特定入所者介護は、限度負担額を超えたホテルコストの補足給付。

(4) 地域支援事業

①地域支援事業費の状況

(単位:千円)

区分・年度	平成 26 年度	対前年比	平成 27 年度	対前年比	平成 28 年度	対前年比
介護予防事業	31,141	100.78%	31,211	100.22%	26,105	83.64%
包括的支援事業	56,892	103.56%	68,106	119.71%	68,119	100.02%
任意事業	17,769	102.03%	19,006	106.96%	26,449	139.16%
合計	105,802	102.60%	118,323	111.83%	120,673	101.99%
事業計画	124,000	105.08%	122,964	99.16%	128,187	104.25%
対計画比	85.32%	—	96.23%	—	94.14%	—

②一次予防事業の対象者向け普及啓発事業の状況

平成 28 年度

	普及啓発事業		
	講演会等	相談会、イベント等	介護予防教室等
開催回数(回)	33	3	103
参加者延人数(人)	665	96	1,014
	介護予防活動支援事業		
	研修会等	地域活動組織の育成及び支援	地域活動の実施
開催回数(回)	16	4	958
参加者延人数(人)	225	54	14,587

③二次予防事業の状況

平成 28 年度

区 分	人 数
二次予防事業対象者数	2,502
二次予防事業(1回以上)に参加した者の人数	106

二次予防事業の内容	実人数	延べ人数
ア) 通所型運動器の機能向上プログラム	59	576
イ) 通所型口腔機能の向上プログラム	30	235
ウ) 複合(運動器と口腔機能)プログラム	17	171

(5) 介護サービス提供事業者の状況

① 在宅介護サービス

備考欄の介護予防は介護予防サービス適用事業所

訪問介護

	事業所名	備考
1	株式会社 伊豆おはな	介護予防
2	熱海すみれ訪問介護事業所	介護予防
3	ライプリーケア中銀熱海	介護予防
4	株式会社 伊豆ケアサービス	介護予防
5	(福)熱海市社会福祉協議会 指定訪問介護事業所	介護予防
6	有限会社 中島介護サービスセンター	介護予防
7	株式会社 スルガケアサービス熱海事業所	介護予防
8	訪問介護事業所 海光園	介護予防
9	伊豆介護センター熱海	介護予防
10	有限会社 サポートハピネス	介護予防
11	訪問介護事業所 瑞	介護予防

訪問入浴介護

	事業所名	備考
1	アサヒサンクリーン在宅介護センター伊豆	介護予防
2	訪問入浴サービス ゆらっくす	介護予防
3	株式会社 ティー・シー・エス 湯河原営業所	介護予防
4	総合福祉 ツクイ 小田原	介護予防

訪問看護

	事業所名	備考
1	医療法人新光会 熱海訪問介護ステーション	介護予防
2	訪問看護ステーション ゆらっくす	介護予防
3	農協共済 中伊豆リハビリテーションセンター 訪問看護ステーション そよかぜ 熱海サテライト	介護予防
4	あすか訪問看護ステーション	介護予防
5	花菜訪問看護ステーション	介護予防
6	百年の杜 訪問看護ステーション サテライト	介護予防
7	訪問看護事業所 瑞	介護予防

訪問リハビリテーション

	事業所名	備考
1	国際医療福祉大学熱海病院	介護予防
2	熱海所記念病院 訪問リハビリテーション事業所	介護予防

通所介護

備考欄の地域密着型は地域密着型サービス適用事業所

	事業所名	備考
1	悠々の庵 泉	介護予防
2	悠々の庵 絆（悠々の庵 泉 サテライト）	
3	デイサービスセンターコーラル107	地域密着型
4	デイサービスセンター 熱海伊豆海の郷	介護予防
5	熱海ケアコミュニティ長寿苑 デイサービスセンター	介護予防
6	ライプリーデイ中銀熱海	介護予防
7	デイサービスセンターあたま小麦田湯ったり館	介護予防
8	まごころデイサービス熱海	地域密着型
9	花メディケア	介護予防・地域密着型
10	デイサービス 誉	介護予防・地域密着型
11	フルーズ熱海	介護予防
12	姫の沢荘デイサービスセンター	介護予防
13	ぽっかぽか・ハートケア熱海	介護予防
14	サロンシップ アジア	介護予防・地域密着型
15	まごころデイサービス トレーニング	地域密着型
16	A M B I Kあたま	介護予防
17	通所介護事業所 海光園	介護予防
18	通所介護事業所 なぎ日和	介護予防・地域密着型
19	通所介護事業所 こまち	介護予防・地域密着型
20	特定非営利活動法人 椿 デイサービス	介護予防・地域密着型
21	クラシオンデポルテ熱海	介護予防
22	クラシオンカフェ熱海	介護予防
23	デイサービス 木蓮	介護予防・地域密着型
24	有限会社アロー福祉企画 オレンジ・デイ	介護予防・地域密着型
25	まりんデイサービスセンター	介護予防
26	熱海すみれ通所介護事業所	介護予防
27	まごころデイサービス湯河原	

通所リハビリテーション

	事業所名	備考
1	(医)ちとせ会 介護老人保健施設 葵の園・熱海	介護予防
2	(医)静寿会 介護老人保健施設 菜の花	介護予防

短期入所生活介護

	事業所名	備考
1	特別養護老人ホーム姫の沢荘	
2	短期入所生活介護 熱海伊豆海の郷	介護予防
3	短期入所生活介護事業所 海光園	介護予防
4	中銀ケアホテル	

短期入所療養介護

	事業所名	備考
1	(医)ちとせ会 介護老人保健施設 葵の園・熱海	介護予防
2	(医)静寿会 介護老人保健施設 菜の花	介護予防
3	(医)望洋会 介護老人保健施設 のぞみ	介護予防

福祉用具貸与及び販売

	事業所名	備考
1	介護ショップ ミズタニ	介護予防
2	福祉用具フタバ	介護予防
3	あたま1ばん	介護予防
4	伊豆介護センター	介護予防
5	ベルメディカルケア株式会社	介護予防
6	介護ショップ なずな	介護予防
7	株式会社フロンティア 静岡営業所	介護予防
8	株式会社東海医療器械	介護予防
9	株式会社ヤマシタコーポレーション沼津営業所	介護予防
10	株式会社ホームケアコミュニケーション あっぷる	介護予防
11	富士ライフサポート	介護予防
12	株式会社茶利 チャーリーケア	介護予防

特定施設入居者生活介護

	事業所名	備考
1	ネオ・サミット湯河原	介護予防
2	ベストライフ熱海	介護予防
3	ケアハウス熱海伊豆海の郷	介護予防
4	中銀ケアホテル	介護予防
5	有料老人ホーム 熱海ゆとりあの郷	介護予防
6	ぼっかぼか・熱海館1号館	介護予防
7	株式会社フレンズ南熱海	介護予防

居宅介護支援

	事業所名	備考
1	居宅介護支援事業所 熱海・あおいホームケアサービス	
2	居宅介護支援事業所 熱海伊豆海の郷	
3	ライプリーケア中銀熱海	
4	熱海ケアコミュニティ長寿苑 ケアプランセンター	
5	(福)熱海市社会福祉協議会 指定居宅介護支援事業所	
6	株式会社 伊豆ケアサービス	
7	有限会社中島介護サービスセンター	
8	伊豆介護センター熱海	
9	姫の沢荘居宅介護支援事業所	
10	ぼっかぼか・ハートケア熱海	
11	アイルケア熱海営業所	
12	株式会社スルガケアサービス熱海事業所	
13	居宅介護支援事業所 海光園	
14	あいらいふ在宅支援センター	
15	特定非営利活動法人 椿 居宅介護支援事業所	
16	まりん居宅介護支援事業所	
17	伊豆介護センター	
18	うさぎ薬局 岡店ケアプランセンター	
19	農協共済中伊豆リハビリテーションセンター 訪問看護ステーション そよかぜ	
20	のぞみ ケアサービス	
21	丸山野 居宅介護支援事業所	
22	コージィケアプランニング	
23	株式会社 ティー・シー・エス湯河原営業所	

24	居宅介護支援事業所 シーサイド湯河原	
----	--------------------	--

認知症対応型共同生活介護（グループホーム）【地域密着型サービス】

	事業所名	備考
1	グループホームのどかの家 熱海	介護予防
2	熱海ケアコミュニティ長寿苑 グループホーム	介護予防
3	愛の家グループホーム熱海水口	介護予防
4	グループホーム すまいる	介護予防
5	グループホーム AMB I K	介護予防
6	クラシオン熱海	介護予防
7	けあビジョンホーム熱海	介護予防

小規模多機能型居宅介護【地域密着型サービス】

	事業所名	備考
1	AMB I K しらいし	介護予防
2	ミモザ熱海湯庵	介護予防

地域包括支援センター

	事業所名	備考
1	熱海地区地域包括支援センター	
2	南熱海地域包括支援センター	
3	泉・伊豆山地域包括支援センター	

② 施設介護サービス

(ア) 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

【サービス内容】

常に介護が必要で、自宅での介護が困難な方が入所し、介護等の日常生活の世話、機能訓練、健康管理等の提供を受ける。

事業所名	床数
(福) 熱海いでゆの園 特別養護老人ホーム姫の沢荘	50
(福) 海光会 特別養護老人ホーム海光園	80
(福) 湖成会 特別養護老人ホーム 熱海伊豆海の郷	100

(イ) 介護老人保健施設（老人保健施設）

【サービス内容】

病気やけが等の治療後、機能訓練等を必要とする方が入所し、医学的管理下において介護、看護、リハビリテーション等の提供を受ける。

事業所名	床数
(医) 静寿会 介護老人保健施設 菜の花	82
(医) ちとせ会 介護老人保健施設 葵の園・熱海	100

(6) 任意事業

任意事業については、高齢者の在宅生活を支援するために必要な、以下に示すサービスの提供を行う。

ア) 介護給付費等費用適正化事業

要介護認定の適正化、ケアマネジメント等の適正化、サービス提供体制及び介護報酬請求の適正化等を実施する。

イ) 家族介護支援事業

●徘徊高齢者家族支援サービス事業

徘徊行動の見られる認知症である高齢者を介護している家族等に GPS を利用した無線発信機等を貸与することにより、徘徊その他の緊急時に迅速かつ適切な対応を図り、当該高齢者の安全を確保するとともに、家族等の不安を解消する事業を実施する。

●家族介護用品支給事業

紙おむつを必要とする寝たきりの要介護3～5で、身障手当等を受給していない在宅高齢者を介護している家族に、介護用品と引き換えられる金券を支給することにより、高齢者の在宅支援と介護者の負担の軽減を図る事業を実施する。

ウ) その他の事業

●成年後見制度利用支援事業

成年後見制度の利用に係る成年後見制度の申立に要する経費や成年後見人等の報酬助成を行う事業を実施する。(第2章参照)

●成年後見制度法人後見人等業務委託

認知症高齢者等の判断能力の低下により意思決定や契約締結等の法律行為が困難な人の判断能力や契約締結能力等を補うために、民法に基づく成年後見制度の

成年後見人、保佐人又は補助人となって成年後見業務を実施することを法人に委託する。

●認知症サポーター養成事業

認知症になっても安心して暮らせる街を目指し、認知症の方と家族への応援者である認知症サポーターを養成し、認知症を正しく理解してもらい、できる範囲で手助けできるよう支援していく事業を実施する。

●熱海市在宅高齢者等給食サービス事業

栄養改善が必要な高齢者に対し配食サービスを手段として活用し、安否確認を行い、自立した生活を継続できるように支援を行う事業を実施する。

●住宅改修費支援事業

住宅改修に関する相談・情報提供や住宅改修に関する助言を行うとともに、住宅改修費の支給申請に係る理由書を作成した場合の経費の助成を行う事業を実施する。

●熱海市在宅生活安心システム推進事業

ひとり暮らし高齢者等に対し緊急通報装置を貸与することにより、災害・急病等の緊急時に迅速かつ適切な対応を行う事業を実施する。

●重度ALS患者入院時コミュニケーション支援事業

意思疎通が困難な重度ALS（筋萎縮性側索硬化症）患者が精神科病院を除く医療機関に入院した場合に、本人のコミュニケーションに熟知している支援者を派遣し、医療機関従事者との意思疎通を図り、円滑な医療行為が行えるように支援を行う事業を実施する。

(7) 介護保険料の賦課の状況

① 保険料の算定基準（平成 27 年度～平成 29 年度）

所得段階	該当者	年額保険料
第 1 段階	生活保護を受けている人 世帯全員が市民税非課税で老齢福祉年金を受給している人 世帯全員が市民税非課税で本人の合計所得と課税年金収入額の合計が 80 万円以下の人	25,900円
第 2 段階	世帯全員が市民税非課税で本人の合計所得と課税年金収入額の合計が 80 万円を超え 120 万円以下の人	43,200円
第 3 段階	世帯全員が市民税非課税で第 1 段階又は第 2 段階以外の人	43,200円
第 4 段階	世帯の誰かに市民税が課税されているが、本人は市民税が非課税で合計所得と課税年金収入額の合計が 80 万円以下の人	51,800円
第 5 段階	世帯の誰かに市民税が課税されているが、本人は市民税が非課税で上記以外の人	57,600円
第 6 段階	本人が市民税課税者で、前年の合計所得金額が 120 万円未満の人	69,100円
第 7 段階	本人が市民税課税者で、前年の合計所得金額が 120 万円以上 190 万円未満の人	74,800円
第 8 段階	本人が市民税課税者で、前年の合計所得金額が 190 万円以上 290 万円未満の人	86,400円
第 9 段階	本人が市民税課税者で、前年の合計所得金額が 290 万円以上 500 万円未満の人	97,900円
第 10 段階	本人が市民税課税者で前年の合計所得金額が 500 万円以上 700 万円未満の人	103,600円
第 11 段階	本人が市民税課税者で前年の合計所得金額が 700 万円以上 1,000 万円未満の人	109,400円
第 12 段階	本人が市民税課税者で前年の合計所得金額が 1,000 万円以上の人	115,200円

所得段階別被保険者数（平成 29 年 3 月 31 日現在）

所得段階	年間保険料	人数	率
第 1 段階	25,900 円	3,271 人	19.3%
第 2 段階	43,200 円	1,626 人	9.6%
第 3 段階	43,200 円	1,811 人	10.7%
第 4 段階	51,800 円	1,740 人	10.2%
第 5 段階	57,600 円	1,569 人	9.2%
第 6 段階	69,100 円	2,735 人	16.1%
第 7 段階	74,800 円	2,017 人	11.9%
第 8 段階	86,400 円	1,121 人	6.6%
第 9 段階	97,900 円	662 人	3.9%
第 10 段階	103,600 円	141 人	0.8%
第 11 段階	109,400 円	99 人	0.6%
第 12 段階	115,200 円	186 人	1.1%
計		16,978 人	100.0%

（8）介護保険料の低所得者に対する減免状況

【目的】 低所得であるため保険料を納付することが困難と市長が認めた 65 歳以上の
 の人について、保険料を 1/2 に減免する制度で、平成 14 年 4 月から実施。

減免者数

区分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
人数	7 人	3 人	2 人
減免額	77,550 円	47,500 円	34,550 円

【対象】 第 1 段階から第 3 段階までの保険料を納める方の中で、下記の要件を全て
 満たしている人。

- ・世帯全員の市民税が非課税であること。
- ・市民税課税者に扶養されていないこと。
- ・市民税課税者と生計を共にしていないこと。
- ・資産を活用してもなお、生活が困窮している状態にあること。
- ・介護保険料の滞納がないこと。（分割納付の誓約が履行されていること。）
- ・年間収入が生活保護基準の 1.2 倍以下であること。
- ・預貯金等が 100 万円以下であること。

【根拠法令等】 熱海市介護保険条例（平成12年熱海市条例第13号）

（9）介護保険給付費準備基金の状況

【目的】 介護保険事業特別会計では、中期にわたる財政収支の均衡を図り、健全な運営を行う必要があるため、決算上、剰余金が生じた場合等には、剰余金を積み立て、保険給付費の見込み誤りや、保険料収納率の悪化等により保険給付費に不足が生じた場合には、財源不足を賄うことを目的に基金を設置している。

【実績】 (単位：千円)

区 分	平成26年度	平成27年度	平成28年度
積立額	41,179	19,324	44,720
取り崩し額	0	32,975	0
積立額累計	298,938	285,287	330,007

※各年度3月31日現在

【根拠法令等】 熱海市介護保険給付費準備基金条例
（平成13年熱海市条例第5号）

第 8 章

健 康

第8章 健康

1. 母子保健事業

(1) 妊娠の届出・母子健康手帳の交付

【目的】 妊婦を早期に把握し、必要な時期に保健指導や健康診査を行うことにより母子保健についての正しい知識の周知を徹底させる。

妊娠中から分娩・産褥期・乳幼児期の記録を残すことで、一貫した健康管理を行う。

【対象者】 妊娠した者及び妊娠の届出をした者

【実施主体】 熱海市

【事業実績】

① 母子健康手帳、妊婦健康診査受診票交付状況

発行場所 種 類	いきいき プラザ
母子健康手帳	124
妊婦健診（初回）	124
妊婦健診（2回目）	124
妊婦健診（3回目）	126
妊婦健診（4回目）	128
妊婦健診（5回目）	129
妊婦健診（6回目）	129
妊婦健診（7回目）	131
妊婦健診（8回目）	131
妊婦健診（9回目）	131
妊婦健診（10回目）	133
妊婦健診（11回目）	133
妊婦健診（12回目）	133
妊婦健診（13回目）	133
妊婦健診（14回目）	133
超音波検査①	125
超音波検査②	129
超音波検査③	132
超音波検査④	133
血液検査	131
血算検査	135

② 乳児健康診査受診票交付状況

発行場所／種類	4か月児健康診査	10か月児健康診査
いきいきプラザ	142	152

<参考> 出生数 115人 (平成28年4月～平成29年3月)

【根拠法令等】 母子保健法 第15条、第16条

(2) 母子健康診査

① 妊婦健康診査

【目的】 妊婦が妊娠中に定期的に健康診査を受診し、急激な母体の変化による異常の早期発見、胎児異常の発見及び異常出産・未熟児発生の予防等のため、適切な保健指導が受けられるよう、健康診査を実施することにより、妊婦の健康管理の向上を図る。

【対象者】 妊婦

【実施主体】 熱海市

【事業実績】

※妊婦健康診査受診状況

健診の種類	受診券交付者	受診者	受診率(%)
初回	124	117	94.4
2回目	124	115	92.7
3回目	126	113	89.7
4回目	128	127	99.2
5回目	129	118	91.5
6回目	129	115	89.1
7回目	131	115	87.8
8回目	131	109	83.2
9回目	131	107	81.7
10回目	133	92	69.2
11回目	133	98	73.7
12回目	133	87	65.4
13回目	133	60	45.1
14回目	133	37	27.8
超音波①	125	115	92.0
超音波②	129	127	98.4
超音波③	132	120	90.9
超音波④	133	94	70.7
血液検査等	131	113	86.3
血算検査	135	73	54.1

※ 妊婦健康診査実人員及び延人員

実人員	124
延人員	2,052

【根拠法令等】 母子保健法 第13条

② 特定不妊治療費助成事業

【目的】 特定不妊治療費助成金は、経済的な問題から不妊治療をあきらめてしまう夫婦を支援するために、特に費用が高額になる特定不妊治療(体外受精・顕微授精)について治療費の一部を助成するものである。

【対象者】 夫又は妻が熱海市民であり、特定不妊治療を行おうとする夫婦で第2子までを対象。

【実施主体】 熱海市

【事業実績】

特定不妊治療費助成申請をした人数 7人

30才未満	0
31～35歳	2
36～40歳	4
41～45歳	1
46～50歳	0

申請延べ回数 8回

【根拠法令等】 母子保健法 第13条

③ 一般不妊治療費助成事業

【目的】 一般不妊治療費助成金は、経済的な問題から不妊治療をあきらめてしまう夫婦を支援するために、費用が高額になる一般不妊治療(人工授精)について治療費の一部を助成するものである。

【対象者】 夫又は妻が熱海市民であり、一般不妊治療を行おうとする夫婦を対象。

【実施主体】 熱海市

【事業実績】

一般不妊治療費助成申請をした人数 2人

30才未満	0
31～35歳	0
36～40歳	2
41～45歳	0
46～50歳	0

申請延べ回数 2回

【根拠法令等】 母子保健法 第13条

④ 男性不妊治療費助成事業

【目的】 男性不妊治療費助成金は、経済的な問題から不妊治療をあきらめてしまう夫婦を支援するために、費用が高額になる男性不妊治療について治療費の一部を助成するものである。

【対象者】 夫又は妻が熱海市民であり、一般不妊治療を行おうとする夫婦を対象。
(※平成27年度より実施)

【実施主体】 熱海市

【事業実績】 男性不妊治療費助成申請をした人数 0人

【根拠法令等】 母子保健法 第13条

⑤ 乳児健康診査

【目的】 身体発育・発達、精神発達、栄養状態等を総合的に診断し、乳児の健康保持増進を図る。

乳児期の疾病や障害を早期に発見し、確実な治療に結び付ける。

【対象者】 4か月児及び10か月児

【実施主体】 熱海市（医療機関へ委託）

【事業実績】

	対象者数	受診者数	受診率 (%)
4か月児	134	122	91.0
10か月児	122	116	95.1

【根拠法令等】 母子保健法 第13条

⑥ 幼児健康診査・歯科健康診査

ア. 1歳6か月児健康診査・歯科健康診査

【目的】 幼児初期の身体発育・精神発達面で、歩行や言語発達等の標識が容易に得られる1歳6か月の時点において健康診査を実施することにより、運動機能・視聴覚等の障害・精神発達の遅滞等障害をもった児童を早期に発見し、心身障害の進行を未然に防止するとともに、生活習慣の自立・むし歯の予防・幼児の栄養、その他育児に関する指導を行い、健康の保持・増進を図る。

【対象者】 1歳6か月児

【実施主体】 熱海市

【事業実績】 健康診査受診状況

対象者	受診者	受診率(%)
122	108	88.5

歯科健診実施状況

対象者	実施者	実施率(%)	フッ素塗布実施者
122	108	88.5	103

むし歯り患状況

受診者	異常なし	むし歯り患者	り患率(%)
108	105	3	2.8

【根拠法令等】 母子保健法 第12条

イ. 2歳児歯科健康診査

【目的】 むし歯予防についての知識の普及（生活指導、食事指導を含む）、及び具体的方法の指導を行うことにより、歯科保健の大切さに気づいてもらう機会とする。1歳6か月児健康診査での経過観察児に対して保健指導等を行い、疾病や障害を早期に発見するとともに、保育者に対して適切な支援をする。

【対象者】 2歳児

【実施主体】 熱海市

【事業実績】

歯科健診実施状況

対象者	実施者	実施率(%)	フッ素塗布実施者
147	126	85.7	121

むし歯り患状況

受診者	異常なし	むし歯り患者	り患率(%)
126	122	4	3.2

【根拠法令等】 母子保健法 第9条、第10条

ウ. 3歳児健康診査・歯科健康診査

【目的】 身体発育及び精神発達の面から最も重要な時期である3歳児に対して総合的な健康診査を実施し、疾病の予防・早期発見とともに、保育者への適切な指導及び育児支援を行い、幼児の健康の保持・増進を図ることを目的とする。

【対象者】 3歳児

【実施主体】 熱海市

【事業実績】

健康診査受診状況

対象者	受診者	受診率(%)
171	169	98.8

歯科健診実施状況

対象者	実施者	実施率(%)	フッ素塗布実施者
171	169	98.8	164

むし歯り患状況

受診者	異常なし	むし歯り患者	り患率(%)
169	139	30	17.8

【根拠法令等】 母子保健法 第12条

エ. すこやか健康診査

【目的】 疾病の予防・早期発見とともに家族への適切な指導及び育児支援を行い、幼児の健康の維持・増進を図ることを目的とする。

【対象者】 ・3歳児健康診査以降で就学までに健康診査を受ける機会のない児
・各種健康診査・相談の未受診児の受診者

【実施主体】 熱海市

【事業実績】

※3歳児健康診査以降で就学までに健康診査を受ける機会のない児の受診者数

年齢	4歳児	5歳児
人数	4	7

※各種健康診査・相談の未受診児の受診者数

事業名	7か月児相談	1歳6か月児健康診査	2歳児歯科健康診査	2歳6か月児歯科相談	3歳児健康診査
人数	0	0	3	0	5

【根拠法令等】 母子保健法 第12条

(3) 母子健康相談

① 7～8か月児相談

【目的】 乳児の発育・発達、並びに栄養摂取状況や保育環境について確認し、健康増進と疾病予防に必要な知識を提供する。

保育者の育児不安を解消し、乳児の健全な発育・発達を支援する。

【対象者】 7～8か月児

【実施主体】 熱海市

【事業実績】 受診状況

対象者	受診者	受診率(%)
122	102	83.6

【根拠法令等】 母子保健法 第9条、第10条、第14条

②乳幼児相談

【目的】 育児、疾病予防、健康増進についての悩みや問題を個別に相談できる機会とし、育児不安を解消させる。保育者が、離乳食から幼児期までの食生活や、生活習慣に関する情報を得て、乳幼児の栄養と発育、疾病予防等に努められるように促す。乳幼児健康診査で発育・発達や養育に関して問題のあった児を継続的に観察し、保育者に適切な支援をする。

【対象者】 乳幼児及び保育者

乳幼児健康診査で経過観察が必要な児及び保育者

【実施主体】 熱海市

【事業実績】 月(年)年齢定例乳幼児相談

0～5か月	6～11か月	1～2歳	3歳	4歳以上	総数	回数	人/回
61	59	104	5	2	231	24	9.6

【根拠法令等】 母子保健法 第9条、第10条

③2歳6か月児歯科相談

【目的】 むし歯予防に関する指導を行うことにより、幼児の健康の保持増進を図る。

【対象者】 2歳6か月児

【実施主体】 熱海市

【事業実績】 受診状況

対象者	受診者	受診率(%)	フッ素塗布実施者
164	134	81.7	134

【根拠法令等】 母子保健法 第9条、第10条

④乳幼児健康診査事後相談

【目的】 各健康診査において、とくに精神発達に観察が必要な児について、疾病の予防や早期発見をし、家族への適切な助言、育児支援を行う。また、保育者への適切な助言を行うことにより、幼児の健康の維持・増進を図ることを目的とする。

【対象者】 幼児健診において発達に問題があると思われる児とその保護者

【実施主体】 熱海市

【事業実績】 各園への巡回相談（延） 20 園
個別相談（心理相談） 7 名

【根拠法令等】 母子保健法 第9条

⑤親子のふれあい教室（コアラ会）

【目的】 こどもの発達支援と親の育てる力を向上することを目的とする。

【対象者】 ・発達に問題があると思われる幼児とその親
・家庭事情や経済事情等により、子育て意欲が低下している親と幼児
・親子関係に改善が必要と思われる幼児とその親

【実施主体】 熱海市（社会福祉課 子育て支援室）

【事業実績】 実績結果

対象児実人員 18 人 参加児（対象外児も含む）実人員 18 人
開催回数 12 回／年
参加延人員

参加者内訳	対象児	対象外	合計	個別指導 (人)
延人員	63	5	68	2

【根拠法令等】 母子保健法 第9条、第10条

⑥目の相談会 in 熱海

【目的】 健診、相談事業において目に関して心配な児に対し、専門職に相談し、必要時医療へつなげるよう支援する。

【対象者】 視力や斜視など目について相談のある児及び保護者

【実施主体】 熱海市（健康づくり課）・静岡県立沼津視覚特別支援学校

【事業実績】 対象実人員 2 名
参加延人員 2 名
開催回数 1 回／年（6 月）

【根拠法令等】 母子保健法 第9条、第10条

(4) 母子健康教育

①両親学級・パパママクラス

【目的】 健康な赤ちゃんを産み育てるために、妊娠中を健康に過ごし、育児について積極的に考える姿勢をつくる。

【対象者】 妊婦とその夫、及び家族

【実施主体】 熱海市

【事業実績】 参加状況

妊 婦		夫 参加者	家族 参加者	妊婦参加率 (%)
対象者	参加者			
初産	64	20	4	56.3
経産	64			10

【根拠法令等】 母子保健法 第9条、第10条、14条

②育児学級（通称名：ぴよぴよ教室）

【目的】 育児についての疑問・不安を解消でき、子供の健全な成長発達を促す学習の場とする。

【対象者】 生後3～4か月の乳児と家族

【実施主体】 熱海市

【事業実績】 参加状況

対象者	参加者	参加率(%)
129	74	57.4

【根拠法令等】 母子保健法 第9条 母子保健指導事業（集団教育）

(5) 育児スキルアップ支援事業

【目的】 育児に悩める保護者が児にあった育児方法を学び実践することで、育児ストレスや悩みを軽減する。また、適切な関わりにより児の発達を促す。

【対象者】 市内保育園・幼稚園に通園する児の保護者

【実施主体】 熱海市

【実施回数】 8回/年（MOA熱海保育園・多賀幼稚園）

【事業実績】（※平成27年度より実施）

年度別参加状況

年 度	参加者（実）	参加者（延）
平成28年度	12	36

【根拠法令等】 母子保健法 第9条（知識の普及）

(6) 母子訪問指導

【目的】

- ① 妊婦訪問指導 … 妊娠に伴う症状や不安を軽減するため、訪問指導を実施する。
- ② 産婦訪問指導 … 出産後の母体の回復を促すため、訪問指導を実施する。
- ③ 新生児（乳児）訪問指導
 - … 発育・発達、家庭環境等の確認をし、育児の問題や不安を解消するため、訪問指導を実施する。
- ④ 乳幼児訪問指導… 発育・発達、家庭環境等の確認をし、育児の問題や不安を解消するため、訪問指導を実施する。

【対象者】

- ① 妊婦訪問指導 … 妊婦健診の結果「貧血」、「体重増加が著明」、「血圧が高い」、「浮腫がある」の症状があるが、安静が必要なため来所できない人
 - ・若年（20歳未満）
 - ・母子手帳を発行した時期が妊娠7か月以降の人
- ② 産婦訪問指導 … 熱海市に住民登録のある産婦
里帰り分娩で熱海に滞在し訪問を希望する産婦
- ③ 新生児（乳児）訪問指導
 - … 熱海市に住民登録のある児
里帰り分娩で熱海に滞在し訪問を希望する児
- ④ 乳幼児訪問指導… 発育・発達の状態について観察を要する児（未熟児も含む）
各種相談・健診が未受診で、来所できない児
家庭環境等確認する必要がある児
親の精神的フォローが必要とされる児

【実施主体】 熱海市

【事業実績】

※ 対象者別訪問指導件数（延べ人数）

総訪問人数	妊産婦	乳 児	幼 児	家族計画	その他	訪問世帯数
435	154	154 (9)	57	0	70	167

() 内は新生児再掲

※ 乳幼児月齢（年齢）別訪問人数（延べ人数）

月 齢	訪問人数	月 齢	訪問人数
1 か月児（～30 日） （新生児～28 日）	9 (9)	8 か月未満（211 日～240 日）	4
		9 か月未満（241 日～270 日）	0
2 か月未満（31 日～60 日）	114	10 か月未満（271 日～300 日）	0
3 か月未満（61 日～90 日）	13	11 か月未満（301 日～330 日）	0
4 か月未満（91 日～120 日）	9	12 ヶ月未満（331 日～360 日）	0
5 か月未満（121 日～150 日）	1	1～2 歳児	35
6 か月未満（151 日～180 日）	4	3 歳以上	22
7 か月未満（181 日～210 日）	0	合計	211

※未熟児訪問指導 実人数 12 人、延べ人数 17 人

【根拠法令等】 母子保健法 第 10 条、第 11 条、第 14 条、第 17 条

(7) 歯科保健推進事業（一部再掲）

① 歯科健康診査・フッ素塗布事業（乳幼児健診・相談）

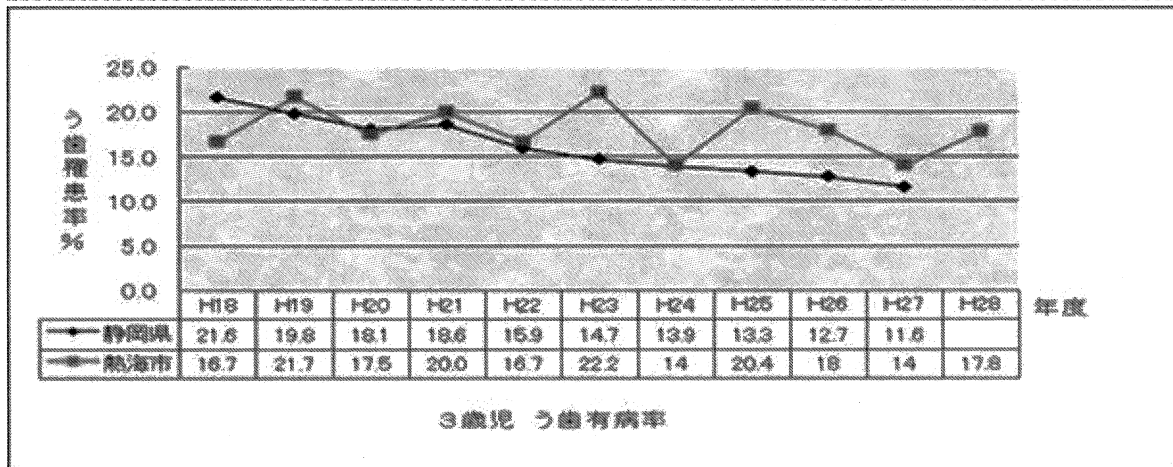
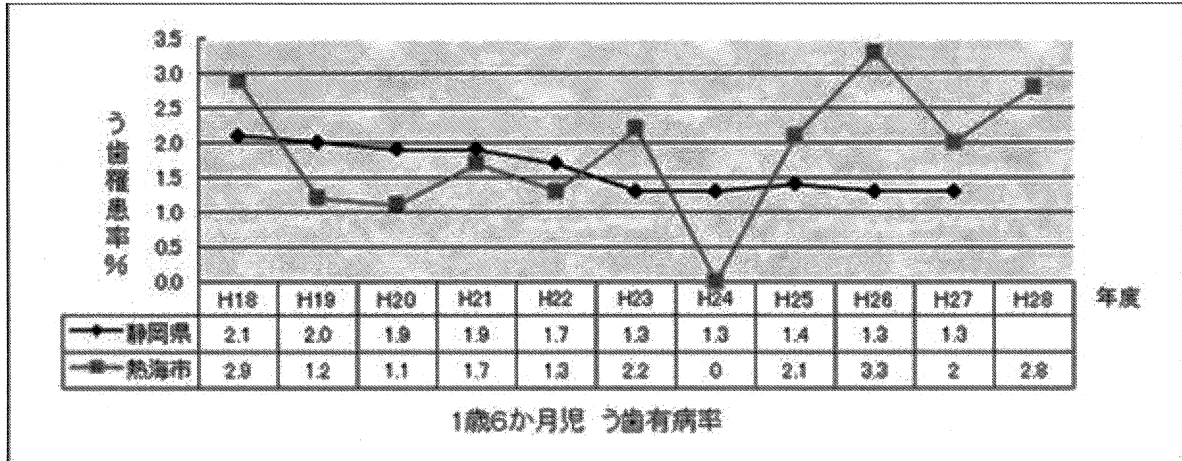
【目 的】 乳幼児健診・相談時に歯科診察を行い口腔内の衛生状態を確認すると共にフッ素を塗布することにより、乳幼児・小児期のう歯及び永久歯のう歯の発生を防止する。また、噛み方などの食生活・歯磨きの方法など総合的な歯科保健行動を指導する。

【対 象 者】 1 歳 6 か月児健康診査対象者 （フッ素塗布開始 平成 15 年 4 月）
2 歳児歯科健康診査対象者 （フッ素塗布開始 平成 15 年 4 月）
2 歳 6 か月児歯科相談対象者 （フッ素塗布開始 平成 15 年 10 月）
3 歳児健康診査対象者 （フッ素塗布開始 平成 16 年 4 月）

【事業実績】

	対象者	受診者	受診率 (%)	フッ素塗 布実施者	塗布率 (%)
1 歳 6 か月児健康診査	122	108	88.5	103	95.4
2 歳児歯科健康診査	147	126	85.7	121	96.0
2 歳 6 か月児歯科相談	164	134	81.7	134	100
3 歳児健康診査	171	169	98.8	164	97.0

<参考資料 各歯科健診う歯罹患率>



【根拠法令等】 母子保健法 第9条、第10条

静岡県民の歯や口の健康づくり条例 第6条

② フッ化物洗口事業（幼児）

【目的】 フッ化物洗口を実施することにより、幼児・小児期のう歯及び永久歯のう歯の発生を防止する。

【対象者】 集団（幼児期対象）：市内保育園・幼稚園に在籍する4、5歳児のうち
保護者が希望する園児

個別（小学1年生～中学3年生）：対象年齢の希望する児童・学生

【実施主体】 熱海市

【事業実績】

集団（幼児期）保育園6園 幼稚園6園 実施回数については、基本的に週5日

対象	対象者	実施者	実施率（%）
4歳児	152	150	98.7
5歳児	158	155	98.1
合計	310	305	98.4

個別（小学1年生～中学3年生）フッ化物洗口剤を指定歯科医院に求め家庭で実施

対 象	対象者	実施者	実施率（％）
小学生（小1～小6）	1,126	119	10.6
中学生（中1～中3）	638	39	6.1
合計	1,764	158	9.0

※対象者数は、平成28年4月末日の7～12歳(小学生)・13～15歳(中学生)の人口

【根拠法令等】母子保健法 第9条、第10条

静岡県民の歯や口の健康づくり条例 第6条

③ 妊婦歯科健康診査

【目 的】 う歯になりやすい妊娠初期に歯科健診を行うことにより、妊婦自身と胎児のう歯の発生を防止する。

【対 象 者】 両親学級参加の妊婦

【実施主体】 熱海市

【事業実績】 4回開催 合計15人

【根拠法令等】母子保健法 第9条、第10条

静岡県民の歯や口の健康づくり条例 第6条

④ 1歳児歯磨き教室

【目 的】 乳歯のはえ始めの時期に歯磨きの基本を学び、う歯の発生を予防する。

【対 象 者】 1歳児の保護者

【実施主体】 熱海市

【事業実績】 12回開催

対象者（人数）	実施者（人数）	受診率（％）
134	58	43.3

【根拠法令等】母子保健法 第9条、第10条

静岡県民の歯や口の健康づくり条例 第6条

2. 特定健診・特定保健指導・健康診査事業

(1) 特定健診・特定保健指導

【目的】 メタボリックシンドロームの危険因子を持つ人を抽出し、早期の段階で適切な保健指導を行い、生活習慣の改善に自ら取り組むように行動変容を促す。

【対象者】 特定健診：熱海市国民健康保険に加入する40歳～74歳
特定保健指導：特定健診を受診し、メタボリックシンドローム及び予備群に該当する者

【実施主体】 熱海市国民健康保険

【事業実績】

	対象者数	実施者数	実施率(%)
特定健診	9,463	2,845	30.1
特定保健指導(動機付け支援)	186	21	11.3
特定保健指導(積極的支援)	77	2	2.6

【根拠法令等】 高齢者の医療の確保に関する法律

(2) 健康診査

【目的】 健康診査の実施及びその結果を通知することにより、健康の増進に向けた自主的な努力を促進する。

【対象者】 後期高齢者医療に加入する75歳以上の者

【実施主体】 静岡県後期高齢者医療広域連合

【事業実績】

	対象者数	実施者数	実施率(%)
健康診査	8,605	2,476	28.8

【根拠法令等】 高齢者の医療の確保に関する法律

3. 健康増進事業

(1) 市民健診（がん検診等）

【目的】 疾病を早期に発見し、予防活動に努め、心身の健康を保持する。

【対象者】 熱海市に住民登録のある者で以下の年齢（年度年齢）に該当する者

- ①健康診査・・・・・・・・・・40歳以上の生活保護受給者
- ②肺がん検診・・・・・・・・・・40歳以上
- ③胃バリウム検診・・・・・・・・40歳以上
- ④胃カメラ検診・・・・・・・・50歳以上偶数年齢 ※平成28年度より開始
- ⑤大腸がん検診・・・・・・・・40歳以上
- ⑥前立腺がん検診・・・・・・・・50歳以上の男性
- ⑦乳がん検診・・・・・・・・・・40歳以上偶数年齢の女性
- ⑧子宮頸がん検診・・・・・・・・20歳以上偶数年齢の女性
- ⑨骨粗しょう症検診・・・・・・40歳～70歳までの5歳刻みの年齢の女性
- ⑩歯周病検診・・・・・・・・・・40歳・50歳・60歳・70歳
- ⑪肝炎ウイルス検診・・・・・・40歳以上で肝炎ウイルス検診を受けたことが無い者

【実施主体】 熱海市

【事業実績】

①市民健診（がん検診等）の受診状況

年 度	平成27年度			平成28年度		
	対象者数	受診者数	受診率(%)	対象者数	受診者数	受診率(%)
① 健康診査	—	38	—	—	39	—
眼底検査（再掲）	—	—	—	—	—	—
② 肺がん検診	27,997	5,699	20.4	28,084	5,832	20.8
喀痰検査	—	311	—	—	236	—
③ 胃バリウム検診	28,259	2,105	7.4	27,749	1,179	4.2
④ 胃カメラ検診	—	—	—	12,163	606	5.0
⑤ 大腸がん検診	28,247	2,881	10.2	28,355	4,117	14.5
⑥ 前立腺がん検診	10,140	1,777	17.5	10,212	1,828	17.9
⑦ 乳がん検診	8,992	995	11.1	8,927	1,045	11.7
⑧ 子宮頸がん検診	10,022	851	8.5	11,119	795	7.2
⑨ 骨粗しょう症 検診	1,852	148	8.0	1,770	162	9.2
⑩ 歯周病検診	1,835	110	6.0	2,041	105	5.1
⑪ 肝炎ウイルス 検診	—	276	—	—	207	—

※対象者数：受診券発送者数（再発行数は除く）。

※肺がん検診、胃バリウム検診、大腸がん検診、前立腺がん検診の受診者数には東北被災者1名が含まれる（平成27、28年度両方）。

※乳がん検診、子宮頸がん検診はクーポン検診も含む数で計上。

※大腸がん検診は平成28年度よりクーポン検診終了。

※胃カメラ検診は胃バリウム検診との選択制。

※平成28年度子宮頸がん検診の受診者数には、平成27年度の市外受診者4名が含まれている（昨年度末の受診の為、平成27年度内では計上できなかった為）。

※平成28年度より「歯周疾患検診」は「歯周病検診」に名称変更。

②市民健診（がん検診等）精密検査結果

（単位：人）

検診項目	受診者数	要精密検査者数	精密検査受診状況
肺がん検診 （読影）	5,832	51	受診者数 48
			異常なし 19
			肺がん 7
			肺がんの疑い 0
			その他の疾患 22
			未確定 0
肺がん検診 （喀痰）	236	1	未受診 3
			未把握 0
			受診者数 1
			異常なし 1
			肺がん 0
			肺がんの疑い 0
その他の疾患 0			
未確定 0			
乳がん検診 （クーポン 検診含む）	1,045	88	未受診 0
			未把握 0
			受診者数 86
			異常なし 37
			乳がん 3
			乳がんの疑い 2
その他の疾患 43			
未確定 1			
			未受診 2
			未把握 0

胃バリウム検診	1,179	61	受診者数	59
			異常なし	9
			胃がん	3
			胃がんの疑い	0
			その他の疾患	47
未受診	1			
未把握(未返送)	1			
胃カメラ検診	606	(当日精検実施済)	受診者数	153
		147	異常なし	4
		(後日精検実施)	胃がん	2
		10	胃がんの疑い	3
			その他の疾患	144
未確定	0			
未受診	2			
未把握(未返送)	2			
大腸がん検診	4,117	425	受診者数	210
			異常なし	63
			大腸がん	16
			大腸がん疑い	3
			その他の疾患	125
未確定	3			
未受診	212			
未把握(未返送)	3			
子宮頸がん検診 (クーポン検診 ・市外償還払い 検診含む)	795	8	受診者数	7
			異常なし	3
			子宮頸がん	0
			子宮頸がん疑い	0
			その他の疾患	4
未確定	0			
未受診	1			
未把握	0			
前立腺がん検診	1,828	127	受診者数	106
			異常なし	40
			前立腺がん	6
			前立腺がん疑い	35
			その他の疾患	22
未確定	3			
未受診	21			
未把握	0			

平成29年6月末日時点

③歯周病検診受診者状況（※平成28年度より「歯周病検診」に名称変更）

対象者：40・50・60・70歳男女 2,041人

受診者：105人

受診率：5.1%

年 齢	受診者数			結 果 内 訳		
	男性	女性	計	要精検者数	要指導者数	異常なし
40歳	4	4	8	6	2	0
50歳	4	6	10	7	3	0
60歳	8	16	24	21	1	2
70歳	23	40	63	50	7	6
合 計	39	66	105	84	13	8

④骨粗しょう症検診受診者状況

対象者：40・45・50・55・60・65・70歳の女性 1,770人

受診者数：162人

受診率：9.2%

実施方法：手骨の骨塩定量におけるDXA法、またはCXD法

年 齢	受診者数	結 果 内 訳		
	女性	要精検者数	要指導者数	異常なし
40歳	2	0	0	2
45歳	12	0	1	11
50歳	10	0	3	7
55歳	21	1	6	14
60歳	24	8	7	9
65歳	41	13	20	8
70歳	52	34	15	3
合 計	162	56	52	54

※ 判定基準：要精密検査=YAM80%未満、要指導=YAM80%以上90%未満

⑤肝炎ウイルス検診受診者状況

受診者内訳：節目年齢182人

節目外年齢25人（費用徴収6人・費用免除19人）

受診者数	B 型 の 結 果		C 型 の 結 果	
	陰 性	陽 性	陰 性	陽 性
207	205	2	207	0

※B型の陽性者2名は精密検査受診済で、市の肝炎フォローアップ事業に参加。

【根拠法令等】 健康増進法 第19条の2

(2) 新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業

【目的】 市区町村が実施する子宮頸がん及び乳がん検診において、一定の年齢の者にクーポン券を送付して、受診を勧奨することで、検診受診の動機付けによるがん検診の受診を促進し、がんの早期発見につなげ、がんによる死亡者の減少を図ることを目的とする。

【対象者】 平成28年4月20日に熱海市に住民登録があり、下記条件に該当する女性

<子宮頸がんクーポン検診>

- ・21歳の女性
- ・26歳、31歳、36歳、41歳で過去5年間熱海市の子宮頸がん検診が未受診だった女性

<乳がんクーポン検診>

- ・41歳の女性
- ・46歳・51歳・56歳・61歳で過去5年間熱海市の乳がん検診が未受診だった女性

【実施主体】 熱海市

【事業実績】

受診状況

子宮頸がんクーポン検診			乳がんクーポン検診		
対象者数	受診者数	受診率(%)	対象者数	受診者数	受診率(%)
686	37	5.4	1,189	82	6.9

※未受診者の個別再勧奨は実施せず、新聞折込チラシで受診勧奨実施

(3) 健康相談

① 総合健康相談

【目的】 心身の健康に関する一般的な事項について総合的な指導、助言を行い、自己の健康状態を見つめなおし、生活習慣の改善や、適切な受診ができるような支援をする。

【対象者】 市民

【実施主体】 熱海市

【事業実績】

	開催回数(回)	被指導延人員(人)
総合健康相談 (来所・電話等 随時相談)	24	92

【根拠法令等】 健康増進法 第17条第1項

② 重点健康相談

【目的】 生活習慣病の予防、あるいは適切な受診、治療の継続をはかるため、自己の生活習慣を見つめ直し、改善できるよう支援していく。

【対象者】 ・特定健診、各種検診等で所見が見られた者

- ・骨粗鬆症等の疾病予防の相談を希望する者
- ・精神疾患患者等

【実施主体】 熱海市

【事業実績】

	開催回数（回）	被指導延人員（人）
高血圧	19	58
脂質異常症	8	8
糖尿病	10	49
歯周疾患	1	6
骨粗鬆症	10	595
女性の健康	0	0
病態別	30	65
精神（思春期相談含む）	6	5
合計	84	786

相談回数は相談を受けた日を計上している。

【根拠法令等】 健康増進法 第17条第1項

（４）健康教育

① 一般健康教育

地区・団体依頼の健康教育

【目的】 地区・団体の要望に応じた健康に関する情報を提供することにより、疾病や正しい生活習慣について学習し、生活習慣の改善に役立てる。

【対象者】 町内会及び市民団体等

【実施主体】 熱海市

【事業実績】

開催回数（回）	被指導延人員(人)
30	808

【根拠法令】 健康増進法 第17条第1項

② 重点健康教育

ア．乳がん自己触診法

【目的】 乳がんの自己触診法を普及し、乳がんの早期発見を図る。

【対象者】 2.6歳児歯科相談に来所した保護者

【実施主体】 熱海市

【事業実績】

開催回数（回）	被指導延人員(人)
6	134

【根拠法令等】健康増進法 第17条 第1項

イ. CKD 予防教室

【目的】 慢性腎臓病予備群の人を抽出し、早期の段階で適切な保健指導を行い、生活習慣の改善に自ら取り組むよう促す。

【対象者】 特定健診受診者のなかでクレアチニン値をもとに算出した e-GFR が 60 未満の人

【実施主体】 熱海市

【事業実績】

	対象者数	参加者	実施率 (%)
CKD 予防教室	506人	52	10.3
CKD 栄養教室	506人	37	7.3

【根拠法令等】健康増進法 第17条 第1項

ウ. 地域減塩教室

【目的】 特に食塩の摂取の多い男性に対し、減塩の必要性和動脈硬化性疾患の予防について学ぶ機会をつくる。

24時間蓄尿を教室前後に実施し、効果判定を行い食塩摂取量の減量を図る。

【対象者】 熱海ガス株式会社に勤める20～60代男性職員

【実施主体】 熱海市

【事業実績】 参加者実人員 37名

	日程	参加者数
説明会	9月7日	31
24時間蓄尿	9月22日または26日	37
結果説明会、試食会	10月19日	31
24時間蓄尿	12月4日または5日	27
結果説明及び聞き取り	1月24日	21

(5) 訪問指導

【目的】 日常生活において保健指導が必要な者及びその家族に対し、健康問題を総合的に把握した上での必要な指導を行い、心身機能の低下予防と健康の保持増進を図る。

【対象者】 ・疾病予防のため、生活・食事面での指導が必要な者
・認知症や閉じこもり等の予防に関する指導が必要な者

- ・関係機関より訪問依頼があった者
- ・精神疾患における保健指導が必要な者

【実施主体】 熱海市

【事業実績】

指導内容	被訪問指導実人員	被訪問指導延人員
要指導者等	0	0
個別健康教育対象者	0	0
閉じこもり予防	0	0
認知症の者	0	0
精神疾患	1	2
その他	16	16
合計	17	18

【根拠法令等】健康増進法 第17条第1項

(6) 健康づくり事業

① 熱海市健康づくり総合推進会議（設置規定：平成18年告示第100号）

【目的】熱海市における総合的な健康づくりの方策について協議し、住民の健康増進を図る。

【委員等】[委員] 17名 [定員] 20名以内

【任期】平成27年6月4日から平成29年6月3日まで（2か年）

【実績】

会議	開催日	内容
第1回	平成28年11月24日	平成28年度重点事業について他

② 熱海市歯科保健推進会議（設置規定：平成25年告示第65号）

【目的】熱海市歯科保健計画の円滑な推進について協議し、歯や口の健康づくりを効果的に進める。

【委員等】[委員] 12人 [定員] 18人

【任期】平成27年7月2日から平成29年7月1日まで

【実績】

会議	開催日	内容
第1回	平成28年5月12日	1. 平成27年度の実績報告 2. 平成28年度歯科保健に関する取り組みについて
第2回	平成29年2月23日	1. 平成28年度歯科保健に関する取り組みについて(報告) 2. 平成29年度歯科保健の推進について 3. 歯科保健計画の進捗状況

③ 健康増進プラン推進事業（平成25年度～平成34年度）

【目的】 「健康寿命の延伸」「生活の質の向上」を実現するため、8領域について、一人一人が取り組むことができるよう、様々な団体と連携を取りながら、健康づくりの環境整備、健康情報の伝達を行う。

【対象者】 熱海市民

【事業実績】

広報活動

ア. 各種健（検）診キャンペーンの実施

イ. 適量飲酒について、バランス食の普及を図る（いきいきプラザロビー展示物の作成）

ウ. 野菜の1日量の普及（いきいきプラザロビー展示物の作成）

【根拠法令】 健康増進法 第4条

④ 健康まつり

【目的】 「熱海市健康増進計画」の推進の一環とし、「健康づくりの普及・啓発」を目的に、各関係団体との連携・協働を図り、情報発信の場として開催する。

【対象者】 熱海市民

【実施主体】 熱海市健康まつり実行委員会

- ・熱海市医師会
- ・伊東・熱海薬剤師会
- ・静岡県結核予防婦人会熱海支部
- ・静岡県看護協会熱海地区支部
- ・陽光の園
- ・熱海市
- ・熱海市歯科医師会
- ・熱海市健康づくり推進委員連絡会
- ・熱海市健康づくり食生活推進協議会
- ・MOA自然農法の会
- ・熱海健康福祉センター

【開催概要及び内容】

ア 日時 平成28年10月23日（日） 10:00～14:00

イ 場所 市役所第3庁舎・福祉センター

ウ 総来場者数 150人

エ 内容

○三師会合同健康講演会

- ・「誤嚥性肺炎の予防」熱海市医師会（杉浦 誠先生）
- ・「咀嚼と嚥下について」熱海市歯科医師会（谷口 富白先生）
- ・「薬のカタチ色々なお薬を知ろう」熱海地区薬剤師会（森 佳美先生）

○参加団体の各種催し

	団体名	コーナー名	内 容
1	熱海市医師会	よろず健康相談	健康相談、血圧測定、物忘れ相談 在宅医療・往診相談
2	熱海市歯科医師会	歯科健康相談コーナー	歯科相談 歯磨き指導
3	熱海市地区 薬剤師会	薬局で相談しましょう	お薬の相談「薬の正しい使い方」 残薬チェック
4	熱海市健康づくり 推進委員連絡会	あなたの骨は大丈夫？	骨密度測定 足指力測定 足指体操の実践
5	熱海市健康づくり 食生活推進協議会	野菜を食べよう	赤飯・饅頭など販売 望ましい野菜量について 野菜料理紹介
6	静岡県結核予防婦 人会熱海支部	結核予防婦人会	結核予防（展示・クイズ） バザー
7	静岡県看護協会 熱海伊東地区支部	家庭で出来る感染予防 まちの保健室	手洗いの実習 ～手洗いを検証してみましよう～ 健康相談
8	MOA 自然農法	安心・安全の野菜たち	地元熱海でとれた自然農法産の農産 物の販売。本物の味を来場者に堪能し ていただく。
9	熱海伊東圏域リハ ビリテーション推 進事業	リハビリテーションの 紹介	事業の紹介と案内 リハビリテーションの日広報
10	熱海健康福祉セン ター・保健所	熱海保健所コーナー	肝炎・HIV・タバコ・食育に関するク イズ、展示、パンフレット・グッズ等 配布（その他、健康福祉センター業務 関連普及啓発）
11	熱海地域包括支援 センター	高齢者なんでも相談	相談窓口の設置
12	健康講演会		医師会・歯科医師会・薬剤師会による 講演会
13	熱海市	骨密度測定	超音波骨密度測定の結果説明
		大腸がんクイズ	大腸がんに関するクイズ （大腸がん検診の受診勧奨）
		自殺予防啓発	来場者に啓発グッズを配布 （障害福祉室）
		ニュースポーツの体験	ペタボード体験 （スポーツ推進室）
		ピンクリボン事業	乳がん自己触診法について他 （協力：国際医療福祉大学熱海病院）

【根拠法令等】 健康増進法 第4条

⑤ 女子力アップセミナー

【目的】 20～40歳代が健康づくりに関心をもち、積極的に生活習慣病予防の知識を身につけ、実践する機会を提供し、併せてがん検診受診促進と喫煙率の減少を目的とした啓発事業を実施する。

【対象者】 熱海市に在住又は勤務する30～40歳代の女性

【事業実績】

ア 日 時 平成28年11月30日(水) 10:00～12:00

イ 場 所 いきいきプラザ7階 多目的会議室

ウ 参加者数 13人

エ 内 容

- ・骨盤の歪みから生じる不調やトラブル改善に！「ひめトレ」
講師：静岡県総合健康センター 三船先生
- ・からだチェック！ 各種測定（体組成、骨密度、呼気一酸化炭素濃度、血圧）
- ・健康ミニ講座

各種測定の結果の見方

講師：静岡県総合健康センター 須賀先生

熱海市民の健康指標（SMRの状況）・喫煙が女性の体に及ぼす影響等

講師：熱海健康福祉センター 久米医師

乳がん、子宮頸がん検診等の啓発

（乳がんの視触診法について、償還払い制度と申し込みについて）

【実施主体】 主催：静岡県・熱海市

【根拠法令等】 健康増進法 第17条第1項

（7）栄養改善事業

① 胎児期（母性）・乳幼児期における栄養相談・一般栄養指導

【目的】

胎児期・・体を取り巻く生活環境は複雑化し、食品の選択や摂取状況も多様化している今日、母子の健康増進の一部として栄養改善を図る必要がある。

母子の栄養改善を図るには、妊婦自身が食生活に関し、知識と理解を持ち、これを日常的に生かし、実践できるよう指導することを目的とする。

乳児期・・生涯を通して発育が最も盛んな時期であるとともに、望ましい食生活の基礎をつくる重要な時期である。食物摂取の出発点であり、将来の食物嗜好形成の基礎でもある離乳食の大切さを啓発することを目的とする。

幼児期・・精神、情緒、及び運動機能が著しく発達してくる時期、食生活の関わり方

により「食事に対する態度や知識」は、大きく影響する時期である。基本的な食習慣の確立を「発育・嗜好・しつけ」の3点から考慮し、肥満・虫歯予防等の様々な問題点の改善に努め、食生活の大切さを啓発することを目的とする。

【対象者】 熱海市民の妊婦、乳幼児

【実施主体】 熱海市

【事業実績】 栄養相談・教室（母子保健事業）

事業名	指導者人数	指導方法
両親学級	15	集団
ぴよぴよ教室	74	集団
乳幼児相談	48	個別（希望者）
1歳児歯磨き教室	58	個別
7～8か月児相談	102	個別
1歳6か月児健康診査	108	集団
2歳児歯科健診	88	個別（抽出）
2歳6か月児歯科相談	134	集団
3歳児健康診査	169	個別
合計	796	

【根拠法令等】 健康増進法・母子保健法

② 成人期・老人期における栄養相談・一般栄養指導

【目的】 健康診査等により自分の健康状態を継続的に把握し、疾病の早期発見に努めるとともに、自分の生活習慣をどのように改善したらよいかという、健康づくりの目安を得て食生活の面から疾病予防の実践に努めることを目的とする。

【対象者】 熱海市民

【実施主体】 熱海市

【実施実績】

ア. 個別栄養相談（健康増進事業）

病態分類	相談者人数
高血圧	0
糖尿病	4
脂質異常症	0
病態別	0
骨粗しょう症	0
総合健康相談	3
合計	7

イ. 集団栄養教育（健康増進事業）

分類		教室回数（回）	参加者（人）
一 般		1	38
病態別	減塩	2	51
	CKD 予防	2	89
	骨粗しょう症予防	0	0
	生活習慣病予防 （健診結果説明会）	4	39
合計		9	217

ウ. 集団栄養教育（介護予防事業より再掲）

教室名	教室回数(回)	参加者(人)
「骨折予防教室」における栄養の話	6	95
「膝痛・腰痛を楽にする教室」における栄養の話	6	73
「脳と身体健康度測定」における栄養の話	3	38
アクティブシニアの脳活セミナー	3	38
元気アップ教室（運動器・口腔器機能向上複合型）	2	15
お口元気教室（口腔器機能向上）	4	24
合 計	24	283

【根拠法令等】 健康増進法 介護保険法

③市民の健康づくりの推進（栄養講座・教室、啓発事業）

【目 的】 対象者別に問題点を課題化し、正しい食習慣を啓発する。

【事業実績等】

教室・イベント等	開催場所	対象者	事業内容	参加者数	実施主体
三市民生委員児童委員合同研修会	起雲閣	下田市・伊東市・熱海市 民生委員児童委員	講話	86	三市民生委員児童委員
熱海高校3学年家庭科食育授業	熱海高校	3学年 (3クラス)	授業	73	熱海高校
緑ガ丘幼稚園家庭教育学級	緑ガ丘幼稚園	緑ガ丘幼稚園家庭教育学級生と子	講話	36	緑ガ丘幼稚園家庭教育学級
熱海高校食育講座	熱海高校	全学年	講話	281	熱海高校

多賀小学校 家庭教育学級	多賀小学校 家庭科室	多賀小学校 家庭教育学級生	調理実習 栄養講話	30	多賀小学校 家庭教育学級
熱海市PTA協議 会母親給食委員 会全体会	熱海中学校	各小中学校 委員	ディスカ ッション	20	熱海市PTA協 議会母親給食 委員会
多賀幼稚園 家庭教育学級	多賀小学校 家庭科室	多賀幼稚園 家庭教育学級生	調理実習 栄養講話	13	多賀幼稚園 家庭教育学級
IPPO あじろ園 おにぎり参観	いきいき プラザ	IPPO あじろ 園に通う保護 者	ディスカ ッション 調理実習	5	IPPO あじろ園
泉小中学校 学校保健委員会	泉小中学校	児童・生徒・ 保護者	講話	生徒 40 保護者 5	泉小中学校 学校保健委員会
第一小学校 家庭教育学級	第一小学校 家庭科室	第一小学校 家庭教育学級生	調理実習 栄養講話	10	第一小学校 家庭教育学級

④食育推進事業 「親子で参加！食育体験ツアー」

実施日	内容	開催場所	参加人数
5月21日	・しいたけ狩り体験 ・田植え体験	伊豆山 伊東市池	①親子8組 (17人)
10月1日	・干物づくり体験 ・稲刈り体験	いきいきプラザ 伊東市池	②親子13組 (30人)
11月19日	・味噌作り ・おにぎりパーティー	いきいきプラザ	③親子13組 (30人)

【根拠法令等】健康増進法 食育基本法

⑤ 大人の食育セミナー（健康づくり食生活推進員養成講座）

【目的】 「健康づくり」をテーマに食生活の面から考え、学ぶための教室を開催し、生活習慣病予防の視点、薄れつつある食文化の伝承、食への感謝の念、食の安全性など、今必要といわれる「食育」についての知識を学び、自身の健康に役立てることを目的とする。

また、健康づくり食生活推進員養成のカリキュラムを兼ねていることから、講座修了後には「健康づくり食生活推進員」のボランティア団体への入会を勧め、継続的に食への関心を高め、家族や地域のために活躍できるよう支援することも目的とする。

【対象者】 ア. 一般市民
イ. 食生活を基本とした健康づくりを推進する地域でボランティアに興味がある方

【実施主体】 熱海市

【事業実績】 栄養を主とする講話（10回）、調理実習の講座。講座5回以上の出席者を修了者とし、修了証書を交付する。

指導延人数 122人
(指導実人数及び修了者 : 15人)

【根拠法令等】 健康増進法

⑥ 食育推進会議

【目的】 食育基本法第18条第1項の規定に基づく熱海市食育推進計画の素案及び見直し案の作成並びに食育推進計画に定める施策の実現を目的とする。

【委員構成】 推進会議の委員は、20人以内とし、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- ① 学識経験者② 栄養・食生活関係団体から推薦を受けた者③教育関係団体から推薦を受けた者④ 生産者関係団体から推薦を受けた者⑤ 市職員及び関係行政機関の職員

【実施主体】 熱海市

【事業実績】

日時	内容	参加委員人数
8月5日(金)	第一回食育推進会議 ○委嘱状交付 ○協議事項 ・計画作成の進め方について 他	14
10月17日(月)	第二回食育推進会議(成人部会)	5
10月26日(水)	第二回食育推進会議(子ども部会)	6
11月9日(水)	第二回食育推進会議(高齢者部会)	4
12月22日(木)	第三回食育推進会議 ○部会報告 ○協議事項 ・次期計画「基本的方針」「基本目標」「具体的な施策」案について 他	14
平成29年 1月31日(火)	第四回食育推進会議 ○第三次熱海市食育推進計画素案について 他	12

【根拠法令等】 食育基本法

(8) 健康づくり地区組織活動

① 熱海市健康づくり推進委員連絡会

【目的】 保健予防事業の推進、健康づくりの啓発及び普及等の活動を通じ、市民の健康の保持・増進を図る。

【目的】 保健予防事業の推進、健康づくりの啓発及び普及等の活動を通じ、市民の健康の保持・増進を図る。

【組織】 保健活動推進に熱意があり、各町内会長の推薦を受けて市長が委嘱した者で構成される。

委員数：67名

会長：1名（役員会員より選出）

副会長：2名

ブロック長：10名

広報委員：11名

研修委員：11名

任期：平成27年4月1日～平成29年3月31日

【事業実績】

ア 会議

総会 1回 出席者 40人

役員会 4回 出席者 延人数 29人

広報委員会 3回 出席者 延人数 23人

研修委員会 3回 出席者 延人数 20人

イ 研修会

全体研修会 3回 出席者 延人数 66人

内訳 ・総会後研修会 1回 37人

・健康まつり講演会 1回 9人

・誰がなってもおかしくない糖尿病 1回 20人（他一般参加者 3名）

ウ 事業協力

健診受診キャンペーン 4ヵ所 22人

健康まつり 推進委員コーナー 15人

エ 会議への出席

健康まつり実行委員会 1名

熱海伊東地域医療協議会 1名（平成29年3月31日まで）

食育推進会議 1名（平成28年7月まで）

健康づくり総合推進会議

2名（平成29年5月20日まで）

熱海市歯科保健推進会議

1名（平成29年7月1日まで）

オ 各地区活動

内 容	協 力 委員数	出 席 者
地区体育祭・文化祭での健康チェックコーナー 小山町、和田木、中野、伊豆山、泉、網代、西部で開催	21	449
○各町内会で健康教室開催 12回 ＜内容＞ 健診PR、減塩、病気予防、骨粗鬆症予防、認知症予防 足指力測定と足指体操、ストレッチ、コグニサイズ、 ノルディックウォーク等 ○その他 各町内会での自主活動 上宿町町内会 ストレッチ 週2回（火・木） 有楽町町内会 ストレッチ 毎日 西熱海本町町内会 ストレッチ 週1回（火） 毎週日曜日 伊豆山七尾団地 体操・レクリエーション	12	224
合 計	33	673

【根拠法令等】健康増進法 第4条

② 熱海市健康づくり食生活推進協議会

【目 的】 食生活改善のための普及指導及び、自主活動を活発にし、栄養水準の向上と会員相互の研鑽により、市民の健康保持増進に寄与することを目的とする。

【組 織】 市で行われている健康づくり食生活推進員養成講座を修了された者で構成する。

会員数	：	44人	会 長	：	1人
			副会長	：	2人
			会 計	：	1人
			書 記	：	1人
			会計監査	：	2人

【活動実績】

ア 会議

会か名	開催場所	活動人数
熱海市健康づくり食生活推進協議会役員会	いきいきプラザ	延べ56
熱海市健康づくり食生活推進協議会総会	いきいきプラザ	20 (委任状15)
静岡県健康づくり食生活推進協議会総会	静岡県男女共同 参画センター あざれあ (静岡市)	6

静岡県健康づくり食生活推進協議会 代表者会議	静岡県男女共同 参画センター あざれあ (静岡市)	2
健康づくり食生活推進員活動連絡会	熱海総合庁舎 伊東市役所	延べ6
熱海市歯科保健推進会議	第3庁舎	延べ2
熱海市健康まつり実行委員会	第3庁舎	延べ2
熱海市食育推進会議	第3庁舎	延べ2
熱海市健康づくり総合推進会議	いきいきプラザ	1

イ 研修会、講演会

a. 自主研修・交流会等

実施事業	開催場所	活動人数
自主研修会① ごきぶり団子 調理実習 「カルシウムアップメニュー」	いきいきプラザ	18
自主研修会② 廃油石鹸づくり 研修会「交通安全協会による自転車のルール」 「警察署職員によるオレオレ詐欺予防」	いきいきプラザ	13
自主研修会③（視察研修） キューピー山梨工場 他	山梨方面	17
自主研修会④ 「手作り味噌づくり」 講師 パルシステム静岡 上村令奈 氏	いきいきプラザ	15
自主研修会⑤ 「一年のまとめ」意見交換会	いきいきプラザ	17

b. 全国、県研修会、熱海連絡会合同研修会等

実施事業	開催場所	活動人数
牛乳・乳製品料理講習会 ・講話・調理実習「牛乳・乳製品を使ったメニュー」 講師 とも料理教室 管理栄養士 佐野 ちえみ 氏	いきいきプラザ	16

食育指導者研修会 ・講話 「静岡県経済産業部における食育の取組みについて」 講師 東部農林事務所 地域振興課 主査 太田 麻美子 氏	伊東市役所	12
平成 28 年度 全国食生活改善推進員リーダー中央研修会	ホテル アソシア静岡	2
平成 28 年度全国食生活改善大会・ 第 47 回全国食生活改善推進員協議会大会	静岡 市民文化会館	15

ウ 活動

a. 料理教室

実施事業	開催回数	活動人数	参加者数	備考
男性料理教室	3 回	延べ 19	延べ 47	いきいきプラザ
もりもりクッキング教室	2 回	延べ 7	13 (子ども 10、 大人 3)	・いきいきプラザ ・多賀小学校
おやつ作り教室①	2 回	延べ 11	延べ 29	いきいきプラザ
健康を考える料理教室 (生涯骨太・低栄養・ 高血圧予防)	3 回	延べ 18	延べ 40	いきいきプラザ
キッズ料理教室①～④	4 回	延べ 20	延べ 29	いきいきプラザ
おせち作り料理教室	1 回	7	23	いきいきプラザ
巻き寿司料理教室	1 回	8	15	いきいきプラザ

b. 地域活動（教室）

実施事業	開催場所	活動人数	参加者数
七尾団地あおばサロンにおける健康教室	七尾団地集会所	延べ 16	延べ 160
七尾団地集会所柿落として食事会	七尾団地集会所	6	70

紅葉ガ丘町内会 町内行事・健康教室 「ヘルシーメニュー提供」	紅葉ガ丘公民館	延べ 10	延べ 60
-----------------------------------	---------	-------	-------

c. 地域活動（個人）

上記の教室以外にも、各会員から、ご近所・親戚・友人・知人等の個人への伝達活動が地域で活発に行われています。

d. 食生活改善普及活動

実施事業	開催場所	活動人数	参加者数
熱海市健康まつり ・野菜料理推進・軽食販売 外	第3庁舎	12	120
はつらつキッチンレシピ紹介 毎月19日頃に掲載されるもの	熱海新聞	12	—
	伊豆毎日新聞	12	—

e. 市事業からの委託事業および協力

実施事業	開催場所	活動人数	参加者
大人の食育セミナー (熱海市健康づくり食生活推進員 養成講座)での調理指導	いきいきプラザ	延べ 29	延べ 122

f. 依頼活動

実施事業	開催場所	活動人数	参加者数
インリーダー講習会 料理指導	いきいきプラザ	3	38 (子ども 32、大人 6)
YMCA子ども料理教室	いきいきプラザ	6	34 (子ども 16、大人 18)

g. その他、活動検討会・事業打合せ会等

- 事業打ち合わせ・その他 回 数： 4回
参加人数： 述べ 24人
- 教室役員試作・打ち合わせ 回 数： 8回
参加人数： 述べ 37人
- 教室担当者打合せ 回 数： 15回
参加人数： 延べ 96人

なお、料理教室の前日には、教室のための買い物（教室準備）をしました。

【根拠法令等】食育基本法 健康増進法

4. 介護予防事業（一次予防）

（1）介護予防普及啓発事業

①出前講座

【目的】 生活不活発病（廃用症候群）を未然に防ぐため、衰弱の原因となる「筋力の低下」・「口腔の機能低下」「低栄養」の対応に必要な知識を提供し、健康の保持・増進を図る。

【対象者】 65歳以上の市民

【実施主体】 熱海市

【事業実績】

講座内容	内容	回数 (回)	参加者数 (延べ人数)
身体しゃっきり編 (筋力の低下予防)	湯楽 YOU 楽体操の体験 参加者の身体状況に合わせた方法で ストレッチや大腰筋体操の実技指導	6	103
口元美人編 (口腔の機能低下予防)	口腔衛生の必要性の説明 健口体操の指導	1	30
生命の源・食べる編 (減塩について)	1日に必要な栄養素の説明 減塩について	2	32
生活習慣病予防編 (生活習慣病の予防)	生活習慣病を予防するための留意点 について、日常生活のちょっとした改 善方法を提案する	0	0
介護認定をうけるには編 (介護保険に関すること)	要介護認定の申請からサービス 利用までの一連の流れなどを説明	0	0
その他	認知症予防 超音波骨密度測定 骨粗鬆症予防の講話	22	300
合計		31	465

【根拠法令等】 介護保険法第 115 条の 45

②講演会

【目的】 認知症になっても住み慣れた地域で暮らし続けるためには、認知症を早期に発見し適切な対応をすることのほか地域の方々のサポートが不可欠であることを知り、地域の見守り体制の必要性を認識すること。また、高齢者のみならず、市内の介護に関わる各機関も一緒に学習する機会とする。

【対象者】 65歳以上の市民

【実施主体】 熱海市

【事業実績】

日 時	テーマ・講師	会 場	参加者数(人)
6月6日(月) 13:30~15:00	「認知症早期治療実体験 報告～ボケてたまるか～ (講師)山本 朋史先生 週刊朝日編集委員	起雲閣 音楽サロン	100
9月5日(月) 13:30~15:00	「認知症予防のための脳 活性化コグニサイズ」 (講師)牧迫 飛雄馬先生 国立長寿医療研究センター	南熱海 マリンホール	100

【根拠法令等】介護保険法第115条の45

③脳と身体の元気度測定

【目 的】 健康管理に関心を持ってもらうとともに、自身の健康づくりに前向きに取り組むための情報を提供し、実行できるように支援する。

【対 象 者】 65歳、70歳の市民

【実施主体】 熱海市

【内 容】 質問紙による歯周疾患検診と歯科衛生士による説明と指導
タッチパネル式認知機能テスト
身体能力テストと結果説明および体操の紹介
栄養士による血管を守る食事の摂り方の講義

【事業実績】

日 程	時 間	会 場	参加者数(人)
5月10日(火)	午前10時～午後4時 (個別対応：1人約30分)	いきいきプラザ5階	22
5月24日(火)	午後1時30分～3時45分	いきいきプラザ2階	12
9月7日(水)	午前10時～午後4時 (個別対応：1人約30分)	いきいきプラザ5階	18
9月21日(水)	午後1時30分～3時45分	いきいきプラザ2階	11
1月13日(金)	午前10時～午後4時 (個別対応：1人約30分)	いきいきプラザ5階	18
1月20日(金)	午後1時30分～3時45分	いきいきプラザ2階	15
合 計			96

【根拠法令等】介護保険法第115条の45

④骨折予防教室

【目 的】 女性は閉経後に女性ホルモンの減少にともない骨量が減少し、男性は高齢化によっておきる骨の形成不全や腸のカルシウム吸収能力の低下、疾患、過剰な飲酒、喫煙等から骨粗鬆症になりやすい。弱くなった骨の上、さらに筋力低下に伴い転倒しやすくなるため、転倒による骨折を起こす可能性が高くなる。筋力維持や、転倒しない環境づくりの方法を学ぶ事で転倒を予防する。

【対象者】 65歳以上の市民

【実施主体】 熱海市

【内容】 骨密度測定と結果説明

栄養士による栄養講習「これだけは食べよう」

転倒リスクと予防についての講義

ストレッチの実技

【事業実績】

日程	時間	会場	参加者数 (人)
平成29年2月27日(月)	午前10時～正午	泉公民館	6
	午後1時30分～3時30分	いきいきプラザ	15
平成29年2月28日(火)	午前10時～正午		14
	午後1時30分～3時30分	網代公民館	27
平成29年3月6日(月)	午前10時～正午	上多賀会館	26
	午後1時30分～3時30分	南熱海支所	7
合計			95

【根拠法令等】 介護保険法第115条の45

⑤膝痛・腰痛を楽にする教室

【目的】 膝や腰の痛みが原因で思うように歩けず、日常生活に支障をきたす場合がある。下半身の筋力低下、身体のバランスが崩れる等により、関節の変形や軟骨のすり減りがおこり、膝痛・腰痛の原因になっている。ストレッチ・筋力トレーニングを始めとしたセルフケア方法を学び、日常生活に取り入れるために必要な知識を提供し、健康の保持・増進を図る。

【対象者】 膝痛・腰痛があり、医者から運動を勧められている65歳以上の市民

【実施主体】 熱海市

【内容】 膝痛・腰痛がおこるメカニズム、体重コントロールの仕方の講義
体力測定と結果説明
ストレッチと筋力トレーニングの実技

【事業実績】 (1クール5日間)

日程	時間	会場	参加者数(延べ人数)
5月教室	午後1時30分 ～3時30分	いきいきプラザ	86
6月教室		マリンホール	59
8月教室		泉公民館	34
10月教室		いきいきプラザ	80
11月教室		南熱海支所	47
平成29年2月教室		いきいきプラザ	57
合計			363

【根拠法令等】 介護保険法第115条の45

⑥からだの軸を鍛える教室

【目 的】 自分の身体状態を主体的にとらえ、ストレッチ方法と体幹筋力アップの方法を習得し、柔軟性と身体の軸（コア）の筋力をつけることにより、ケガをしにくく活動的な生活を行えるように支援する。

【対 象 者】 活動的な生活を行っているが、運動の種類を増やしたい、効率よく運動したい、メンテナンスの仕方を見直したいと思っている 65 歳以上の市民

【実施主体】 熱海市

【内 容】 健康管理の仕方についての講義
姿勢のチェックを行い、ストレッチ・身体の軸を鍛える体操の実技

【事業実績】（1クール：4日間）

日 程	時 間	会 場	参加者数(延べ人数)
6 月教室	午後 1 時 30 分 ～午後 3 時 30 分	いきいきプラザ	69
10 月教室		マリンホール	39
平成 28 年 1 月教室		いきいきプラザ	53
合 計			161

【根拠法令等】 介護保険法第 115 条の 45

⑦疲れにくい身体をつくる教室

【目 的】 正しい姿勢が維持できるように姿勢の保持に必要な筋力をつけ、活動が制限されることを改善する。

【対 象 者】 目を開けたまま 5 秒片足保持ができない又は 15 分の継続歩行で疲労を感じる 65 歳以上の市民

【実施主体】 熱海市

【内 容】 健康づくりに関する講話
体力測定と姿勢のチェック
ストレッチ、筋力トレーニングの実技、ノルディックウォーク

【事業実績】（1クール：4日間）

日 程	時 間	会 場	参加者数(延べ人数)
4 月教室	午前 10 時～正午	マリンホール	13
6 月教室		いきいきプラザ	29
11 月教室	午後 1 時 30 分～午後 3 時 00 分	いきいきプラザ	15
平成 29 年 1 月教室		南熱海支所	12
3 月教室	午前 10 時～正午	いきいきプラザ	17
合 計			86

【根拠法令等】 介護保険法第 115 条の 45

⑧転ばない身体をつくる教室

【目 的】 下肢の筋力・柔軟性をアップさせるトレーニングやバランス機能の向上を図ることによって、自らが転倒を予防できる身体づくりを支援する。

【対 象 者】 この1年間で転んだことがある、又は転びそうになったことがある65歳以上の市民

【実施主体】 熱海市

【内 容】 転倒予防に関する講話
体力測定と結果説明
ストレッチ、筋力トレーニングの実技

【事業実績】 (1クール：4日間)

日 程	時 間	会 場	参加者数 (延べ人数)
4月教室	午後1時30分～午後3時30分	マリンホール	18
6月教室	午後1時30分～午後3時30分	いきいきプラザ	29
11月教室	午前10時～正午	いきいきプラザ	36
平成29年1月教室	午前10時～正午	南熱海支所	16
2月教室	午後1時30分～午後3時30分	いきいきプラザ	36
合 計			135

【根拠法令等】 介護保険法第115条の45

⑨アクティブシニアの脳活セミナー

【目 的】 生活習慣病予防や脳機能、口腔機能の向上を図り、認知症予防の方法を自らが実践できるように支援する。

【対 象 者】 65歳以上の市民

【実施主体】 熱海市

【事業実績】 (1クール5日間)

日 程	時 間	会 場	参加者数 (延べ人数)
4月教室	午後1時30分～午後3時	泉公民館	44
8月教室		南熱海市所	39
12月教室		いきいきプラザ	91
合 計			174

【根拠法令等】 介護保険法第115条の45

⑩ 個別相談

【目 的】 生活不活発病（廃用症候群）を未然に防ぐため、個人の状況に応じた方法を助言する。

【対 象 者】 市民

【実施主体】 熱海市

【事業実績】 成人事業の個別相談件数を含む

【根拠法令等】 介護保険法第 115 条の 45

⑪ 健幸チャレンジ事業

【目 的】 生活習慣改善の動機付けと定着化につなげる。

【対 象 者】 40 歳以上の市民

【実施主体】 熱海市

【事業実績】 申請者 393 人 100 ポイント到達者 18 人 200 ポイント達成者 129 人

【根拠法令等】 介護保険法第 115 条の 45

(2) 地域介護予防活動支援事業

① 湯楽 YOU 楽体操啓発事業

【目 的】 健康体操の存在を市民に知ってもらい、自らの健康づくりに役立てる。

【対 象 者】 市民

【実施主体】 熱海市

【事業実績】 (市民向け教室形式)

団 体	場 所	回数 (回)	参加者数 (延べ人数)
さくら会	自然郷	43	338
上宿町町内会	上宿町	20	209
友遊サロン	西熱海集会所	43	448
泉	グランベルテ	46	1,518
湯楽クラブ	福祉センター 4F	46	147
ひまわり	銀座町	43	774
上多賀体操クラブ	上多賀	41	790
	山手町	24	192
サロン 19 箇所	市内各地区	652	10,171
合 計		958	14,587

【根拠法令等】 介護保険法第 115 条の 45

② げんきひろめ隊養成講座

【目 的】 高齢者の転倒や運動器の機能低下を予防するために「湯楽 YOU 楽体操」を市民にひろめるなど、自分自身だけでなく地域の健康づくりに取り組む。

【対 象 者】 地域住民の体力維持と向上のために、生涯スポーツとして体操の普及、指導に関心があり、終了後地域で活動できる人

【実施主体】 熱海市

【内 容】 健康体操の目的と効果、「げんきひろめ隊」としての役割、運動時の安全管理、活動するときに気をつけることについての講義
体力測定、湯楽 YOU 楽体操の実技

【事業実績】

日 程	時 間	会 場	参加者数 (人)
8月25日(木)	午後1時30分～午後3時30分	いきいきプラザ	8
9月1日(木)			8
9月8日(木)			8
9月12日(月)			8
合 計			32

【根拠法令等】 介護保険法第115条の45

③ げんきひろめ隊スキルアップ講座

【目 的】 地域で高齢者の健康づくりをサポートするために必要な情報を取得する。

【対 象 者】 げんきひろめ隊養成講座の修了者

【実施主体】 熱海市

【事業実績】 (各日程午後1時30分～3時30分 いきいきプラザで実施)

日 程	内 容	参加者数 (人)
4月25日(月)	講義：熱海市の高齢者の現状 実技：膝痛腰痛がある人の運動指導	32
5月23日(月)	講義：認知症の初期症状と対応方法 実技：コグニサイズ	33
6月27日(月)	講義：綺麗な姿勢を保つメリット 実技：姿勢を保つ運動指導	27
7月25日(月)	講義：歯周病と生活習慣病との関わり 実技：口腔・顔面の筋力アップ	23
8月22日(月)	講義：介護保険制度について 実技：ロコモを防ぐ運動	19
9月26日(月)	講義：歩くことの勧め 実技：ノルディックウォーク	23
10月5日(水)	講義：熱海市の高齢者の現状 実技：膝痛腰痛がある人の運動指導	11
11月2日(水)	講義：認知症の初期症状と対応方法 実技：コグニサイズ	10

12月7日(水)	講義：歯周病と生活習慣病との関わり 実技：口腔・顔面の筋力アップ	10
1月11日(水)	講義：綺麗な姿勢を保つメリット 実技：姿勢を保つ運動指導	10
2月1日(水)	講義：歩くことの勧め 実技：ノルディックウォーク	13
3月1日(水)	講義：介護保険制度について 実技：ロコモを防ぐ運動	12
合 計		223

【根拠法令等】介護保険法第115条の45

④ サロン支援

【目 的】 サロンで行う運動メニューを指導するほか、市民が地域でサロンを実施する際必要なことを検討する。

【対 象 者】 中央サロン

【実施主体】 熱海市

【事業実績】

日 程	内 容	参加者数(人)
5月2日	運動講座①	16
5月16日	歯の健康	13
10月3日	運動講座②	13
11月7日	運動講座③	12
合 計		54

【根拠法令等】介護保険法第115条の45

5. 結核予防・予防接種事業

(1) 結核健康診断

【目 的】 結核の予防及び結核患者に対する適正な医療の普及を図ることによって、結核が個人的にも社会的にも害を及ぼすことを防止する。

【対 象 者】 40歳以上の市民

但し、事業者に雇用されている労働者・施設入所者を除く

※平成17年度 結核予防法の一部改正により結核健康診断の対象年齢が65歳以上となった。しかし、熱海市の結核事情等により40歳からを対象とした。

【実施状況】 6～7月の2か月間、熱海市医師会に委託して実施。(市内10医療機関)

受診者 5,832名(内住登外(東北被災者)1名含む)

異常なし 5,757名(内住登外(東北被災者)1名含む)

過労にならぬよう、過ごすこと 64名

再検査 9名(3か月後再検査8名・6か月後再検査1名)

要精密検査 2名

【根拠法令等】 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律

(2) 静岡県結核予防婦人会熱海支部

【目的】 結核は、今なおわが国最大の感染症であるにもかかわらず、「結核は過去の病気」とする意識があるため、受診・診断の遅れを招き、集団感染を多発させている。

静岡県結核予防婦人会熱海支部は、結核予防対策の推進力となり、結核の撲滅に協力し、併せて公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。

【組織】 結核予防に関心があり、結核予防婦人会の活動の趣旨に賛同する者で構成する。

会員数：36名

支部長：1名(理事より選出)

副支部長：2名

会計：1名

会計監査：2名(理事を兼ねる)

理事：30名(会計監査2名を含む)

会員：1名

顧問：1名

【活動内容・実績】

① 理事会等

区分	平成28年度	平成27年度
理事会	6回	6回
役員会	5回	5回
研修会等	9回	8回

② 複十字シール募金運動

結核や肺がんその他の胸部に関する疾患をなくし、健康で明るい社会を作るため、これからの病気に対する知識の啓発と予防意識の高揚を図るとともに、事業資金を造成することを目的に、各町内会の協力を得て実施している。

・町内会

実施期間 平成28年7月19日～平成28年10月31日

募金金額 478,640円

・事業所

実施期間 平成 28 年 7 月 19 日～平成 28 年 8 月 9 日（熱海市役所）
平成 28 年 9 月 27 日～平成 28 年 10 月 7 日（熱海保健所）

募金金額 19,517 円（熱海市役所）
1,869 円（熱海保健所）

・その他

日 時 平成 28 年 10 月 23 日（健康まつり）
募金金額 1,000 円

③ 結核予防街頭キャンペーン

結核予防週間（9 月 24 日～9 月 30 日）の活動の一環として、街頭 PR を行い、結核についての啓蒙・普及に努める。

日 時：平成 28 年 9 月 27 日（火）

場 所：清水橋・マックスバリュエクスプレス熱海多賀店駐車場

配布物：チラシ、パンフレット、粗品

募金金額：12,563 円

（3）予防接種法による事業（予防接種）

【目 的】 伝染の恐れがある疾病の発生及びまん延を予防するために予防接種を行い、公衆衛生の向上及び増進に寄与するとともに、予防接種による健康障害の迅速な救済を図る。

【実施状況】

予防接種名	対象年齢	接種条件・回数	対象者数	実施者数
ヒブワクチン	生後 2 か月～5 歳未満	初回 3 回 (4～8 週間隔) 追加 1 回	116	1 回目 125 2 回目 120 3 回目 126 追加 114
小児肺炎球菌 ワクチン	生後 2 か月～5 歳未満	初回 3 回 (27 日以上の間隔) 追加 1 回	116	1 回目 125 2 回目 121 3 回目 128 追加 107
B 型肝炎	生後 2 か月～1 歳未満	3 回	116	1 回目 100 2 回目 85 3 回目 23
B C G	生後 3～1 歳未満	1 回	116	122
四種混合	生後 3～90 か月	初回：3～8 週間隔で 3 回 追加：1 回	116	1 回目 124 2 回目 133 3 回目 128 追加 140

不活化ポリオ	生後 3～90 か月	初回：3～8 週間隔で 3 回 追加：1 回	四種混合 対象者に 含まれる	1 回目 0 2 回目 1 3 回目 0 追加 1
麻しん及び風し ん混合 (MR)	1 期：生後 12～24 か月 2 期：小学校就学前 1 年間にある者	1 期：1 回 2 期：1 回	124 187	1 期 109 2 期 166
水痘	生後 12～36 か月	2 回	121	1 回目 106 2 回目 105
日本脳炎	1 期初回・追加 生後 36～90 か月 2 期 9 歳及び高校 3 年生	1 期初回：1～4 週間隔で 2 回 1 期追加：初回 2 回目実施後 翌年に 1 回 2 期：1 回	170 406	1 回目 153 2 回目 146 追加 135 2 期 108
ジフテリア 破傷風 2 期	小学 6 年に相当する 年齢の児童	3 種混合 3 回以上実施した者 が、1 回実施	176	139
インフルエンザ	65 歳以上の者 60～64 歳 (※身障 1 級)	1 回実施	18, 129 7	6434 7
高齢者肺炎球菌	年度内に 65・70・75・ 80・85・90・95・100 歳 に達する者 60～64 歳 (※身障 1 級)	1 回実施	3861 0	1226 0
子宮頸がん	中学 1 年に相当する 年齢の女子	3 回実施	0	0

【根拠法令等】 予防接種法

【実施主体】 熱海市

※60～64 歳までの高齢者肺炎球菌・インフルエンザ予防接種の対象者である「身障 1 級」とは、『心臓・腎臓・呼吸器の機能、又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により身障手帳 1 級を取得している者』である。

※子宮頸がんワクチン接種は平成 25 年 6 月から「積極的な接種勧奨の見合わせ」を行っている。

※平成 26 年 10 月 1 日より、水痘予防接種 (A 類) と高齢者肺炎球菌予防接種 (B 類) が定期接種として実施。

(4) 予防接種法以外による事業 (予防接種)

① 成人の風しん・MR 予防接種費用の一部助成事業

【目的】 任意で風しん予防接種を受けた者に対し、その費用を助成することにより風しんの流行拡大による先天性風しん症候群発生を防止し、市民の健康の確保を図る。

【実施状況】 28 年度実施 10 名 (MR 8 名 風しん 2 名)

【実施主体】 熱海市

6. 熱海市救急医療事業

(1) 熱海市救急医療事業

【目的】 市内において発生した交通事故及び急患等に対しての救急医療業務を行う。

また、市内医療機関診療時間外に発生した外来診療を要する急病患者及び消防署救急隊又はこれに準ずる方法により搬送された入院治療を要する重症患者に対しての救急医療業務を行う。

【実施医療機関】 医療機関市内3病院による輪番当番制にて実施

(熱海所記念病院・国際医療福祉大学熱海病院・南あたま第一病院)

【診療体制】 午前8時30分～翌日午前8時30分(24時間体制)

平成28年度 市内3病院における救急患者診療報告数

	患者人数										小児	合計	総計
	市内住居者			その他			小計						
居住及びその他 昼夜別	昼間	深夜	時間外	昼間	深夜	時間外	昼間	深夜	時間外				
救急車	739	282	475	360	167	322	1,099	449	797	89	2,434	7,275	
その他	839	334	986	537	247	597	1,376	581	1,583	1,301	4,841		

(診療科目別再掲)

	外来にて帰宅					入院					その他	合計
	内科	小児	外科	その他	計	内科	小児	外科	その他	計		
救急車	661	76	336	380	1,453	487	6	200	226	919	58	2,430
その他	1,695	1,286	947	651	4,579	131	18	49	66	264	2	4,845
計	2,356	1,362	1,283	1,031	6,032	618	24	249	292	1,183	60	7,275

(当番日数：365日)

※ 昼間とは 8:30～17:00

深夜とは 22:00～6:00

時間外とは 17:00～22:00、6:00～8:30

(2) 救急の日イベント

【目的】 「救急の日」及び救急週間に加え外来受診が急増する冬季前に、救急医療に関する情報の発信、適正な救急医療の利用、救急隊の活動についてPRし、市民に対し救急医療の重要性及び適切な利用について理解を促す。

日 時：平成28年9月9日（金）

場 所：いきいきプラザ7階多目的ホール

【実施主体】 熱海所記念病院、国際医療福祉大学熱海病院、南あたみ第一病院、熱海医師会、熱海市消防本部、熱海市

予定時刻	プログラム
13:30 ~ 14:10	<p>■ 救急医療講演会</p> <p>[講師] 熱海所記念病院 脳神経外科部長 阿南 英典</p> <p>『脳卒中について』</p>
14:20 ~ 15:30	<p>■ 救急救命講習会（熱海市消防本部）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 熱海市の救急 現状と課題 ・ 救急救命講習（AED含む） ・ 適切な救急利用

【参加者】40名

(3) 初島診療所

【目的】 離島における医療の確保を図るため、診療所を設置し、島民の健康保持・増進、また診療所に外来する患者に対して診療業務を行う。

【施設概要】

名 称	熱海市初島診療所	所在地：熱海市初島217番地3
設 置 者	熱海市長	管理者：谷口恒義
診療開始日	昭和37年4月1日	
建物の概要	鉄筋コンクリート造3階建 1階の一部 敷地面積97.53㎡ 建物面積97.00㎡ 診療室・事務室（薬剤室を含む）・待合室・医師看護師宿泊施設	
診療科目	内科・小児科・外科	
従 事 者	医師1名（医師会派遣医師）・准看護師1名（熱海市パート職員）	
診 療 日	水曜日・土曜日 午後 医師による出張診療	
休 診 日	木曜日・日曜日・祝祭日・年末年始（12月29日～1月3日）	

【利用実績】（平成28年度内訳）

診療月	診察日数	受診者数	内訳（住民）	内訳（観光客等）
4月	9	23	19	4
5月	7	31	30	1
6月	9	26	24	2
7月	9	32	28	4
8月	9	27	24	3
9月	8	18	14	4
10月	9	22	22	0
11月	8	44	41	3
12月	8	27	27	0
1月	8	19	17	2
2月	7	12	12	0
3月	9	16	13	3
合計	100	297	271	26
月平均	8.3	24.8	22.6	2.2

【緊急時の対応】

救急患者発生時の対応として、初島漁協より緊急船を借り上げ、二次救急医療機関へ搬送している。更に二次・三次救急への緊急搬送を必要とする患者が発生した場合に備え、消防署との連携のもと、東部ドクターヘリでの搬送体制が確立されている。

平成28年度の実績は、緊急船での搬送は13件（うち3件は、初島診療所パート職員同乗）、ドクターヘリでの搬送4件。

【実施主体】 熱海市

第 9 章

社会福祉法人

熱海市社会福祉協議会

第9章 社会福祉法人 熱海市社会福祉協議会

1. 熱海市社会福祉協議会の概要

【根 拠】 社会福祉法（平成12年法律第111号）
第10章地域福祉の推進 第2節社会福祉協議会

【目 的】 熱海市における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の増進を図ることを目的とする。

設 立 年 月 日 昭和26年10月 1日

法人の認可年月日 昭和43年 3月11日

【財 源】 各種の福祉活動を進めるための財源は、市民からの社協会費、寄付金、共同募金の配分金、県・市の補助金、介護保険収入等によって賄われる。市民の方々の社協に対する寄付金については、税法上の優遇措置がある。

年間会費 普通会员 1口 300円

賛助会員 1口 1,000円

特別賛助会員 1口 10,000円

【会 員】

【会員数及び会費収入の推移】

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
普通会员	6,864口	7,279口	6,356口	6,328口	5,910口
	2,112千円	2,198千円	1,915千円	1,906千円	1,773千円
賛助会員	612口	532口	483口	470口	431口
	612千円	532千円	483千円	470千円	431千円
特別賛助会員	160口	176口	165口	163口	172口
	1,600千円	1,760千円	1,630千円	1,630千円	1,720千円
合 計	8,387口	7,652口	7,004口	6,812口	6,513口
	4,544千円	4,486千円	4,048千円	4,006千円	3,924千円

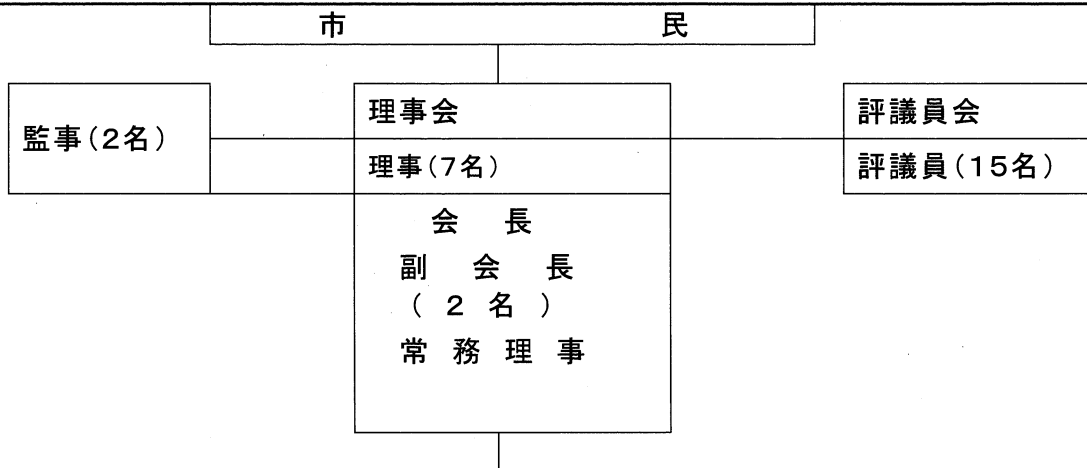
【社会福祉協議会の組織】

所在地 熱海市中央町1番26番 熱海市総合福祉センター内
 事務局：0557-86-6339・6340

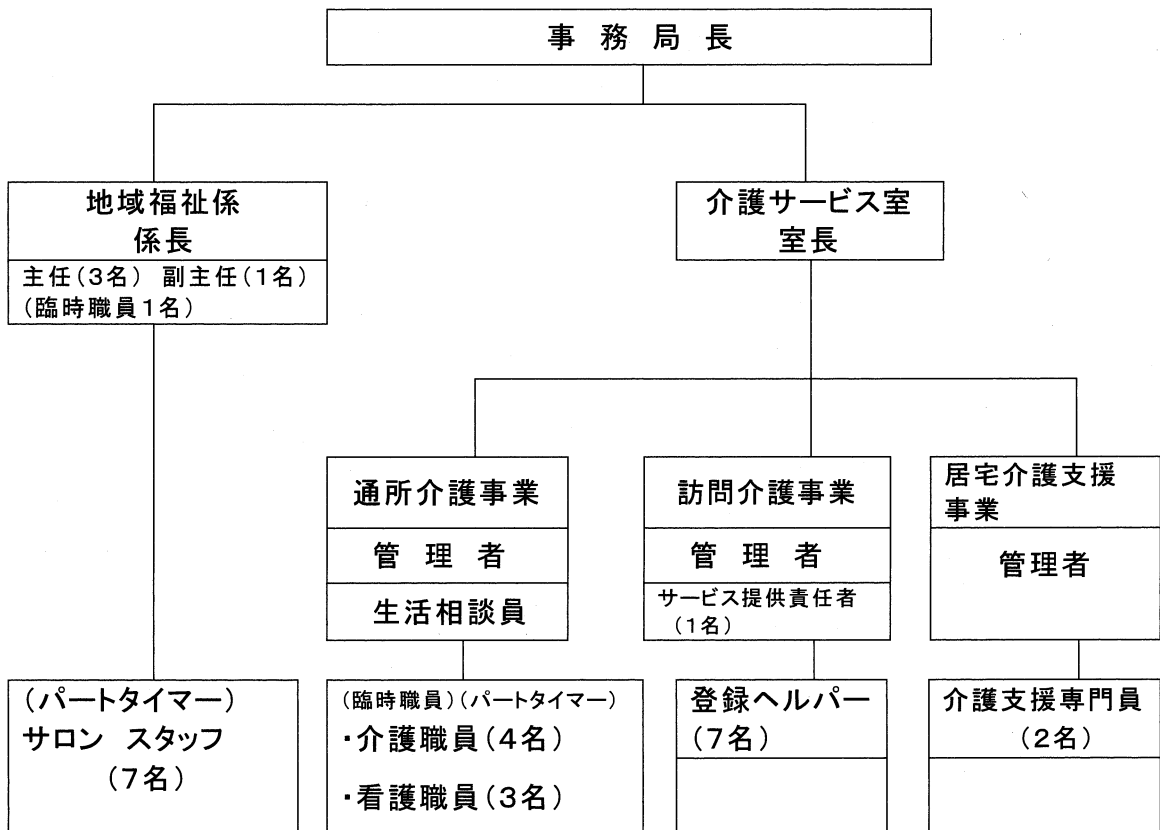
所在地 熱海市清水町23番12号 NTT第2ビル
 居宅介護支援事業所（2階）：86-1112
 訪問介護事業所 （2階）：86-1113
 通所介護事業所 （デイサービス湯ったり館）：84-1165

（平成29年6月末現在）

【熱海市社会福祉協議会 組織・職員配置図】



【事務局】（職員数：7名）



【理事会・評議員会】

(単位：回)

区分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
理 事 会	4	4	5	4	7
評 議 員 会	3	3	2	2	4
共同募金配分委員会	1	1	1	1	1

【社会福祉協議会予算額及び決算額】

平成 28 年度決算

(単位：千円)

勘定科目		本部拠点区分	介護拠点区分	合計
3, 事 業 活 動 に よ る 収 入	収入			
	会費収入	3,944		3,944
	寄附金収入	20,756		20,756
	経常経費補助金収入	20,141		20,141
	受託金収入	19,756	216	19,972
	貸付事業等収入	82		82
	事業収入	5,308		5,308
	負担金収入		3,854	3,854
	介護保険事業収入		80,081	80,081
	障害者福祉サービス等収入		3,472	3,472
	受取利息配当金収入	63	7	70
	その他の収入	260	40	300
《事業活動収入計》(1)		70,310	87,670	157,980
支 出	支出			
	人件費支出	36,138	60,633	96,771
	事業費支出	4,812	10,686	15,498
	事務費支出	2,126	9,120	11,246
	貸付事業支出	54		54
	共同募金配分金事業費	2,601		2,601
	助成金支出	369		369
	負担金支出		3,854	3,854
	徴収不能額	100		100
《事業活動支出計》(2)		46,200	84,293	130,493
《経常活動資金収支差額》(3) = (1) - (2)		24,110	3,377	27,487
《施設整備等資金収支差額》(4)		0	0	0
その他の活動収支差額(5)		△1,910	△1,989	△3,899
当期末繰越活動収支差額(6) = (3) + (4) + (5)		22,200	1,388	23,588
前期末支払資金残高(7)		15,120	26,382	41,502
当期末支払資金残高(8) = (6) + (7)		37,320	27,770	65,090

平成29年度予算

(単位：千円)

勘定科目		本部拠点区分	介護拠点区分	合計
事業活動による収入	会費収入	3,924		3,924
	寄附金収入	620		620
	経常経費補助金収入	19,772		19,772
	受託金収入	22,004	195	22,199
	貸付事業等収入	280		280
	事業収入	4,870		4,870
	負担金収入	5,705	3,918	9,623
	介護保険事業収入		84,233	84,233
	障害者福祉サービス等収入		2,799	2,799
	受取利息配当金収入	31	10	41
	その他の収入	205	105	310
	《経常活動収入計》(1)	57,411	91,260	148,671
事業活動による支出	人件費支出	38,431	64,747	103,178
	事業費支出	5,862	10,792	16,654
	事務費支出	2,144	9,728	11,872
	貸付事業支出	275		275
	共同募金配分金事業費	2,736		2,736
	助成金支出	369		369
	負担金支出	5,705	3,918	9,623
	流動資産評価損による資金減少額	5		5
《経常活動支出計》(2)	55,527	89,185	144,712	
《経常活動資金収支差額》(3) = (1) - (2)	1,884	2,075	3,959	
《施設整備等資金収支差額》(4)		△202	△202	
その他の活動収支差額(5)	△1,884	△1,873	△3,757	
当期末繰越活動収支差額(6) = (3) + (4) + (5)	0	0	0	
前期末支払資金残高(7)	12,355	30,871	43,226	
当期末支払資金残高(8) = (6) + (7)	12,355	30,871	43,226	

(1) 広報紙の発行

【目的】 市民に社会福祉に対する理解と協力を得るため、社協が中心に実施している、事業の活動状況をお知らせしている。

- 1 広報紙「社協だより発行」 21,000部×1回/年(全世帯配布)
2,500部×5回/年(組回覧)
- 2 ホームページによる情報の提供 (最新情報の発信)

(2) 高齢者料理教室(年6回開催)

【目的】 高齢者に「バランスの取れた食事」の作り方を楽しみながら覚えて頂く事を目的にボランティアスタッフ(市給食調理員OG)の協力により行っている。

開催日程	会場	参加者数
5月24日	いきいきプラザ 調理室	16名
7月20日	いきいきプラザ 調理室	17名
9月27日	いきいきプラザ 調理室	17名
11月7日	網代公民館 調理室	12名
12月6日	いきいきプラザ 調理室	10名
2月21日	いきいきプラザ 調理室	19名
合計	6会場	91名

(3) サマーショートボランティア

【目的】 夏休みを利用して市内中学生を対象に福祉の体験活動を行うことにより、若年層の福祉力の養成、さらに思いやりの心の育成を図る。

【実績】 (単位：人)

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
参加人数	127	164	187	152	207

(4) ボランティアセンター（ボランティアビューロー）

【目的】 ボランティア団体が相互の連携と他団体との連絡調整を図ることにより、福祉の増進と地域福祉の進展に寄与し、ボランティア活動の円滑化と明るく住みよい社会をつくることを目的としている。

【事業内容】 ボランティアの育成や斡旋を行なっている。

【登録状況】 (単位：人 団体)

		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
登録者数	個人	19	16	13	12	23
	団体	13	8	8	8	8
斡旋件数	件	8	11	11	7	19
ボランティアビューローの利用(延べ)	回数	32	32	48	48	48
	人数					

(5) 地域福祉活動

①「福祉まつり」の開催

【目的】 市民の福祉意識の啓発・向上を図るため、福祉団体、福祉施設、熱海高校生等のボランティアの協力を得て、毎回テーマを決め、南熱海マリンホールで開催する。

(単位： 団体数)

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
実施日	9 月 15 日	11 月 30 日	11 月 8 日	11 月 21 日	10 月 29 日
参加団体数	3 2	3 2	3 2	3 3	3 1

②はつらつサロン（市受託事業：生きがい活動支援通所事業）

【目的】 閉じこもりがちな高齢者の生きがいづくり・健康増進・仲間づくりの場を提供する。

(単位：人)

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
参加延べ数	1, 6 5 4	1, 4 2 3	1, 2 2 5	1, 5 5 0	1, 5 8 9

③フレッシュサロン事業

【目的】 社協事業の理念である「地域での支え合い」の展開を図るため、町内会等の協力を得て、介護予防運動で健康維持等コミュニケーションづくりを進める上での基本事業と位置付け開催している。

【実施状況】

(単位：人)

開催地区 (開催日時)	利用者数 (延べ人数)				
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
網代 (毎週水曜日)	5 7 3	7 0 9	7 5 5	6 3 6	7 1 0
南熱海 (毎週木曜日)	7 4 3	7 4 3	8 8 3	7 6 7	6 3 1
中野 (毎週木曜日)	5 8 2	5 1 9	5 5 3	4 3 8	4 4 1
熱海 (毎週木曜日午前)	8 5 0	8 7 5	7 1 6	8 8 4	8 2 2
熱海 (毎週木曜日午後)	7 9 7	7 9 5	3 3 2	—	—
熱海 (毎週金曜日午前)	1, 1 5 7	1, 1 1 0	1, 1 6 0	9 6 1	8 7 0

熱海 (毎週金曜日午後)	—	—	814	928	958
伊豆山 (毎週火曜日)	478	472	292	346	381
泉 (毎週火曜日)	585	638	572	528	723
咲見 (毎週火曜日)	—	—	181	—	—
合 計	5,821	5,831	6,258	5,488	5,536

④ふれあい・いきいきサロン

【目 的】 お年寄りの心身の健康維持、生きがいづくり、引きこもりの防止等を目的に、住まいのより近くで気軽に参加できる地域サロンを開催する。

【運 営】 地域の利用者とボランティア相互の話し合いにより運営する。

【実施状況】

(単位：人)

開催地区 (開催日時)	利 用 者 数 (延 べ 人 数)				
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
上多賀サロン (毎週金曜日)	672	882	1,450	1,160	1,188
つつじガ丘サロン (第2・4木曜日)	134	132	120	144	84
和田木サロン (第1・2・3月曜日)	768	735	850	560	585
小山サロン (第1・3木曜日)	140	142	休会	休会	休会
下多賀サロン (第2・4木曜日)	295	338	384	384	336
紅葉ヶ丘サロン (第1・3木曜日)	120	休会	休会	休会	休会
西山サロン (第1・3火曜日)	264	198	312	288	168
あおばサロン (第2・4水曜日)	360	264	312	360	198
伊豆山浜サロン (第3月曜日)	216	192	216	204	216
熱海中央サロン (第1月曜日)	132	242	198	312	209
桃山台サロン (第3火曜日)	60	72	60	72	48
網代ふれあいサロン (第3火曜日)	—	—	242	252	223
合 計	3,161	3,197	4,144	3,736	3,255

(6) ふれあい福祉相談事業（総合福祉センター4階相談室）

【目的】 社会福祉協議会では、市民の皆様の身近な相談所として福祉総合相談窓口を開設している。

【相談の状況】

(単位：件)

区 分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
開設回数	2 5 5	2 5 5	2 5 4	2 4 9	2 4 6
相談件数	1 2 9	1 5 0	1 8 2	2 9 1	1 3 7

【相談の内容】

(単位：件)

区 分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
生 計	8 6	1 1 0	1 1 0	2 0 9	8 3
健康・医療	1	0	0	3	0
住 宅	0	0	0	1 1	1
老人福祉	0	0	0	0	0
家 族	0	0	0	0	2
心身障害者福祉	0	0	0	0	0
ボランティア	1	1	0	1	2
介 護	1	0	2	2	0
精神・保健	0	0	0	0	0
財産（相続）	0	0	0	0	0
債 務	4	1 8	1 8	6	6
自立支援事業	1 3	3 3	4 1	3 2	2 6
社会貢献	1	1	0	1	1
その他	1 1	1 0	2 9	2 6	2 6
合 計	1 2 9	1 5 0	1 8 2	2 9 1	2 9 1

(7) 居宅介護支援事業（ケアプラン作成）

利用者やその家族の意向、希望に寄り添いながら適切なケアプラン作成、サービスの情報提供を行います。

・ケアプラン作成人数 1, 2 2 5 人 （平成 27 年度 1, 2 4 8 人）

(8) 訪問介護事業（ホームヘルプサービス）

(ア) ケアプランに基づき、利用者宅を訪問し介護サービスを行います。

・利用者人数 年間延べ 4, 9 4 5 人 （実利用者数 6 3 9 人）

（平成 27 年度 延べ 5, 4 6 5 人（実利用者数 6 6 2 人））

(イ) 生活管理指導 (市より受託事業)

社会適応が困難な高齢者や介護保険の認定には至らないが、一部日常生活の指導の必要がある方に支援を行います。

- ・利用者人数 延べ 146人 (実利用者数 40人)
(平成27年度 延べ 353人 (実利用者数 80人))

(ウ) 障害福祉サービス (障害者自立支援事業)

ケアプランに基づき、利用者宅を訪問し介護サービスを行います。

- ・利用者人数 延べ 929人 (実利用者数 164人)
(内訳 移動支援 12人・福祉サービス 170人)
(平成27年度 延べ 1,076人 (実利用者数 144人))

(9) 通所介護事業 (デイサービス)

ケアプランに基づき「小麦田湯ったり館」においてデイサービスを行います。

- ・利用者人数 延べ 4,979人 (実利用者数 565人)
1日平均利用者数 16.12人
(平成27年度 延べ 1,076人 (実利用者数 144人))

(10) 社会福祉大会

【目的】 社会福祉の向上を目指し、多年にわたり福祉事業及び福祉活動の推進に功労のあった人々に感謝を顕わすため毎年開催している。

昭和62年から熱海市と共催で実施している。

【会場】 熱海市総合福祉センター2階

【実績】 開催日 平成28年10月25日

【被表彰者状況】

(単位：人、団体)

区 分		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
大会会長表彰状	個人	11	10	1	20	14
	団体	13	0	15	0	0
大会会長感謝状	個人	7	5	6	5	5
	団体	0	0	0	0	0
社協会長表彰状	個人	24	22	40	30	18
	団体	3	3	3	2	2

社協会長感謝状	個人	4	1	1	3	2
	団体	1	2	2	2	2

(11) 赤い羽根共同募金

【目的】 共同募金は、昭和22年に民間の社会福祉事業の財源を補う必要から国民たすけあいの精神を基として始められました。

赤い羽根の共同募金は、法律に基づき、民間の社会福祉事業に必要な資金を県共同募金会に一元化し、県内の民間福祉施設・福祉団体・社会福祉協議会の福祉活動資金として配分されるものである。

毎年10月1日から12月31日まで、共同募金運動が全国一斉に実施されます。

【共同募金の実績】

(単位：千円)

区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
町内会	1,774	1,764	1,697	1,626	1,604
民生委員	498	465	398	352	366
学 校	165	175	180	181	190
街 頭	180	163	172	158	141
職 域	0	0	0	0	12
事務局	383	343	328	300	271
合 計	3,000	2,910	2,777	2,617	2,584

【共同募金配分金】

(単位：千円)

区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
福祉施設	—	—	—	—	1カ所 1,394
学童保育	—	—	—	—	—
子供遊び場	—	—	—	—	—
在宅援護活動	—	—	—	—	—
自主防災会	—	—	—	—	—
町内会	—	—	—	—	—
合 計	—	—	—	—	—

※平成24年度から平成27年度は申請なし

(12) 歳末たすけあい募金

【目的】 歳末たすけあい募金は、共同募金運動の一環として、歳末にあたり、低所得者や施設入居者等が明るい正月を迎えられるよう援護活動をするための資金として、12月1日から12月31日までの間、募金活動が行われる。

集まった募金は、民生委員を通じて市内の低所得世帯へ配分されます。

【歳末たすけあい募金の実績】

(単位：千円)

区 分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
町内会	2, 136	2, 188	2, 009	1, 800	1, 830
法人・大口募金	193	153	153	205	195
合 計	2, 341	2, 341	2, 121	2, 005	2, 025

【歳末たすけあい募金配分実績】

(単位：千円)

区 分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
低所得家庭	723	739	587	586	497
年越資金	491	460	478	486	450
児童学用品代 入学支度金	232	279	109	100	47
地域福祉・在宅サービス事業	579	748	879	801	779
繰越金	1, 027	854	655	618	749
合 計	2, 329	2, 341	2, 121	2, 005	2, 025

(13) 民生委員・児童委員活動の協力

地域での福祉活動を展開する上で民生委員・児童委員の協力は不可欠である。

地域福祉活動を効果的に行うため、情報の共有化や協力体制を強化していく。

- 1 共同募金・社協会費への協力
- 2 歳末たすけあい見舞金配分
- 3 資金貸付決定への助言
- 4 サロン活動への協力

(14) 生活福祉資金貸付

【目的】 低所得者・高齢者・心身障害者等に対し、資金の貸付けと必要な援助指導を行うことにより、その経済的自立及び生活意欲の助長促進、在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活が営めることを目的としている。

相談は、民生委員または社会福祉協議会で行っている。

【貸付額及び条件】 生活福祉資金貸付制度要綱による（平成2年10月施行）

（単位：千円）

貸付内容	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
緊急小口資金	23件 1,954	34件 2,393	37件 2,438	27件 1,843	27件 1,931
総合支援資金 生活支援費（新規）	4件 1,189	2件 140		4件 918	1件 225
総合支援資金 生活支援費（更新）	6件 723	3件 483		2件 72	
総合支援資金 一時生活再建費	1件 125			4件 175	
総合支援資金 住宅入居費	1件 160				
教育支援資金 就学支度費					
教育支援資金 教育支援費					1件 730
福祉資金 障害者自動車購入資金					
福祉資金 療養介護費	3件 707				
福祉資金 転宅費		1件 194		1件 391	1件 342
生活復興支援資金 一時生活再建費					
生活復興支援資金 生活再建費					
福祉資金 その他	1件 131	4件 596			3件 325
臨時特例つなぎ資金	3件 223	3件 137	1件 40	2件 72	1件 69
合 計	42件 5,212	47件 3,943	38件 2,478	40件 3,471	33件 3,548

(15) 日常生活自立支援事業

【目的】 判断能力の十分でない高齢者・知的障害者・精神障害者の権利を守り自立した生活が送れるよう生活支援員を派遣し、福祉関連サービスの利用契約や日常的な金銭管理、見守りを行う。

(単位：件)

区 分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
相談件数	13	33	38	32	60
利用件数	8	14	17	22	34

(主な業務)

支援計画の策定、管理 (利用者の希望によりサービスを選択)		
福祉サービスの利用援助	日常的な金銭管理サービス	書類等の預りサービス
<ul style="list-style-type: none"> 福祉サービスに関する情報提供・助言 福祉サービスの利用手続き援助 通知書類の確認援助 	<ul style="list-style-type: none"> 年金の受領確認 手当等の受領確認 日常的な生活費に要する預貯金の払い戻し 医療費の支払い 公共料金の支払い 家賃等の支払い 税金の支払い 	<ul style="list-style-type: none"> 預金通帳 (定期預金含む) 保険証書 不動産権利書等 実印、印鑑登録カード 銀行届印

(16) 成年後見制度への対応

【目的】 成年後見制度の利用者増大に対応する。

- 法人として後見人等の受任

平成 27 年 4 月 1 日より対応。就任依頼件数 8 件。(内受任承認件数 7 件)
受任件数 6 件。成年後見事業運営委員会 2 回開催。

- 市民を対象に後見制度講演会実施

平成 28 年 11 月 22 日講演会実施
口演・講談師 講演・社会福祉士
参加者 60 人

- 市民後見人養成講座実施

1 期目 平成 27 年 10 月 17 日～平成 28 年 9 月 24 日 修了者 8 人
2 期目 平成 29 年 1 月 21 日～ 10 日間の予定 受講者 14 人

(17) 生活困窮者自立相談支援事業

【目的】 市から受託され自立相談支援事業を実施。生活困窮者からの相談に対応し、生活の安定を目指す。

- ・相談件数 81 件（実人員）支援調整会議 9 回

(18) 小口資金貸付

【目的】 熱海市民の低所得世帯で、緊急かつ一時的に生活資金の必要な者に対し、援助指導を行うことにより、生活の安定と福祉の増進を図る。

貸付の対象	貸付限度額	償還期間	備 考
経済的支援の必要な人が属すると判断された世帯	50,000円	6ヵ月以内	会長が特に必要と認めた場合
	30,000円		—

【貸付の状況】

(単位：千円)

区 分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
件 数	6	3	1	14	6
金 額	115	60	3	205	54

(19) 老人クラブ連合会

【目的】 連合会の健全な発展を図るため事務局を設け、運営の育成に努める。

(20) 在宅介護者の会

【目的】 寝たきりの高齢者や、障害（児）者を介護している方々が共に集まり語り、悩みや経験等を交流し合うことでより良い介護を目指しながら、介護者の福祉向上を図ることを目的とする。

熱海市の福祉・健康

平成29年11月発行

熱海市福祉事務所

〒413-8550 熱海市中央町1番1号

長寿介護課

長寿総務室 TEL 86-6321・6322

長寿支援室 TEL 86-6325・6336

介護保険室 TEL 86-6282・6285

社会福祉課

子育て支援室 TEL 86-6351・6352

障がい福祉室 TEL 86-6335・6347

生活保護室 TEL 86-6331・6332

健康づくり課

健康づくり室 TEL 86-6293・6295

熱海市社会福祉協議会

〒413-0015 熱海市中央町1番26号

TEL 86-6339・6340
